

平成24年第3回(9月)川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号(9月4日)

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	38
○散 会	48

第2号(9月19日)

○開 議	51
○諸般の報告	51
○一般質問	51
久野孝史君	51
中澤莊也君	61
森 照信君	73
鈴木多津枝君	85
長塚 誠君	104
中田隆幸君	114
芹澤廣行君	120

○議案第43号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	133
○議案第44号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	135
○認定第1号～認定第7号の上程、委員会審査報告、討論、採決	138
○会議時間の延長	144
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○川根本町議会議員派遣の件	164
○閉　　会	164

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	長	塚		誠	君
2番	中	澤	莊	也	君
3番	芹	澤	廣	行	君
4番	中	村		優	君
5番	中	野		暉	君
6番	高	畑	雅	一	君
7番	森		照	信	君
8番	中	澤	智	義	君
9番	久	野	孝	史	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	中	田	隆	幸	君
12番	板	谷		信	君

不応招議員（なし）

平成24年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年9月4日(火) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第43号 川根本町防犯まちづくり条例の制定について
- 日程第 5 議案第44号 川根本町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 6 議案第45号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 7 議案第46号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第47号 平成24年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第48号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第49号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 認定第 1号 平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
教育長	杉山広充君	総務課長	西村一君
企画課長	羽倉範行君	税務課長	澤本勝美君
福祉課長	栗原卓君	生活健康課長	山下安男君
産業課長	長嶋一幸君	建設課長	大石守廣君
商工観光課長	筒井佳仙君	教育総務課長	大村敏正君
生涯学習課長	藤森敦君	会計管理者兼 出納室長	渡邊清君
代表監査委員	柳原義六君		

事務局職員出席者

議会事務局長 前田修児

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成24年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成23年度一般会計及び特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月27日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案7件、認定7件が町長から提出されております。

次に、閉会中の委員会について報告します。

6月28日の第2回定例会閉会后、第1回川根本町議会基本条例検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。結果、委員長に鈴木多津枝君、副委員長に中田隆幸君が選任されましたので、報告いたします。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成24年第3回定例会の開催をお願いいたしましたところ、何かと御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

8月31日、第66回全国茶品評会の審査結果が発表されました。川根本町からは普通煎茶4kgの部に10点、釜炒り茶の部に1点の出品をしておりましたが、普通煎茶の部で1等5席に丹野浩之さん、2等に川崎好和さん、相藤令治さん、ティーサークル徳山さん、3等に中川根はちなか園さん、大村雄一郎さんが入選いたしました。昨年の1等1席、2席、3席独占、農林水産大臣賞2つ、産地賞も取るという成績に比べると残念な結果ではありますが、上位入賞を果たすことができ、産地賞の部でも2位を獲得することができました。入賞を果たされた皆様おめでとうございます。また出品された皆様、そして摘採や製茶など様々な面で御指導、御協力をいただいた皆様、本当にお疲れさまでした。毎年のように出品してくださる皆様の努力があってこそ川根茶の今日の地位もあるわけでありますので、さらに精進し、いいお茶をつくっていただきたいと思います。

平和の祭典とも言われる世界のビッグイベント、オリンピックが終わりました。今回のロンドンでのオリンピックには、川根本町から大村朱澄選手がカヌースプリント競技の女子カヤックペア500mに出場することとなり、後援会では応援ツアーの募集を行いました。参加者が少なく、同行することになりました。

現地時間で8月5日の朝、早目の朝食をとってホテルをたち、最寄りのケンジントン駅からワンデーフリーカードを買って、ロンドン郊外にあるイトンドーニーのカヌー競技場を目指しました。同行の筑地後援会事務局長は、いつの間にか事前に用意した日の丸に「がんばれ大村あすみ選手」と大書した垂れ幕を羽織っておりました。広大な敷地に設けられたカヌー競技場は、周辺には王室の土地や施設もあるらしくすばらしい競技場で、オリンピックにふさわしい雰囲気を備えておりました。

予選2組に北本・大村ペアが登場すると、大型スクリーンに両選手が大写しとなり、特設スタンドからは日の丸の垂れ幕を振って大声で声援を送りました。スタートして間もなく水をあけられますが、後半の追い上げを期待して懸命に応援しました。北本・大村ペアも力いっぱいパドルを漕ぎますが、最後まで差を埋められず、残念ながら予選敗退となりました。2人の表情をスタンドからうかがうことはできませんでしたが、悔しかったに違いありません。殊に大村あすみ選手はペア競技だけで、シングル競技への出場はありませんでしたので、

悔しかったことと思います。

この悔しさが次のばねになります。残念な結果となりましたが、次の勝利にとって無駄な敗北はありません。大村選手はまだ発展途上、これからの活躍が期待される選手です。筋力をつけ、わざを磨き、タフな精神力を養って、さらに上をねらっていただきたいと思います。

これまで温かい応援をしていただいた町民の皆様、本当にありがとうございました。これからも御声援をよろしくお願いいたします。

今回のロンドンオリンピックでは、我が国は史上最高となる38個のメダルを獲得して終了いたしました。メダルの総数だけ見れば史上最高ということですから素晴らしい成績を残したと言えますが、内容を見てみますと、お家芸の柔道などメダルを期待されながら結果を残せなかった競技もありました。一方、史上初とか、これまでになかったというように、余り期待されていなかった競技や一般的にはポピュラーではなく、どちらかというマイナーと思われるような競技での頑張りが注目されました。サッカーやバレーあるいは卓球、アーチェリー、フェンシング、そして水泳や陸上のリレーなど団体競技ではチームワークのよさがメダルをもたらしました。女子選手の活躍も話題となりました。

競技以外でも、開会式や閉会式でのサプライズ、テロ防止のための厳重な警戒態勢、8年後を目指す開催候補地の様々な招致活動も話題となりました。殊に東京での開催を目指しながら、開催に対して賛成は47%、賛成でも反対でもどちらでもないという冷めた日本国民の反応が話題を集めました。男子サッカーでは、3位決定戦後の韓国の選手が「独島は我々の領土」とハングルで書かれた紙を掲げて走り回ったため、この行動が政治活動に当たるとして表彰式への出席を許されず、メダルの授与を保留されるという事態が起こり、オリンピックと政治の問題も話題となりました。

様々な話題や課題を残したロンドンオリンピックでありましたが、ロンドンに滞在しながらイギリスと日本の国柄の違いも感じさせられました。日本では連日にわたってオリンピックが報道されるのに比べ、イギリスでは、開催国でありながらオリンピックの報道は定時のニュース番組でごく限られた時間報道される程度で、ここで本当にオリンピックが開かれているのかという思いさえいたしました。

電通総研によると、ロンドンオリンピックにおける日本国内の個人消費は約3,867億円押し上げられたと試算しております。また、消費が誘発する生産、所得などを合わせた全体の経済波及効果は消費金額の2.18倍、8,037億円にも上るとしております。ロンドンオリンピックの消費押し上げ効果である3,867億円は、2008年に開催された中国オリンピック5,386億円や2004年に開催されたアテネオリンピック4,072億円に比べると小さな金額にとどまっておりますが、これはオリンピック商戦の約6割を占めるデジタル家電、特に薄型テレビの販売が不振だったことによります。今回のオリンピックで薄型テレビの販売がなぜ伸びなかったと言え、昨年の地上デジタルテレビへの移行特需の反動が出て、ロンドンオリンピックに合わせて新しいテレビを買おうという向きが少なかったからであります。

ロンドンオリンピック出発を前にした8月2日と3日の両日、中国浙江省竜泉市から蔡曉春書記をはじめ市の幹部や伝統工芸青磁の技術を継承する磁器職員ら9名の訪問団が川根本町を訪れました。この訪問団は川根本町との友好提携に向けて、交流推進に関する意向書の調印のために来町したものであります。

竜泉市との友好提携の動きは、平成21年12月3日の知事広聴において、川勝知事が「中国浙江省南西部の竜泉市が静岡県内の市町との交流を望んでいるが、竜泉市は森林の町で風光明媚、青磁や宝剣など伝統工芸もあり、茶やしいたけの山地としても知られる。川根本町も山間の町で美しい自然景観に恵まれた日本一のお茶を産する。ぜひ竜泉市と友好関係を結んだらどうか。世界一の青磁で世界一の川根茶を飲んだらどんなにすばらしいことだろう」という趣旨の御提言をされたことによります。

以来、県地域外交課や日中友好協議会の御指導をいただきながら友好提携に向けての準備を進めてきました。平成22年3月には県の定期調査団に3名の職員が参加し、竜泉市を訪ねました。7月には上海万博に参加、川根茶の呈茶とPRを行うとともに、副議長など6名が竜泉市長を訪ね歓談しております。浙江省人民政府からは竜泉市出身の季氏が来町、町内の産業・文化・観光関係の施設や見どころを案内し、町への理解を深めていただきました。富士山の高さにちなんだ「3776訪中団」には町長、議長などが参加しました。浙江省幹部との会談の席には、川勝知事に青磁の焼き物を寄贈するため、当時の竜泉市長、梁憶南氏が出席されておりましたが、思いがけず知事から「竜泉市との友好提携を進めている川根本町の佐藤町長も同席している」と紹介され、ごあいさつを申し上げる機会を得ました。その後の交流会の席では、同行の議長や課長などを交えて親しく懇談のひとつきを過ごしました。

翌23年5月には梁竜泉市長が本町におみえになる予定でありましたが、3.11東日本大震災の発生により、6月に延期され、さらに中国において人事異動が内示され市長がかわるといふ事態となりました。異動が内示されるとしばらくの間海外出張は許されないという中国の事情から、来町が延びておりましたが、本年4月には静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業の一環として来静中の中国人民政府関係者が本町を訪れ、そして今回の市長よりも格上となる蔡書記の来町となったのです。蔡書記は「両市町にとって新しい発展のスタート、様々な分野においてともに協力し、より美しい未来をつくろう」と述べられました。また、3日の茶茗館では川根茶を堪能され、茶茗館で使用する呈茶用の茶器をサンプルに青磁の茶器をつくって送り届けてくださることを約束されました。

今回の意向書の調印によって友好提携は現実のものとなってきました。今後のスケジュールについてはまだ具体になっておりませんが、本年秋に編成される県の30周年記念訪中団に加わり竜泉市を訪ね、蔡書記と再会するとともに、新市長の季柏林氏とお会いし、両市町にとって意義のある未来志向の友好交流につながるようなお話をしたいと考えております。

現在、日中の政府間には過去の歴史や領土をめぐる様々な問題が起こっております。その背景には国内の事情や天然資源、あるいは東シナ海の覇権をめぐる思惑などもあるよ

うですが、グローバル化が進む中、一衣帯水の両国が善隣友好関係を築いていくことが東アジアの安定と発展にとって極めて重要であると考えており、本町としては県の進める地域外交や民間レベルでの文化的・経済的交流の一翼を担い得る友好関係の構築に向けて、その地固めをしているところでもあります。両国の置かれた背景や立場を考慮しながら、民間も含めた両市町の交流へと広がっていくよう努めていきたいと考えております。

8月29日、内閣府では東海・東南海・南海の震源域が連なる南海トラフの最大級の巨大地震の津波高・浸水域の推計と被害想定を公表しました。それによると、死者は関東以西の30都府県で32万3,000人、本県では10万9,000人と、静岡県の東海地震第3次被害想定5,851人を大幅に上回っております。

9月1日の防災の日には町内各地で自主防災訓練が行われました。東北地方太平洋沖地震では大津波と原発事故が大きな話題となり、その被災の大きさから南海トラフ巨大地震においても津波と原発の問題が大きくとらえられておりますが、9月2日放映のNHKテレビ「崩れる大地」では、東北地方太平洋沖地震においても大小437カ所で土砂崩壊があったことを伝えております。また、中越地震や岩手・宮城内陸地震における土砂災害、今年の紀伊半島での豪雨による土砂災害も記憶に新しいところでもあります。南アルプスを擁する川根本町は近年話題となっている深層崩壊発生の危険も高いと言われております。深層崩壊の危険箇所については調査結果がまとめられ、9月上旬ごろには説明がなされると聞いております。

8月23日から25日にかけては全国治水砂防協会静岡県支部の視察研修に参加させていただきました。今回の視察研修は宮城県岩沼市、石巻市など東北地方太平洋沖地震の大津波によって多くの犠牲を出した地域のその後の復旧・復興に向けての動きや課題について研修してきました。既に発災して1年半になろうというのに、なかなか復興が見えてこない状況にありますが、現地を訪れて感じるのは、これが精いっぱいなのかもしれないということでもあります。被害が余りにも大きく、復旧しようにも近年の大幅な公共事業削減などにより土木業者も、土木作業従事者も、重機も不足する、骨材も不足するという状況、さらには市役所や役場の職員の数も不足するという事態の中で悪戦苦闘しているのが現実なのだ実感させられました。

参議院は、野田首相に対する問責決議を自民党など野党の賛成多数で可決しました。これにより政局が流動化することになると思われますが、先行き不透明な状況の中で政界再編含みの混乱が続くことが予想されます。震災からの一日も早い復興のためにも、世界の信頼を得る外交関係の構築のためにも、景気対策をしっかり進めるためにも、何よりも政治の安定が望まれるところでもあります。

秋は行楽の季節であります。川根本町にとっては観光客が最も訪れる時期となります。ここ数年、入り込み客数の減少が大きな問題となっておりますが、トップシーズンに向けて10月5日から4日間にわたって行われる島田市との共催事業「SLフェスタ」のほか、寸又峡温泉和紙のあかり展、産業文化祭、奥大井ふるさとまつりなど、様々な秋のイベントも控え

ております。町の元気を精いっぱい発信していきたいと考えております。

本定例会では、同意1件、条例制定2件、規約変更1件、財産取得1件、補正予算3件、決算認定7件の計15件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、長塚誠君、2番、中澤莊也君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（板谷 信君） 日程第3、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。

この委員会は3名の委員から成っており、このうち、坂本利夫氏が平成24年10月25日をもって任期満了となり、退任されることになりました。ついては同委員の後任として、坂本陽俊氏を議会の同意を得て選任したく、提案するものです。

坂本氏は、昭和18年4月25日生まれの68歳、42年間町職員として活躍いただきました。平成5年度から平成15年度まで各課長を歴任され、そのうち平成8年度、15年度には税務課長として税務事務を統括するなど、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから委員として適任であると考えます。

なお、任期は、平成24年10月26日から平成27年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 確認の質疑をさせていただきます。

これは、不服申請が出された場合に、こういう委員の方々が委員会を開くということなんですけれども、今までに不服申請が出されたことがあるんでしょうか。

それから、口頭審理の委員会が開かれる場合には傍聴できるというふうになっているんですけれども、委員会開催日時のお知らせはどのようにされるのか。

2点お聞きします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今までに不服の申し出等があったかという点について、私の記憶のある範囲、私が入って以来、まだこの件目ございません。

それから、会議の公表等ですけれども、当然ホームページ等、通常の会議と同様に通知いたして公表をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◇

◎日程第4 議案第43号 川根本町防犯まちづくり条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2、3、4ページをごらんください。

静岡県では平成16年4月1日から静岡県防犯まちづくり条例を施行し、警察、県、県民、事業者等が一体となり、犯罪の起きにくいまちづくりを推進し、安全・安心して暮らせる社会の実現を目指して取り組んでいます。

この条例では主に「県は」と規定していることから、この適用がなされない町の業務について、犯罪の起きにくいまちづくりを目的に、町の条例を制定するものです。

本案の内容につきましては、町、町民、自治会等及び事業者が相互に協力して犯罪の防止に取り組むことで、安全で安心して暮らせることのできる地域社会を実現するため、町の責務及び町民、自治会等並びに事業者の役割を明らかにし、町の責務は必要な啓発活動、情報提供、環境整備の実施、町民等の役割は防犯まちづくりへの取り組みや協力であること等基本事項を定めております。

町民が安全で安心して暮らせる地域づくりは、一人一人がしっかりした意識を持ち、地域全体が町や警察等と連携を図りながら一体となって進めていくものであると考えます。

この条例により町の総合計画の施策の一つである、ゆとりと安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりという目標の実現が図られるものと考えます。

以上、川根本町防犯まちづくり条例の制定について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

また確認ですけれども、この条例制定と次の条例制定は、これからたぶん議長が委員会、あ、もう委員会に付託ということは今言われましたけれども、議運では高畑委員長や中野議員から、大筋があって制定するものだから委員会で審査しても内容を変えることはできない

のだから、委員会付託する必要はないということで、これまで新規の条例制定とか、町民に大きな影響が出るものについては委員会に付託して審査するというふうに慣例的にしてきたものを、反対の意見があり、結局、採決という今までにない方法で委員会付託が決められたものです。本当に委員会で審査した中で変更する意見が出たときに、それが大勢になったときであっても変更の余地がないものかどうか、変更してはいけないのかどうか、もとがあるということで。その点について確認をいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これは、先般の議会運営委員会において鈴木議員が同様の御質問をされたことでもありますけれども、行政側としては議案として提出しておるものですから、その審議等につきましてもは議会側にゆだねられるということになりますので、私どもがそのものについてこうあるべきというような判断は申し上げるところでないと思っておりますけれども。

○議長（板谷 信君） 議会に修正権があるというのは、これはもう決まり切ったことだもんで。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定については第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第5 議案第44号 川根本町暴力団排除条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5、6、7ページをごらんください。

静岡県では平成23年8月1日から静岡県暴力団排除条例を施行し、警察、県、県民、事業者等が一体となり、静岡県から暴力団を排除し、安全で平穏な県民生活を確保できるよう取

り組んでいます。

この条例では主に「県は」と規定していることから、この適用がなされない町の業務について、暴力団を排除する目的で町の条例を制定するものです。

本案の内容につきましては、暴力団員等による不当な行為を防止し、これにより町民生活及び町内の事業活動に不当な影響が生じないようにするため、町の責務及び町民、事業者等の役割を明らかにし、町が実施する事業が暴力団の利益とならないよう必要な措置を講じ、町が町民等に対して適切な支援を講じ、町民が暴力団等に利益を供与したり、暴力団の威力を利用することを禁止する等基本事項を定めております。

町民が安全で安心して暮らせる地域づくりは、一人一人がしっかりした意識を持ち、地域全体が町や警察等と連携を図りながら、暴力団関係者を排除することを進めていくものであると考えます。

この条例により町総合計画の施策の一つである、ゆとりと安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりという目標の実現が図られるものと考えます。

以上、川根本町暴力団排除条例の制定について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号は第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定については第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第45号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部
を変更する規約について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を

変更する規約についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由とその内容について説明いたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行、平成24年7月9日施行により、外国人登録制度が廃止になったことから、市町の負担金の算定基準を前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口と規定している静岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じたため、変更を行うものです。

同規約の変更については、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、県内全市町の議会において規約変更の議決を求めるものであります。

議案10ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約別表第2、備考1中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削り、同表備考2中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削るものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これは簡単な通告をしてありますので、それに基づいてお尋ねをいたします。

今年の7月から外国人登録法が廃止されて住民基本台帳で管理するということになったんですけれども、そのことで当町の外国人の方の移行した状況、特に75歳以上の方が何人いらっしゃるのか、その点についてお聞きします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） お答えいたします。

7月9日の法改正後、住民基本台帳に登録された外国人の方は42世帯、男20名、女性の方50名、合計70名です。その中で75歳以上の方はおられません。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第46号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第46号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第46号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度大規模地震対策等総合支援事業消防ポンプ自動車購入物品売買契約の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月31日に10社をもって指名競走入札を実施いたしました。その結果、株式会社カーサービスマツモトが落札し、契約金額1,720万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成25年3月21日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これも通告をしてありますので、その答弁をお願いします。

まず1点目は、契約金額が1,720万円とのことですが、全体のこのときの入札の結果、他社の、ほかの会社が入れた金額、それから予定価格の報告をお願いいたします。

それから、2点目ですが、これまでは本体価格と艀装、装備と書きましたけれども、艀装と言うようで、艀装経費を分けて議会の議決が必要な1,500万円を超えたものということで、合わせて5,000万円の方も二本立てでやっていたと、見ていたということですが、今後は全体の金額で、本体価格と艀装価格を合わせた金額で議会の承認を得るかどうかを判断するということですが、今回の本体価格とその艀装にかかる経費、それぞれ幾らかお答えをお願いします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 1番目の入札の予定価格の報告ということですのでけれども、これにつきましては先ほど言いましたように、入札比較価格は1,785万円でありまして、落札価格につきましては1,720万円でした。

他社につきましては、また後ほど説明させていただきたいと思います。

それと、今回の本体価格と装備経費を分けて議会の方に説明するということでしたので、それにつきましては、車両価格が678万200円、それから艀装費につきましては989万4,500円、附属品が46万6,800円、あと消費税と登録諸費用ですけれども97万7,055円、総額が1,811万8,555円の設定額となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、この予定価格と落札価格というのは税込みの金額ということなんですね。確認させてもらいます。消費税が込みの価格で。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 車両の場合は税込みでやっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 工事請負の場合は税抜きで入札をして、こういう物品購入の場合は税込みの価格で入札して、先ほど各社の額を言われたんですけれども、全部税込みの額だということなんですね。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 車両の場合は税込み価格ということでやらせていただいております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、財産の取得については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第47号 平成24年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億633万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,627万6,000円としたものであります。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものであります。

第3表では、地方債の追加と限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、町有地などの公共敷地周辺景観整備委託費の増額、地域自治会振興事業における地区集会所の耐震化工事経費、集会所修繕工事に伴うコミュニティ施設整備事業費補助金の増額、いやしの里診療所への繰出金、景観保全、森林整備事業業務委託料の追加、林道維持管理に伴う委託料及び重機借上料の増額、河川維持のための委託料及び重機借上料の増額、林道災害復旧事業費の追加などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の一般15ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は3,517万円の増額です。これは財産管理費として町有地などの公共施設敷地周辺景観整備委託料の増額、自治会振興費として4地区の集会所の耐震化工事費の増額、1地区1施設の修繕工事費の増額、7地区の集会所の耐震化工事に伴う補助金の増額及び減額です。各集会所の工事実施に伴う実施設計に基づく調整となっております。

15ページ、16ページをごらんください。

第2項企画費は6万1,000円の増額です。これはまちづくり事業費として普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。ダム水源地域振興費として、長島ダム水源地域振興費補助金交付要綱に基づく長島製茶工場の屋根修繕工事に対する補助金の追加をお願いするものです。

16ページをごらんください。

第5項選挙費は10万4,000円の増額です。これは中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求める静岡県条例制定請求者名簿の審査に伴う選挙管理委員会委員報酬職員諸手当、消耗品費、通信運搬費、複写機使用料の増額をお願いするものです。17ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は131万4,000円の増額です。これは社会福祉総務費として、創造と生きがいの湯に設置されているボイラー熱交換機故障に伴う修繕費の増額で、緊急的に工事費から修繕料へ流用し修繕を実施させていただいておりましたので、流用元である工事費への増額です。心身障害者福祉費として、現在、藤枝市に建設予定の障害者支援施設「天竜ワークキャンパス」への補助金の追加です。老人福祉費として、高齢者見守りネットワーク推進事業として講演会開催に伴う講師謝礼及び活動に着用するジャンパー、名札等の購入費の追加をお願いするものです。

17ページ、18ページをごらんください。

第2項児童福祉費は38万7,000円の増額です。これは児童福祉施設費として、三ツ星保育園の給湯器故障に伴う給湯器購入費の増額です。子育て支援対策費として、普通地方交付税決定に伴う社会福祉基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。

18ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,174万9,000円の増額です。これは診療所管理費として本川根診療所へのシャワーブース設置工事費の追加と、いやしの里診療所において現在、常勤医師が不在のため週3日を派遣医師で対応している経費について10月以降も引き続き同様に対応するよう特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものです。

18ページ、19ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は2,760万3,000円の増額です。これは林業振興費として、小型哺乳類動物捕獲用わな購入費の増額、観光景観保全森林整備事業費の増額、森林情報システム整備事業について、当初予算では全額を備品購入費で計上しておりましたが、事業内容精査により事業費の一部を委託料に切り替えるものと、有害駆除、これはイノシシですが、捕獲用おりの購入費の増額、野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の増額、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金の補助単価改正に伴う補助金の増額をお願いするものです。林道費は、林道維持管理委託料及び重機借上料の増額をお願いするものです。

19ページ、20ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は218万8,000円の増額です。これは商工業振興費として、売れるものづくり支援事業費補助金の増額とまりのくに施設の空調機等の修繕費用を増額するものです。

20ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は22万5,000円の増額です。これはTOUKAI-0専門家診断委託料の増額です。

20ページ、21ページをごらんください。

第2項道路橋梁費は720万円の増額です。これは道路維持費として、道路補修費に使用する原材料購入費の増額です。道路新設改良費として、野志本下村線拡幅改良に伴う設計業務委託料の追加と上長尾バイパス工事に伴う高郷河川敷公衆トイレ設計業務委託料の追加と、橋梁維持費として、今年度策定中の橋梁点検及び修繕計画策定業務委託料について、これまで策定した15メートル以上の橋梁を含めた全体計画とするよう委託料の増額をお願いするものです。

21ページをごらんください。

第3項河川費は665万円の増額です。これは河川総務費として、河川協会負担金が災害復旧工事増に伴う河川協会負担金の増額と、河川維持費として、田代排水機場水位計及びセンサーの取り替えに伴う修繕料の増額、小規模施設修繕業務委託料の増額、田代排水機場点検業務委託料の増額、重機借上料の増額をお願いするものです。

22ページをごらんください。

第4項住宅費は220万9,000円の増額です。これは高郷団地の浄化槽曝気用ブロワ交換工事費の追加をお願いするものです。

22ページ、23ページをごらんください。

第9款第1項消防費は592万1,000円の増額です。これは常備消防費として、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の変更交付申請に伴う財源更正です。非常備消防費として、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の変更交付申請に伴う財源更正及び消防団員の安全装備品購入経費に対し消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金を充てるよう財源更正をお願いするものです。消防施設費として、青部バイパスと県道川根寸又峽線との接続道路工事に伴う防火水槽及び火の見やぐら移設に関する防火水槽用地登記手数料の追加、防火水槽及び火の見やぐら移設工事費の追加、防火水槽移転用地購入費の追加、同用地の茶樹補償金の追加をお願いするものです。災害対策費として、デジタル移動通信システム設備設計業務委託料の減額及び局舎建築に係る地質調査業務委託料の追加、防災行政無線のデジタル化に対する経費について緊急防災・減債事業債を借り受けるための財源更正をお願いするものです。

23ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は22万6,000円の増額です。これは普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正と教育相談員不在に伴う教育相談員報酬の減額、臨時職員の賃金の追加をお願いするものです。

23ページ、24ページをごらんください。

第4項社会教育費は32万6,000円の増額です。これは生涯学習推進費として、生涯学習推進事業交付金について、各地区の事業量及び事業費の増に伴う交付金の増額です。文化会館運営費として、普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源

更正をお願いするものです。

24ページをごらんください。

第5項保健体育費は、普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正をお願いするものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は500万円の増額です。これは昨年度の台風15号による災害に係る経費です。林道寺沢線災害復旧工事に伴う残土処理場整備工事費の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は4億2,129万8,000円の増額です。本年7月に普通交付税が決定し、本町分は26億2,129万8,000円の交付となりますので、当初予算額との差額分の増額を今回全額計上するものです。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は25万5,000円の増額です。これは町有施設である2地区の集会所修繕工事に係る負担金です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は11万3,000円の増額です。これは地域住宅支援総合交付金の追加です。

10ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は1,804万2,000円の増額です。これは民生費県補助金として、高齢者等見守りネットワーク事業に充当するため、地域支え合いづくり事業費補助金の追加です。農林水産業費として、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金の補助単価改正に伴う増額です。商工費県補助金として、観光景観保全森林整備事業費に充当するため、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の増額です。土木費県補助金として、TOUKAI-0総合支援事業費補助金の増額です。消防費県補助金として、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の変更交付申請に伴う補助金の調整です。

11ページをごらんください。

第3項委託金は10万4,000円の増額です。これは中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求める静岡県条例制定請求者名簿の審査に伴う事務交付金の追加です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は616万1,000円の増額です。これは介護給付費返還金及び地域支援返還金の町負担分の繰入金の増額です。

11ページ、12ページをごらんください。

第2項基金繰入金は3億1,055万8,000円の減額です。これは今回の補正において一般財源の調整による財政調整基金繰入金及びまちづくり基金繰入金、社会福祉基金繰入金の減額と長島ダム水源地域振興費補助金交付要綱に基づく長島製茶工場の屋根修繕工事に対する補助金に係る長島ダム水源地域振興基金繰入金の取り消し分の増額です。

12ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は841万8,000円の増額です。これは地区集会所の耐震化工事に伴う静岡県市町村振興協会コミュニティ施設改修事業助成金の増額と青部バイパスと県道川根寸又峡線との接続道路工事に伴う防火水槽及び火の見やぐら移設に関する県からの移転補償金の追加、消防団員の安全装備品購入経費に対し消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金の追加です。

13ページをごらんください。

第20款町債、第1項町債は3,750万円の減額です。これは緊急防災・減債事業債については、防災行政無線デジタル化工事に伴う経費に係るものと、普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の決定による減額です。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

役場本庁舎電話機器更新に伴い機器の保守業務委託契約をお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

防災行政無線デジタル化工事に伴う経費に係る緊急防災・減債事業債1,250万円の追加と臨時財政対策債の起債限度額を3億円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

金曜日に全協がありまして、終わったのも7時ごろということで、土・日、行政お休みで、昨日1日だけの準備で通告を一応はしたんですけれども、なかなか調べて通告というだけの時間がなくて、調べる時間がなかったもんですから、再度通告し直したりということで、課長さんたちにも大変御面倒をおかけしました。その上で、8点ほど質問をさせていただきます。

まず一つ目は、18ページの6-2-2 林業振興費、13節委託料の細節5、景観保全森林整備事業業務委託料904万8,000円に歳入の14-2-5 商工費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業補助金909万4,000円を充てるというふうになっていますけれども、これは補助金の目的から外れはしないかということを確認したいのですが、よろしく願いします。

そして、どのように使うのか、算出根拠なども通告してあります。よろしく願いします。

それから、2点目ですけれども、19ページの6-2-5 林道費、14節重機借上料1,000万円について、当初予算で768万円、6月補正でも750万円増額して、約1,500万円の予算があるんですけれども、説明では、台風4号などでほとんど使って、120万円くらいしか残っていないという説明でしたけれども、この借上料の支払いの計算はどのようにされるのかお聞きします。

それから、3点目ですけれども、19ページの7-1-2 商工業振興費、19節売れるものづ

くり支援事業費補助金168万8,000円について、当初予算で100万円計上してありましたけれども、大変好評との説明でしたが、これまでどんな事業にどれだけの補助をされたのかお聞きします。また、売れぐあいの見通し、効果などわかりましたらお願いいたします。

4点目ですけれども、20ページ、7-1-8のもりのくに修繕料50万円は空調修繕料ですけれども、その修繕の内容について、どのような修繕をされるのかお聞きいたします。

それから、5点目ですけれども、20ページ、8-1-1土木総務費の13節委託料、TOUKAI-0 専門家診断委託料22万5,000円について、当初予算でも22万5,000円計上してありますが、昨年の当初予算では45万円、補正でも45万円増額をして20件の実績があったわけですけれども、これに比べると今年度は半分しか計上されていない、今回の補正を入れても半分にしか到達しないということで、本年度の見込みを少なくしている理由は何なのかお聞きいたします。

それから、耐震補強工事、この専門家診断をやった後、耐震補強工事に進むのはどれくらいなのか、最近の実績でわかったら教えてください。

6点目ですけれども、21ページ、8-4-1町営住宅等管理費、13節工事請負費220万9,000円の積算根拠について説明をお願いいたします。

それから、7点目、23ページ、10款1項3目の1節報酬で、教育相談員報酬の16万8,000円減額についてですけれども、9月分までの半年分を減額するもので、探したけれどもなかなか見つからなかったという説明だったんですけれども、時給が条例にもあるんですけれども、あ、条例には時給までは決めてないですね。時給が875円ということで、非常に責任が重い任務に対する時給としては余りにも安過ぎるのではないかと思います。これは当初予算で議論すべきことだったのかもしれませんが、こうやって探しても人が見つからないということで気がついたんですけれども、この教育相談員というのは、規則に青少年の健全育成を図るために教育委員会事務局に置くというふうにしてあります。半年間不在だったということで、これからもどれくらい不在になるのか、すぐに見つかる当てがあるのかどうかわかりませんが、その不在の間の対応はどのようにされているのかお聞きします。

また、全協で私は、先生方の悩みを聞く任務をされているというふうに勘違いして質問をしましたけれども、そうではないということで、条例を見て気がつきましたけれども、先生方の悩み、今大変社会的な問題になっておりますけれども、そういう相談などへの対応はどのようにされているのか。また、月1回、県よりスクールカウンセラーが見えて対応されているという説明もありましたけれども、このことで先生方への対応ができるのかどうか、その点もお伺いいたします。

最後の質問ですけれども、24ページの11-1-2 林業施設災害復旧費、15節の工事請負費500万円の増額なんですけれども、増額の理由と積算根拠をお聞きいたします。

6月の補正で1億1,210万円増額しておりますけれども、この中に寺沢線残土処理場を元

小学校跡地に造成するための予算が570万円あるというふうに聞いていましたけれども、今回河川への流出を防ぐ工事などによる500万円の増額をするという説明でした。どういう工事に必要なのか、積算根拠について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁をお願いしますけれども、産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 御質問のまず1点目の6款2目林業振興費について、御質問の内容についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、商工費県補助金を財源とした景観保全森林整備事業は、歳入を商工費、歳出を林業振興費に予算を組んでいるものであります。県の補助金の目的が雇用を創出する目的の事業で、その雇用による事業自体が景観保全森林整備という林業のくくりで実施されるということから、町としてはこのような予算繰りをさせていただきました。

どのように使うかというようなことでございますけれども、新たな雇用をもって主要道路周辺を中心に、景観形成に資する森林の整備を実施するものであります。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 款の順番でいくつもりでございますので、建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、建設課関係の御質問につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、6款2項5目の林道費、14節重機借上料でございますが、この支払い計算はどのようにするのかという御質問です。

重機の借り上げにつきましては、ダンプ、トラックやバックホー等の大型の重機を所有をしております町内の業者と重機の種類ごとに1時間当たりの単価契約を締結をしております。役場から作業場所や作業内容を業者に連絡をいたします。そして業者からは、作業終了後、作業状況の写真とあわせまして報告書を提出していただきまして、精算を行っております。

次に、8款1項1目土木総務費の関係です。13節の委託料、TOUKAI-0 専門家診断委託料の関係で、今回22万5,000円の増額はさせていただきますけれども、本年度当初予算22万5,000円と合わせても昨年度の実績と比較して半分しかない理由は何か。また、耐震補強工事まで進むのはどのぐらいかという御質問ですが、TOUKAI-0 専門家診断につきましては、社会資本総合整備計画という計画がございますが、この中で5カ年間の年度別事業計画を定めております。その計画に沿いまして当初予算に計上をしております。その計画によりまして、昨年は10件、本年度は5件という当初予算でございました。

本年度の実績ですけれども、当初予算5件ということでしたが、既に5件の申し込み者がありましたので、新たに今回5件の追加をお願いするものでございます。

次に、耐震診断を受けて補強工事まで進むのはどれぐらいかという御質問でございますが、実際の補強工事まで進む方は非常に少ないというのが現状で、最近の実績で言いますと、平

成22年度が5件、平成23年度が1件、本年度は5件の耐震診断を実施いたしましたけれども、その中で、現時点での耐震工事の希望者はございません。

次に、8款4項1目町営住宅等管理費でございますが、15節工事請負費220万9,000円の積算根拠という御質問ですが、今回の工事請負費220万9,000円の増額についてでございますが、これは高郷住宅団地の浄化槽ブロワの取り替え工事に伴いますもので、内容はブロワ2基の取り替え工事、それと現在ブロワが水中式となっております、日常の点検が非常にやりにくいということで、今回、地上式に変更をしたいと計画しております、これらに対します費用でございます。

次に、11款1項2目林業施設災害復旧費でございますが、15節工事請負費500万円の増額について工事内容の説明をという御質問ですが、今回の500万の補正につきましては、林道寺沢線の災害復旧工事に伴います残土処理場整備工事によるものでございまして、6月定例議会で570万円の補正を行いまして、今回新たに500万円の増額補正をお願いするものでございますが、施工箇所は壱町河内地区の元小学校跡地になります。

この施工箇所でございますけれども、県が指定をしてあります砂防指定地ということになっております。残土処理場として整備するためには県との協議が必要ということで、島田土木事務所と協議を行いました。その結果、土砂の流出の危険がないよう十分な締め固めを行い、法面保護工事を実施することという指導を受けました。この指導を受けまして、今回大型ブルドーザーにより締め固め工事と法面の緑化工事、それにあわせて土砂搬入口の町道の舗装で土砂搬入のためのダンプがたくさん通りまして、舗装が傷んでしまいましたので、舗装の復旧工事をあわせて今回実施したいということで、増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 御質問の7款1項2目商工観光費、19節売れるものづくり支援事業補助金について、これまでの実績と効果についての御質問ですが、平成22年度はフレーバーティーとスイーツの開発に48万7,000円の補助を行いました。

フレーバーティーとスイーツは、県庁や空港などへの展示や、商工会全国物産展など各種の機会に販促活動を行い、販路確保が少しずつできている状況です。

スイーツにつきましては、個店販売で固定客もでき始めているという報告を受けております。23年度の事業は、千頭温泉を利用しました設計に42万7,000円、ゆず組合によるゆず関連食品の開発に54万5,000円の補助を行いました。設計につきましては1,400個製作し、現在1割程度売れているという状況です。ゆず関連食品につきましては、飲みきりゆずを2,000本、そのほかポン酢2種類、ゆず味噌をそれぞれ300個から600個ほど製造し、コンビニ等に出荷しております。出荷予定のすべてを出荷しておると聞いております。

今後のゆず関連食品につきましては、加工用の食材を町内の他の農家から調達し、製造す

る予定でありますので、今後、他の農家への経済効果が波及していくことが期待できる状況になっております。

次に、7款1項8目もりのくに修繕料50万円につきまして、現在5件の修繕費84万3,000円を支出しております。今回、厨房の空調機の不調のためコンプレッサーなどの部品交換と冷媒の補充費用が不足となったため、今後予想される修繕費用と合わせて50万の増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） それでは、10款1項3目の教育諸費の関係で、教育相談員の報酬の減額という補正を上げさせていただきました。その関係で、相談員の報酬の単価のこの質問であるかと思えますけれども、その単価につきましては、当初組まれた単価ということで御理解いただきたいと思えます。

今後、25年度の当初を予算編成する際には、他の報酬との絡みを考えながら、今後検討していきたいと考えております。

次に、規則に青少年の健全育成を図るためというところの質問で、不在の期間の対応はどのようにしていたのかという質問でありますけれども、事案等々は今年度ありませんでした。教育長と私で対応するというところで考えておりました。

3番目ですけれども、先生方の悩みや相談などへの対応をどのようにしているのかという御質問ですけれども、一般教職員からの相談は、それぞれの学校ごとの管理職、校長、教頭が行っているということです。学校内に悩みや相談を受ける教員をそれぞれの学校で定めているということで、男性1名、女性1名ということでそれぞれの学校ごとに定めているということでございます。

それと、月一度、県よりスクールカウンセラーが来て対応しているという関係の質問で、先生方への対応もあるのかというところでございますけれども、スクールカウンセラーの事業につきましては、月一度それぞれの学校の方に訪問されまして、対象は特に限定しておりませんので、生徒・児童、保護者あるいは先生という形で、その中にも先生が含まれているということでもありますので、そんなことで御理解ください。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

1点だけ再質問させてください。

最初の林業振興費、13節の委託料についてですけれども、算出根拠と、どのようにこの補助金909万4,000円が使われるのかという質問をしましたら、景観保全のための森林整備ということで、大まかなお答えだったものですから。それにしても予算の計上の仕方が904万8,000円という細かいところまで出ているものですから、何か計画があるのかどうか。どの

ようにこういう金額が出されたのかについて、もう少しわかりやすく説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 算出の根拠ですけれども、議員御指摘のとおり、細かな設計をもって設計しています。新規雇用については4名分というような形で、人数分と、あと監督者とか、その他もろもろの人数も合わせて909万4,000円という金額にさせてもらっております。今、その詳細な設計書をちょっと持っていませんので、もしあれでしたら、後々御説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 2番、中澤です。

10款1項3目教育総務費の7節賃金の臨時雇い賃金につきまして質問をさせていただきます。

過日、全協の方で教育長の方の説明の中で、10月から指導主事を週2日間、1日8時間で、単価875円ということで雇用をしていって、平成25年度には学校教育、学力の向上、人格形成ということで本格的に雇用していきたいという説明がございましたが、この辺について指導主事の先生を10月からというそのめどが立っておるのか、どのような方を雇用していこうとしているのか、その辺について伺わせていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 過日、指導主事という言葉は出していないと思いますが、私の方では指導主事という言葉は出していないと思います。

10月からの臨時雇いですけれども、今のところ教育総務課の勢力アップのために事務的な臨時職員を考えております。いいでしょうか。指導主事ではありません。

ちょっと申し上げますと、指導主事という言葉はありますけれども、教育の経験がある、例えば教員の経験があるとか、現職の教員とか、そういう人は指導主事になることができますけれども、それ以外の方は難しいことが法的にはあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） 全協のときに今議員が言われた指導主事という言葉のことは、今教育長が言われたように全然言ってないということでもありますけれども、言っております。19条の第2項に市町村教育委員会の事務局には指導主事、その他の職員を置くことと定められているということで、榛原地区の牧之原市では4名、吉田町では2名の学校勤務経験者を置いているというところの説明の中に指導主事という言葉が、この前の全協のときには出ているかと思っております。今教育長の言われたように、事務的な指導主事を10月から置くということは言っておりません。事務的な臨時雇い上げの賃金をお願いしたいということで、そういう説明の経緯の中に指導主事という言葉が入っていたかと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまのことに行政側としてもちょっと補足で言いますと、教育長が申し上げたのは当面の課題の中、それから来年度以降の取り組みの中で指導主事というものがあると。ただ、今回の補正については、先ほどの説明のとおり、現状の中でいわゆる各学校間との連携をより強化するということと、それから、以前、文化会館にあった事務所が支所の方へ移っている間の中、非常にそういう事務的なものの中でも整理できない部分があるということで、それらを総合的に整理して、より機能を強化させたいという中の臨時職員であるということで御理解ください。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩します。

再開は10時40分です。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第9 議案第48号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,488万5,000円としたいものです。

これは前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金についての精算です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は611万6,000円の減額です。これは当初予算において介護給付費準備基金積み立てを予定しておりましたが、積み立てを取りやめたための減額です。

第7款諸支出金、第1項繰出金は616万1,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は9,294万円の増額です。これは前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は2,898万9,000円の増額です。返還金等の財源として基金を取り崩すものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は6,399万6,000円の増額です。前年度歳計剰余金が決定したことによる増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

社協の不正受給事件がありまして、3月の補正で3,973万3,000円戻されたと聞いていますが、今回の補正でそれが国、県、一般会計などにくんだと思いますけれども、どこに幾ら返還になるのか。どういう処理がされたのか。系統的にきちんと報告を議会は受けていませ

るので、その内容報告をお聞きしたいと思います。

それから、歳出の方ですけれども、7-2-2の国県支出金等返還金の23節償還金利子及び割引料の細節6の国県支出金等返還金8,063万9,000円についてですけれども、変な質問をしましたけれども、全協のときにどなたかが、例のものが4,000万円も入っているという話をちょっと耳にしました。どういうふうな計算になっているのかお聞きいたします。どういうふうな計算というのは、国・県返還金の8,063万9,000円の中身についてどういう計算になっているのかお聞きします。

それから、細節7の支払基金等返還金の1,230万1,000円についても、同様に積算根拠の説明をわかりやすく求めます。

それから、7-1-1の一般会計に戻す616万1,000円は前年度精算とのことですが、国や県支払基金に戻すものに比べて非常に少ないんですけれども、なぜこういう計算になったのか、この積算根拠についてもお聞きいたします。

それから、歳入の7-2-1介護給付費準備基金繰入金2,898万9,000円について、繰越金6,399万6,000円とありますけれども、この両方を使わないと返還金の財源として足りないということで基金を取り崩すものになったわけですが、基金は、本来3年ごとの事業計画の最終年度には全額取り崩すというのが原則で、給付見込みが少なく、残ったものは次の計画で全額入れて保険料を算出するということになっています。全協で、お名前申し上げて申し訳ありませんけれども、副町長が、基金は3年で使うものだから今回の1回目の取り崩しのことがちょうどいいと言われたのかどうかわかりませんが、言われましたが、第5期事業計画を見ますと、準備基金の取り崩しは3年間で580万円しか計上されていません。このように返還に取り崩しても、今回は1,600万円以上、決算額から見ると、23年度末の額から見ると残っているわけですね、現在。これを見ますと、保険料を結局、24、25、26の3年間の計画を立てるときに高く見積もられてしまったのではないかというふうに思いますけれども、どのように考えるか御答弁をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 1番目の質問からお答えいたします。

平成23年度中の介護給付費の不正請求に係る介護給付費の返還金ですけれども、3月の補正額は3,973万3,000円でしたが、補正後に町の社会福祉協議会より介護報酬自主点検に係る介護給付費返還金と高額介護サービス費、また不正請求に係る高額介護サービス費分が返還されましたので、合計額で4,133万2,007円になりました。補正後の返還加算分の額ですけれども、介護報酬利子へ点検に係る介護給付費返還金分が123万1,109円、それから介護報酬利子へ点検に係る高額介護サービス費分が1万5,355円、それから不正請求に係る高額介護サービス費分が34万1,289円です。

議員より御指摘がありましたとおり、返還金の全額が町の介護保険会計に収納されるわけではありませんが、国・県支払基金に返還する必要があります。これは国・県支払基金から

の交付金等は介護給付額に応じた割合で算出され給付されるため、今回23年度の給付額から返還金額を差し引いて精算することになります。その返還額ですけれども、国が826万2,411円、県が517万491円、支払基金が1,239万9,602円、調整交付金が386万4,543円となりまして、合計で2,969万7,047円になります。国・県支払基金につきましては、この精算額が返還金になり、調整交付金は平成23年度中に精算されていますので、平成24年中の返還はありません。残りの1,163万4,960円につきましては町への返還金となります。町一般会計へは516万6,501円、町介護会計へは646万8,459円となります。

なお、町の介護会計の646万8,459円につきましては、平成23年中に精算されているために、24年中の返還等はありません。

それから、2番目の質問ですけれども、7款2項2目の国・県支出金等の返還金ですが、この返還金には介護給付費の交付金等の返還金と地域支援事業交付金の返還金の2つの返還金があり、その2つの合計額となります。まず介護給付費分ですが、国・県支払基金、町繰入金のそれぞれに負担割合が決まっています。さらに、国と県の負担金は施設費とその他の給付費の2つでさらに分けられまして、それぞれの負担金の割合が違います。その負担割合ですけれども、国の施設費が15%、その他が20%、県は、施設費が17.5%、その他が12.5%、支払基金30%、町の繰入金が12.5%となっております。

負担金は介護給付費に対する割合で支払われますので、平成23年度は施設費分が4億7,799万3,851円、その他分が4億7,126万3,647円で、合計額、平成23年度の介護給付費は9億4,925万7,498円でした。本来であれば、この給付額をもとに各負担割合で各負担額を算出して精算するわけですが、平成23年度は町社協等より介護給付費の返還がありました。施設費分で7万9,814円、その他分で4,125万2,193円あり、合計で4,133万2,007円ありました。その返還金を介護給付費の実績額からそれぞれ差し引いた額、施設費分が4億7,791万4,037円、その他分が4億3,001万1,454円で、合計額が9億792万5,491円となり、その額で精算することになります。

次に、地域支援事業及び包括的支援事業分ですが、これは町の行う事業の国・県補助金の精算分となります。

続きまして、3番目の御質問ですが、一般会計に返還する金額が国・県支払基金に比べて少ない理由といたしましては、国・県においては年度中見込んだ給付費で申請をして交付を受けております。町の繰入金は給付費実績で繰り入れられるため低くなっています。なお、平成23年度の町返還金は社協等の不正請求に係る分のみであります。また、給付に対する割合が少ないためであります。給付費の介護予防事業が12.5%、包括任意事業が20%であります。

それから、次に616万1,000円の内訳であります。給付費の収入済額は1億1,865万7,187円、決定額は1億1,349万686円で、516万6,501円の返還額であります。地域支援事業の介護予防事業費の収入済額は98万1,100円、決定額は56万1,142円で、41万9,958円の返還額であ

ります。包括任意事業の収入済額は396万3,793円、決定額は338万8,601円で、57万5,192円の返還額であります。

それから、4番目の質問ですが、平成23年度末の準備基金の残額が1,883万7,007円、それと23年度の積立金が2,666万5,901円で、合計で4,550万2,908円となります。24年度の返還金の支払いの内訳ですが、準備基金が4,550万2,908円、それから返還金が3,510万5,995円ですので、それを引きまして1,039万6,913円の残額となります。基金残金は、平成23年度の給付実績9億4,925万7,498円の1%相当でありますので、過剰な基金の残金とは考えておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 全く書き取ることができなくて、ただいまの答弁は何か読んでいるというか、議事録が出てくるのはかなり後だと思いますので、何か今の答弁をわかりやすく説明したものを配付していただけるでしょうか。

それと、最後に基金の残高が23年度末に4,550万円あるので、約ですけども、返還金3,510万円を引くと1,039万円残るというふうなことを言われましたけれども、なぜ返還金が3,510万円なのか、全く課長が答えてくれる数字が追えなくて、最後のところだけ耳にとまりましたので、その点が非常に気になりました。

そして、過剰な残高ではないというふうに答えられましたけれども、課長は介護保険事業計画をつくるときに、私言いましたよね、今ね、1回目の質問で。3年間で支払準備基金取り崩せるのは580万円しか計上してないわけですよ。それで、それをもとに3年間の給付に必要な額を計算して、それを財源として引いて、あといろいろなもの、入る見込みを引いた残り、保険で徴収しなければならない金額はこれだけだよということで保険料を決めたわけだから、そこが基金が、私が言った1,600万円もなかったけれども、課長が言われるには1,039万円残っているということであれば、もう本当は既に、今決めた、値上げをした保険料で1年目は余るわけですよ、事業をやっていくと。当然余っていく。それを基金に積んでいって、2年目に半分取り崩して、3年目で全部取り崩してゼロになるという計画を立てているわけですから、私は当然、過剰な基金の残高だと思うんですけども、そこはどんなんですか。

○議長（板谷 信君） じゃあ、基金の部分に限っての質問。答弁をお願いします。基金を残している部分について。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 全協のときにも申し上げたんですけども、確かに理論上、鈴木議員が言われるように介護保険事業というのは3カ年が一つの計画年度であって、前期の計画が21、22、23の3カ年、今回は、24年度からは第5期の24、25、26ということになるわけですね。その中で基金というのは、今言われたように、原則として、前期の場合、21、22、23のところで、最初の年度ではいわゆる右肩上がりの給付がなされるという想定のもとでは、

その余剰というんですか、その単年度の余剰部分を積み立てて、最終年度の上がった部分へ充当していくと、で差し引きゼロになるよということであるんですけども、全協のときにも担当にもちょっと僕も質問した中にありましたように、この第4期の当初のときに1,800万ほどの基金があったと。これが繰り越されたと。今回、21、22、23の取り崩した中で、最終的な返還調整とかいろいろされた中で1,040万ほどの、正確に言うと1,039万6,913円、これが23から、4期のところから5期のところへ繰り越された基金だと。ただ、繰越金は全く精算で調整ゼロになってしまうものですから、繰越金の解釈をするのか、基金の解釈をするのかという会計ではそういう解釈になってくるんですけども、いずれにしても前期の4期から5期中でこの金額が繰り越されたという事実がございます。

その中で、御質問の中にあつた580万ほどの基金を取り崩すというのがありましたけれども、これはいわゆる24、25、26の3カ年の5期中でこの部分が不足するから、それは基金が繰り越されてくるもんだらうという想定もあつたかと思うんですが、その中で取り崩して充当していくというものでありますので、若干ながら、その1,040万から580万を引きますと460万ほどの余力はありますよということにはなりますけれども、そういう状況であるということをごまづ御理解いただきたい。

それから、担当が申し上げたのは、給付に対して1%ほどの基金でありますので、これは繰越金という解釈をするのか、基金が繰越金の意味合いを持って繰り越されたという解釈をするかというようなことでもありますけれども、年度の切り替わりにおいて約1%ほどの留保が、財源があつたという解釈をして、このぐらいいただければ引き継ぎの中では運用がスムーズにいく額ではないかということで、過大な留保財源ではないよというようなニュアンスで申し上げたのかと思うんですけども、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、基金が400万ぐらいしか余力がないよというふうな話ですね。引き継がれた、実際3年間の事業の中で使える分というのは、23年度から24年度の第5期のときにある基金は450万ぐらいでしょうと。それで、それは3年間の中で、580万を計画の中で取り崩すことにしていますよね。だからそれを入れて、今の保険料で3年間見れるから、そのとおりになれば450万ぐらいは余る、基金が残るだらうという、そういう説明なんですね。やっぱり私は、今回のを見ても、国、県、町へすごい大きな返還金が出ていますけれども、その中にどれくらいペナルティーの部分の返還が入っているのかは、ちょっとよくわからなかったんですけども、結局、精算による返還ということでは前年度の見積もりというんですか、請求というんですか、利用が、見積もったほどにはなかつたということで、結局サービス使わなかつた部分が返還になったんだよということではないかと思うんですけども。

そうすると、やっぱりそこで計画がつくられ、そういう数字をもとにしてつくられた計画による保険料だったら、私はやっぱり今の保険料はもう少し下げる余裕があると思うんです

けれども。見積もりも多目になっているだろうし、基金も450万余分にあるよということで、その部分で保険料を下げることは可能ではないかと思うんですけど。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。

○副町長（小坂泰夫君） まず、先ほどの返還金云々の話ですけれども、2つの繰り越し等で、基金取り崩し等が含まれているという御理解をいただきたいんですけども、一つは給付に対するものですね、この前全協でも申し上げましたように、21、22の給付が非常に伸びておつたと、前期の計画値に対してですね。そういうことで、23年度に対しては概算交付のような歳入ですね、こういう形で持ったものが、全体給付、23年度は約1%ほど余分というんですかね、そういう形で概算交付をされた。その交付に対して、当然次の年度に精算として返還しなければならないですね。これが返還ができないとなれば繰上充用の形で翌年度部分を食うというような形になってくるんですけども、それは会計上の問題として。まずその問題と、今回は社会福祉協議会の過誤請求という部分があって、その部分を包括したものですから非常に大きな金額になったんですけども、ただ、その部分等も含めた中で、非常に繰越金が大きく出たということもあります。

そういう中において、基金で残すか、基金を全部崩しちゃって繰越金として残すか、その手法論というものもあるんですけども、今回とにかく繰越金は全額精算に回して、基金は運用上有利というところもあるものですから、少しでも有利と。最終残る部分は基金として、一応23から24へ引き継いだということなんで、これが1,040万円ですよ。ただ、これは繰越金で残すという方法論もあるんですけども、原則は4期と5期というそれぞれ独立した中においては、最初積み立てて、最後に全部崩してゼロにするという原則論はありますけれども、いわゆる繰越金が基金の方へ名目的に借りているというふうな理解をしていただければいいんですけども。

24から26の第5期の中では580万の取り崩しが計画されているんですけども、この1,040万からその3カ年の取り崩しを差し引くと460万何がしの数字が残るんですけども、その分は、いわゆるシミュレーションの中から少し外れたということであるんですけども、それが、じゃそれは保険税に転嫁すれば少なくなるんじゃないかと、理論上はそのとおりであるんですけども、ただ、それがどの程度の効果があるかどうかというのはなかなか難しい話で、逆に言うと、それはある程度シミュレーションとしては非常に近い位置にいったんではないかというふうに担当は考えているということであるかと思います。先ほどの適当という部分はね。そういうことにも理解いただきたいんですけども。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第49号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,094万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,844万6,000円としたいものであります。

これは、現在、いやしの里診療所は常勤医師が不在のため、水曜日2時間、木曜日、金曜日1日、土曜日半日を県立総合病院より医師を派遣いただき運営しておりますが、10月以降も引き続きその運営をお願いするよう調整をしておりますので、そのために必要な経費について補正をするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は1,094万円の増額です。これは県立総合病院よりの非常勤医師の報酬の増額、遠隔診療支援分の臨時職員賃金の増額、医師住宅に係る灯油代、光熱水費の増額、医師募集に係る広告料の増額、県立総合病院からの医師送迎のタクシー使用料及び医師住宅の家電・家具等のリース料の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は1,094万円の増額です。これは今回の補正に係る経費を繰り入れるものです。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 歳出の1-1-1の7節賃金で112万5,000円増額になっています。

遠隔診療体制支援の臨時職員を雇い入れるということで4万5,000円掛ける12回分というふうな説明がありましたけれども、この雇い入れる方は医学的知識が必要なのかどうか、ある人を雇われるのか。それとも単に事務だけということで素人の人でもいいのかどうかお聞きします。

そして、もし計画があるんだったらというか、もう大体どこのだれにどのようなことをしていただくというふうな予測というか、内々の話が進んでいるのかどうか、そのようなことを想定して、さきのどのような事業内容で、どのような資格が必要かとか、要らないのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、これから半年間で25回ということですが、1回を何時間働いていただいて、週何回勤めていただくのか、その回数についてもお聞きします。

それから、12節の役務費の広告料280万円についてですけれども、医事信報と日経メディカルに広告を追加、継続だと思えますけれども、するようだという説明だったんですけれども、その内訳と、それから今後、これまでの半年間で見つかるのではないかと期待していたお医者さんが見つからないということで、非常に重大というか深刻な状態になっているわけですが、医師招聘の見通し、それから今後の計画というんですか、どういうふうにしてお医者さんに来ていただくのか、清水先生へのお願いの内容など、わかることを説明してください。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 最初の1点目ですが、賃金で112万5,000円増額は遠隔診療所に対する臨時職員4万5,000円掛ける25回分のことだが、医学知識のある人を雇うのか、素人でもできるのか。また、どこのだれに、どのようなことをしてもらうのかという点ですが、いやしの里診療所と県総合病院は今現在、遠隔診療支援事業を行っております。この予算につきましては遠隔診療支援に伴う県立総合病院の医師、循環器科医師1名、整形外科医師1名、合計2名の賃金ということになります。

それから、どのようなことというような話ですが、遠隔診療支援は川根本町いやしの里診療所と県立総合病院が取り組んでいますインターネットを活用した専門科目の診療です。県立総合病院といやしの里診療所にビデオ会議システムが導入されていますので、県立総合病

院では専門家医師が、診療所では患者の方がカメラつきのテレビの前に座わり、画面に映った相手の顔を見て会話して、県立総合病院の専門医師が事前に届いていますカルテや診断画像を見ながら、体のぐあいや薬の効きぐあいを問診するというものでございます。

診療科目につきましては、循環器が毎週木曜日午後2時から午後5時まで、それから整形外科であります。毎月第4金曜日午後2時から午後5時までになっておりまして、1回の診療時間は3時間ということになっています。25回につきましては、4月から9月までの見込みが28回の予定です。それから、10月から3月までが31回、これは循環器が25週掛ける週に1回ですので25回、整形外科が一月1回ですので6回、合計31回の診療を予定しています。年間で51回の診療となります。

当初予算で34回分を計上させていただいてありましたので、今回、遠隔診療に必要となる回数分25回分を計上させていただいたというものでございます。

それから、12節役務費280万円の内訳ですが、一つ目は、医師の専門誌「医事新報」への掲載です。9月からの予定ですが、1回の掲載に8万3,265円、これを月4回で5カ月分166万5,300円、それから医事新報ウェブ版というのがありますが、この掲載が、1回の掲載に525円かかります。これを月4回で5カ月分、合計1万500円です。それから、2つ目の医師の専門誌であります「日経メディカル」への掲載ですが、1回の掲載に18万9,000円かかります。月1回の掲載を6回分予定しています。合計で113万4,000円。合計で281万円をお願いするものでございます。

医師招聘の見通しと今後の計画ですが、5月から医師の確保に向けて医師募集を行ってまいりました。残念ながら、御就任いただける医師の確保はできませんでした。平成25年度当初からの医師確保のために、今回の補正予算で医師募集広告料を計上させていただきました。医師専門誌の広告を行って医師確保を図っていきますが、あわせて、医師の中には地域医療に興味を持っているグループがあるということでもありますので、いやしの里診療所の現在の管理医師の御助言やお力添えをいただきながら、そのような方々への働きかけや直接訪問を行いたいと考えているところです。

また、5月から7月に医師募集させていただきましたが、その中に地域医療に関心のある医師もおられましたので、その方へも働きかける予定でいます。

なお、いやしの里診療所医師については、県立総合病院院長に町長が行っていただきまして、10月以降の勤続勤務についてお願いし、大筋で同意いただいておりますので、医師が途切れないように進めているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 認定第1号 平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第2号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第3号 平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第4号 平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第5号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第6号 平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第7号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(板谷 信君) 日程第11、認定第1号、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第7号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長、渡邊君。

○会計管理者兼出納室長(渡邊 清君) それでは、認定第1号から認定第7号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

決算書の一般1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款町税は、収入済額13億3,330万9,000円で、前年度対比4,506万6,000円で、3.28%の減となりました。収入減の要因は、町民税、入湯税の減によるものです。不納欠損額は112万8,000円、収入未済額は6,101万9,000円であります。

2 款地方譲与税は、収入済額5,956万2,000円で、前年度対比165万2,000円、2.7%の減となりました。

3 款利子割交付金は、収入済額235万5,000円で、前年度対比56万9,000円、19.46%の減となりました。

4 款配当割交付金は、収入済額142万9,000円で、前年度対比10万5,000円、7.93%の増となりました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額40万6,000円で、前年度対比8万1,000円、16.63%の減となりました。

6 款地方消費税交付金は、収入済額8,632万3,000円で、前年度対比114万2,000円、1.34%の増となりました。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額1,716万3,000円で、前年度対比347万7,000円、16.85%の減となりました。

8 款地方特例交付金は、収入済額1,763万2,000円で、前年度対比135万3,000円、7.13%の減となりました。

9 款地方交付税は、収入済額27億2,693万5,000円で、前年度対比1,541万1,000円、0.56%の減となりました。

10 款交通安全対策特別交付金は、収入済額131万8,000円で、前年度対比10万8,000円、7.57%の減となりました。

11 款分担金及び負担金は、収入済額が3,673万5,000円で、前年度対比498万円、15.68%の増となりました。児童福祉費負担金で収入未済額が140万4,000円であります。

12 款使用料及び手数料は、収入済額6,315万2,000円で、前年度対比39万3,000円、0.63%の増となりました。住宅使用料で収入未済額が149万8,000円出ております。

13 款国庫支出金は、収入済額2億9,972万4,000円で、前年度対比2億4,573万5,000円、45.05%の減となりました。

14 款県支出金は、収入済額4億5,963万9,000円で、前年度対比6,405万6,000円、16.19%の増となりました。

15 款財産収入は、収入済額3,157万円で、前年度対比852万4,000円、21.26%の減となりま

した。

16款寄附金は、収入済額168万3,000円で、前年度対比86万1,000円、104.77%の増となりました。

17款繰入金は、収入済額1,889万4,000円で、前年度対比1,184万8,000円、38.54%の減となりました。

18款繰越金は、収入済額4億4,859万2,000円で、前年度対比2億2,370万7,000円、33.27%の減となりました。

19款諸収入は、収入済額1億645万円で、前年度対比1,640万4,000円、13.35%の減となりました。収入未済額が129万5,000円出ております。

20款町債は、収入済額3億8,200万円で、前年度対比3億1,460万円の増となりました。

歳入合計60億9,187万6,000円で、前年度対比1億8,780万1,000円、2.99%の減となりました。不納欠損額175万9,000円、収入未済額6,521万8,000円であります。

続いて、歳出を御説明いたします。

1款議会は、支出済額8,611万7,000円で、前年度対比2,462万2,000円、40%の増となりました。

2款総務費は、支出済額9億6,742万8,000円で、前年度対比3億5,617万1,000円、26.91%の減となりました。総務管理費、徴税費、統計調査費等が主なものであります。

3款民生費は、支出済額10億8,974万6,000円で、前年度対比5,844万2,000円、5.67%の増となりました。災害救助費の増がその要因となっております。

4款衛生費は、支出済額5億7,672万8,000円で、前年度対比2,665万8,000円、4.85%の増となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5款労働費は、支出済額184万7,000円で、前年度対比7,000円、0.39%の増となりました。

6款農林水産業費は、支出済額4億2,613万9,000円で、前年度対比6,499万2,000円、13.23%の減となりました。林業費の減額が主な要因であります。

7款商工費は、支出済額3億1,434万9,000円で、前年度対比2,057万5,000円、6.14%の減となりました。

8款土木費は、支出済額2億6,598万7,000円で、前年度対比3,618万9,000円、11.98%の減となりました。

9款消防費は、支出済額3億4,455万3,000円で、前年度対比1,232万6,000円、3.71%の増となりました。

10款教育費は、支出済額5億1,816万円で、前年度対比3,557万1,000円、7.37%の増となりました。小学校費、中学校費が増となっております。

11款災害復旧費は、支出済額1億7,046万2,000円で、前年度対比9,925万1,000円、139%の増となりました。

12款公債費は、支出済額8億1,458万5,000円で、前年度対比3,393万3,000円、4%の減と

なりました。

13款予備費は、主に災害対策関係費に260万5,000円を流用しております。

歳出合計55億7,610万5,000円、前年度対比2億5,497万9,000円、4.34%の減となりました。

翌年度繰越額2億2,081万円、不用額は4億729万円であります。

歳入歳出差引額は5億1,577万円であります。

次に、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、国民健康保険事業特別会計決算書1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は、収入済額1億6,594万円で、前年度対比172万2,000円、1.03%の減となりました。不納欠損額77万8,000円、収入未済額3,501万9,000円であります。

2款使用料及び手数料は、収入済額7万4,000円で、前年度対比1万4,000円、16.09%の減となりました。

3款国庫支出金は、収入済額1億9,963万8,000円で、前年度対比250万7,000円、1.27%の増となりました。国庫負担金及び国庫補助金であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額5,138万9,000円で、前年度対比1,153万7,000円、28.95%の増となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億5,006万9,000円で、前年度対比2,467万4,000円、8.98%の減となりました。

6款県支出金は、収入済額4,093万4,000円で、前年度対比496万2,000円、10.81%の減となりました。県負担金及び交付金であります。

7款共同事業交付金は、収入済額9,507万8,000円で、前年度対比569万7,000円、6.37%の増となりました。

8款財産収入は、収入済額4万9,000円で、前年度対比9万9,000円、66.53%の減となりました。

9款繰入金は、収入済額9,035万3,000円で、前年度対比660万6,000円、7.89%の増となりました。

10款繰越金は、収入済額9,081万2,000円で、前年度対比1,025万1,000円、10.14%の減となりました。

11款諸収入は、収入済額221万3,000円で、前年度対比183万8,000円の増となりました。延滞金及び加算金、雑入等であります。

歳入合計9億8,655万4,000円、前年度対比135万1,353万8,000円、1.35%の減となりました。不納欠損額77万8,000円、収入未済額3,501万9,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費は、支出済額2,611万9,000円で、前年度対比26万7,000円、1.04%の増となり

ました。

2款保険給付費は、支出済額6億745万9,000円で、前年度対比723万5,000円、1.18%の減となりました。

3款後期高齢者支援金は、支出済額1億1,253万4,000円で、前年度対比863万8,000円、8.31%の増となりました。

4款前期高齢者納付金は、支出済額33万4,000円で、前年度対比15万円、82.14%の増となりました。

5款老人保健拠出金は、支出済額9,000円で、前年度対比357万円、99.74%の減となりました。

6款介護納付金は、支出済額5,220万9,000円で、前年度対比565万2,000円、12.14%の増となりました。

7款共同事業拠出金は、支出済額8,966万3,000円で、前年度対比632万3,000円、6.59%の減となりました。

8款保健事業費は、支出済額1,163万4,000円で、前年度対比140万円、13.68%の増となりました。

9款基金積立金は、4万9,000円で、前年度対比516万6,000円、99%の減となりました。

10款公債費は、支出がありませんでした。

11款諸支出金は、支出済額1,117万1,000円で、前年度対比809万2,000円の増となりました。

12款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計は9億1,118万6,000円で、前年度対比190万6,000円、0.21%の増となりました。不用額5,517万4,000円であります。

歳入歳出差引額は7,536万7,000円であります。

次に、平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要をご説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額7,503万5,000円で、前年度対比128万5,000円、1.68%の減となりました。収入未済額は137万4,000円であります。

2款使用料及び手数料は、収入済額6,000円、前年度対比800円、13.56%の増となりました。

3款繰入金は、収入済額2,802万4,000円で、前年度対比124万1,000円、4.63%の増となりました。

4款諸収入は、収入済額2万6,000円で、前年度対比1万1,000円、78.45%の増となりました。

5款繰越金は、収入済額9万7,000円で、前年度対比5万9,000円、155%の増となりまし

た。

歳入合計 1 億318万9,000円、前年度対比 2 万6,000円、0.03%の増でありました。収入未済額は137万4,000円であります。

続きまして、歳出です。

2 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 1 億172万2,000円で、前年度対比133万6,000円、1.3%の減となりました。

2 款諸支出金は、支出済額8,000円であります。前年度対比1,000円、26.33%の増となりました。

歳出合計は、支出済額 1 億173万円で、不用額536万9,000円であります。

歳入歳出差引残額は145万8,000円であります。

次に、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、介護保険事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款保険料は、収入済額 1 億4,307万2,000円で、前年度対比235万3,000円、1.62%の減となりました。不納欠損額 2 万4,000円、収入未済額は303万円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万2,000円で、前年度対比4,000円、21.28%の増となりました。手数料であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 2 億9,650万9,000円で、前年度対比3,426万5,000円、13.07%の増となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4 款支払基金交付金は、収入済額 2 億8,602万6,000円で、前年度対比256万1,000円、0.9%の増となりました。

5 款県支出金は、収入済額 1 億7,723万5,000円で、前年度対比3,150万6,000円、21.62%の増となりました。

6 款財産収入は、収入済額 1 万4,000円で、前年度対比 4 万1,000円、73.72%の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額 1 億5,925万8,000円で、前年度対比312万円、2%の増となりました。積立基金繰入金であります。

8 款繰越金は、収入済額388万9,000円で、前年度対比1,332万6,000円、77.41%の減となりました。繰越金です。

9 款諸収入は、収入済額4,144万1,000円で、前年度対比4,135万2,000円の増となりました。返納金であります。

歳入合計は11億747万円で、前年度対比9,708万8,000円、9.61%の増となりました。不納欠損額 2 万4,000円で、収入未済額303万円あります。

続きまして、決算書「介護」2ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額3,454万3,000円で、前年度対比239万9,000円、7.46%の増となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費であります。

2 款保険給付費は、支出済額9億4,925万7,000円で、前年度対比1,130万1,000円、1.2%の増となりました。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出はありませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額2,666万6,000円で、前年度対比2,661万円の増となりました。

5 款地域支援事業費は、支出済額2,198万4,000円で、前年度対比63万6,000円、2.81%の減となりました。

6 款公債費は、支出はありませんでした。

7 款諸支出金は、支出済額1,102万1,000円で、前年度対比269万4,000円、19.64%の減となりました。一般会計繰出金及び償還金であります。

歳出合計10億4,347万3,000円で、前年度対比3,698万円、3.67%の増となりました。不用額5,698万1,000円であります。

歳入歳出差引額は6,399万7,000円であります。

次に、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。決算書、簡易水道事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、収入済額16万円で、前年度対比36万円、69.23%の減となりました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額1億1,311万3,000円で、前年度対比483万8,000円、4.1%の減となりました。収入未済額が1,122万6,000円でありました。

3 款国庫支出金は、収入済額2,016万3,000円で、前年度対比695万8,000円、52.69%の増となりました。

4 款県支出金は、収入済額162万円です。22年度はありませんでした。

5 款財産収入は、収入済額95万1,000円で、前年度対比6,000円、0.65%の減となりました。

6 款繰入金は、収入済額1億4,456万8,000円で、前年度対比950万2,000円、7.04%の増となりました。一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

7 款繰越金は、収入済額576万4,000円で、前年度対比25万5,000円、4.25%の減となりました。

8 款諸収入は、収入済額555万4,000円で、前年度対比335万1,000円、152%の増となりました。雑入であります。

9 款町債は、収入済額8,060万円で、前年度対比2,260万円、38.97%の増となりました。

歳入合計3億7,249万4,000円で、前年度対比3,857万2,000円、11.55%の増となりました。収入未済額1,122万6,000円となりました。

続きまして、簡易水道決算書 2 ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額3,720万1,000円で、前年度対比324万5,000円、9.56%の増となりました。

2 款水道事業費は、支出済額 1 億9,629万8,000円で、前年度対比3,479万4,000円、21.54%の増となりました。

3 款公債費は、支出済額 1 億3,359万9,000円、前年度対比210万1,000円、1.6%の増となりました。

4 款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計 3 億6,709万9,000円で、前年度対比4,014万1,000円、12.28%の増となりました。翌年度繰越額は330万円、不用額は878万3,000円であります。

歳入歳出差引額は539万5,000円であります。

次に、平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

決算書、温泉事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額383万9,000円で、前年度対比 4 万5,000円、1.21%の増となりました。収入未済額が204万5,000円であります。

2 款財産収入は、収入済額2,000円で、前年度対比3,000円、55.82%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額2,117万円で、前年度対比6,768万8,000円、76.18%の減となりました。一般会計繰入金であります。

4 款繰越金は、収入済額2,892万4,000円で、前年度対比2,882万4,000円の増となりました。

5 款諸収入は、収入済額1,000円で、預金利子であります。

歳入合計5,393万8,000円で、前年度対比3,882万1,000円、41.85%の減となりました。収入未済額204万5,000円であります。

次に、2 ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額943万8,000円で、前年度対比147万1,000円、18.46%の増となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額4,179万5,000円で、前年度対比1,406万6,000円、25.18%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額2,000円で、前年度対比3,000円、55.82%の減となりました。

4 款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計5,123万6,000円で、前年度対比1,259万8,000円、19.74%の減となりました。不用額639万3,000円であります。

歳入歳出差引額は270万2,000円であります。

次に、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款診療収入は、収入済額973万3,000円で、前年度対比1,987万4,000円、67.13%の減です。外来収入等であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 4 万9,000円で、前年度対比12万4,000円、71.69%の減です

3 款繰入金は、収入済額1,160万円で、前年度対比1,080万円の増です。一般会計からの繰入金です。

4 款繰越金は、収入済額 6 万3,000円で、前年度対比329万5,000円、98.12%の減となりました。

5 款諸収入は 7 万7,000円で、前年対比 7 万7,000円の増です。

歳入合計2,152万3,000円で、前年度対比1,241万7,000円、36.58%の減となりました。

次に、2 ページ、歳出です。

1 款総務費は、支出済額1,853万5,000円で、前年度対比1,119万1,000円、37.65%の減となりました。

2 款医業費は、支出済額294万7,000円で、前年度対比120万3,000円、29%の減となりました。

3 款諸支出金の支出はありませんでした。

4 款予備費も支出はありませんでした。

歳出合計2,148万2,000円で、前年度対比1,239万4,000円、36.59%の減となりました。不用額は794万1,000円であります。

歳入歳出差引額は 4 万1,000円であります。

以上、簡単に決算の概要を御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

次に、平成23年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成23年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は7月25日から7月31日の4日間で、本町役場第一会議室において、関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員と審査を行いました。

4日間という短期間のため、遅いときには夜8時までかかり、関係者には御負担をおかけいたしました。なお、最終日に現地調査を行いました。

審査報告は、決算審査意見書の59ページの総括をごらんください。

総合的な意見といたしまして3点ですが、町税及び国保税の収入確保はもちろんのこと、

使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保に万全を期すること。

2つ目が、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては町財政の現況と将来の動向を見極めながら有効かつ適切な運用を期すること。

3点目が、事務事業の見直し、事務の改善合理化・効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的には、平成23年度決算について、事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課連携を密にして行政推進を図っていただきたい。

特別会計を含め人件費負担が大きい。前年比、一般会計では3,000万円増加しているが、長期的視野で見ると減少傾向にあり、今後も人件費コストを意識し、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化をさらに推進されたい。

歳入において、滞納繰り越し分を除けば町税をはじめ使用料等、高い収納率であります。

なお、事業実施に当たり国・県補助金及び町債等有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第でございます。

しかし、一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,791万2,000円、前年比518万9,000円増となり、毎年増加累積されているが、この欠損額は256万3,000円、前年比464万1,000円減少した。滞納繰り越し分の町税及び使用料等の徴収・整理について特段の努力を図られたい。

一般会計からの7特別会計への繰出金は約3億9,700万で、前年比6,200万の減少であった。今後も少子・高齢化も進み、義務的経費、特に扶養費はますます増加することが予想されるので、行財政改革を含め今後の運営には格段の配慮をされたいと思います。

なお、担当者より提出された決算資料は、誠に当を得たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括といたします。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は、認定第1号から認定第7号まですべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

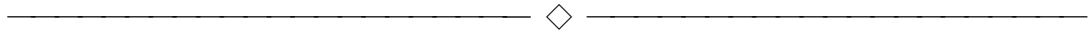
お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長(板谷 信君) お諮りします。

決算特別委員会開催の都合等により、9月5日から9月18日までの14日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月18日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時07分

平成24年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年9月19日(水) 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第43号 川根本町防犯まちづくり条例の制定について
- 日程第 3 議案第44号 川根本町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 4 認定第 1号 平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 6号 平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 7号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第12 発議第 7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第13 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
教育長	杉山広充君	総務課長	西村一君
企画課長	羽倉範行君	税務課長	澤本勝美君
福祉課長	栗原卓君	生活健康課長	山下安男君
産業課長	長嶋一幸君	建設課長	大石守廣君
商工観光課長	筒井佳仙君	教育総務課長	大村敏正君
生涯学習課長	藤森敦君	会計管理者兼 出納室長	渡邊清君

事務局職員出席者

議会事務局長 前田修児

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、説明員として町長以下、関係者が出席しておりますので御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月5日から12日まで決算特別委員会を開催し、平成23年度一般会計及び各特別会計決算の認定審査を終日、熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、9月12日には、第1常任委員会を開催し、定例会初日に付託された議案2件について熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（板谷 信君） 出納室長。

○会計管理者兼出納室長（渡邊 清君） 議会初日の平成23年度川根本町会計決算認定の提案理由の説明の際、認定第1号から認定第8号まで一括御説明いたしますと申し上げましたが、認定第1号から認定第7号までの誤りでありました。訂正をさせていただきたいと思っております。

改めて、認定第1号から認定第7号までと訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。



◎一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、久野孝史君、中澤莊也君、森照信君、鈴木多津枝君、長塚誠君、中田隆幸君、芹澤廣行君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

9番、久野孝史君の発言を許します。9番、久野孝史君。

○9番（久野孝史君） おはようございます。今定例会1番目に質問いたします。何にしても

3年ぶりですので間違い等あるかも知れませんが、よろしく願いいたします。

2点伺います。

昨年の台風12号、15号を踏まえ、早急なる対策として、また、県下35市町のうち、未整備は6市町と遅れているハザードマップの作成業務についてですが、この件については3月定例会において中田議員が質問されています。その中で、土砂災害ハザードマップについては22年度に作成され集会所に置かれてあるとありますが、洪水ハザードマップについては町民の安心・安全を守る施策としてなさねばならぬ事業と思われまます。

24年度において、昨今、全国的に計画規模を超える豪雨が発生し、大規模災害に見舞われ、昨年度は当町も大井川の増水や山腹の崩壊などの被害があり、町民が不安な時を過ごしましたが、洪水時の浸水状況と避難方法の対策にかかわる情報をわかりやすく提供し、洪水等の被害を最小限にとどめ、町民一人一人が防災意識を高めるため、また、人的被害を防ぐことを目的としたハザードマップ事業が1,200万円の予算で行われますが、その内容について、また、根拠となる事項や法的根拠について、そしてどのように策定していくのか、進捗状況はどうか伺います。

そしてこれらの根拠、また、今後の河川改修の礎となると思われる県管轄部分の大井川河川整備計画の策定がどのようになっているか、今後県に働きかけていくにはどのようにしていくか伺います。

次に、現在、当町において、大変重要かつ各分野に有効活用、言い方によっては使い勝手がよいと思われ、道路、水道、学校施設に活用される水力発電施設周辺地域交付金について質問いたします。

ダムと水力発電所が所在する当町は、国民生活や経済の発展に欠かすことのできない水や電力の安定供給という重要かつ以前は国策として、現在も公益的な役割を担ってきた反面、水無し川や濁水をはじめとし、河川環境の負荷も強いられてきております。その中、地域経済の疲弊とともに自主財源の確保が厳しい状況となっておりますが、福島原発事故を踏まえ、今後とも安定的な水力発電を維持する観点から、この交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正当に評価するものでありますが、現在、この交付金を事業仕分け等、国の予算等の見直しにより、制度の変更、交付金単価の引き下げ等検討されているようです。

このような情勢に対し、期間の延長も含め、法律に基づく恒久的な確保を国・県への働きかけなどはいかにするのかお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの久野孝史君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） みなさん、おはようございます。9月定例会最終日ということで、よろしく願いいたします。

それでは久野議員の質問にお答えいたします。

まず洪水ハザードマップについてお答えいたします。

洪水ハザードマップの作成につきましては、今年度に作成する予定で現在作業を進めているところでございます。ハザードマップの内容は、浸水想定区域や水深、避難所等を掲載し、印刷物として各戸に配布し災害から身を守るために活用していただくというものです。

それでは、最初の御質問の水防法との関連でございますが、平成16年に全国各地で発生した豪雨災害を踏まえ、洪水による水害防止力の向上を図るため水防法の一部が改正され、平成17年7月より施行されました。この水防法の改正により、大井川も浸水想定区域の指定と公表を行わなければならない河川の対象となりました。それに伴い、浸水想定区域のある市町村の長は、洪水ハザードマップ等を用いて洪水予報等の伝達方法や避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項等について住民に周知することが義務づけられたものです。

次に、浸水想定区域についての御質問にお答えします。

川根本町内の大井川の浸水想定区域につきましては、河川管理者であります静岡県が作成主体となり、平成24年4月に浸水想定区域図として作成し公表されております。浸水想定区域図には、浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深等が示されております。

この浸水想定区域等は、指定時点の大井川の河道の整備状況を勘案して、おおむね100年に一回程度起こる大雨が降ったことにより大井川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

当町が作成するハザードマップにつきましても、県のデータに基づいて作成をしていきたいと考えております。

次に、今後の大井川河川整備計画の策定についてお答えします。

大井川の河川整備計画の策定状況でございますが、島田市神座より下流部と長島ダム周辺の国直轄管理区間につきましては、国土交通省中部地方整備局により平成23年10月に策定され、公表されております。

川根本町を含む県管理区間の整備計画の策定につきましては、現在担当部局により進められているところでございます。計画期間は20年間と聞いておりますが、詳細については確認しておりません。

なお、作成の過程においては流域関係市町の意見を聞く機会もあることと考えております。

次に、水力発電施設周辺地域交付金について、交付基準の引き下げ等に対する改善要望はどのようにしているかとの御質問であります。この水力発電交付金は、石油危機を契機にエネルギーの自給力の向上を図る観点から、水力発電施設所在市町村の公共用施設の整備に充てるため、昭和56年に創設されました。

ダムと水力発電施設が所在する本町は、これまで多くの犠牲を払いながらも、豊かな森林や水を育み、国民生活や経済発展に欠かすことのできない水や電力の安定供給という重要な公益的な役割を担ってきたわけですが、この地域の振興対策の充実・強化は、今後も常に必要としており、この財源が不可欠であることは言うまでもありませんが、平成23年度から

制度改正があり、交付限度額は撤廃されたものの、交付基準単価が引き下げられ、これは、1 Kwhあたり7.5銭が5.9銭に引き下げられ、また、交付も10年間延長されましたが、平成33年度で終了となります。

この制度改正について、（１）福島第一原発の事故を踏まえ、今後とも安定的な水力発電を維持する観点から、水力交付金を法律に基づく恒久的な組織とすること。（２）水力交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正に評価し、引き下げられた交付金単価を平成22年度水準に復元するとともに、原子力交付金との間の格差是正を図ること。（３）関係省庁、河川管理者間の連携を密接にし、河川環境に負荷を与える発電には、指導・監督を徹底すること。以上のことを国に要望しました。

去る8月22日に久野議員同席の平成24年度自民党市町政務調査会長会議において、本町の平成25年度事業要望を提出した案件について県の関係部署より説明を受け、「水力交付金については、原子力交付金との算定基準が違い各々の算定で交付している。今後は平成22年度水準への要望をしていく」と、県より回答を得ました。

また、民主党、これは7月24日県庁でのヒアリングであります。これにも同じ要望をし、静岡県町村会を通じて国県へ要望書を提出しております。また、全国レベルでは、ダム・発電関係市町村全国協議会、これは547の市町村で構成されておりますが、この協議会から毎年国へ要望をしております。今後も実現に向け、要望をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。それでは一つ一つお聞きいたします。

今、水防法の関係で、浸水想定区域等、あるというのを聞いたんですけども、水防法には、国交大臣、また県知事は洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による軽減を図るため浸水想定区域を指定しなければならないとありますけれども、これは指定は受けていますか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、平成24年4月に、県で浸水想定区域図というものをつくりまして、公表されております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） わかりました。24年4月、最近ですね。今年の4月ですよ。

確かに、県の管轄ですので県がやるのはいいと思いますけれども、では、今回ハザードマップを策定するのは、その県のデータ、県の浸水想定区域を見て、川根本町のハザードマップをつくるということですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） そのとおりでございます。県のインターネット、ホームページ等で浸水区域図等が公表されておりますけれども、そのデータを県からいただいて、それをも

とに作成をしまいたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 今、県のハザードマップの公表図を見たんですけれども、24年度4月に載っている分もありますけれども、とにかく35市町村のうち6市町が未整備ということで、大変遅れてきているわけですが、今まで、コンクリートのダムは決壊しないから洪水ハザードマップは要らないよという考えがちょっとあったようなこともあります。その辺のところを考えると、今まで洪水がかなり川根本町は受けていますけれども、なぜ遅れたのか、その辺のところは聞きませんが、とにかく、県によって公表されたものによってだけやるのではなく、去年あたりも洪水等がそういったものがありますので、その辺のつけ加えとかそういったものは、修正とかそういったものは必要があると思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですが、県のデータをもとに川根本町のハザードマップを策定していきますけれども、去年の洪水、平成23年度の台風12号が主なものになりますけれども、それらが一番記憶に新しいものでございますので、去年の台風、これももとにいたしまして、ハザードマップを策定していきたいと考えております。

今、現在、詳しいハザードマップの策定について、県とも協議し、発注に向けて仕様書の作成をしている段階でございます。当然、去年の台風もモデルにして進めていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 時期的には、いつごろの完成というか完了になる予定ですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） できましたら、10月中には業者発注をしていきたいと考えております。そして完成でございますけれども、平成25年3月中旬を目安として、今現在、作業を進めているところでございます。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 台風の時期が過ぎてしまって、来年の3月、来年度の台風に備えるよというのはちょっと遅れているような感じがしますが、とにかく早目にやってもらいたいと思います。

また、浸水想定区域が発表されると、その地域の固定資産価値、不動産価値が低下するというような考えがあると思っておりますけれども、人命優先とかリスクを知るということから、このハザードマップの有効性とかそういったもの、先ほど町長から、ハザードマップは各戸配布にしますよと言いますが、今までどこの市町でも、集会所に置いたり、回覧板、そういったものをやっても、やはり認知度がいまいつ浸透しないというようなことはありますけれども、その辺のところはどういうような形で告知というか周知させるようなことをやっ

ていくようなことになりますか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） ハザードマップ作成につきましては、各地区の方々等も入っていただいて、周知と同時に意見等もお伺いしながらやっていって、できるだけ全戸配布というように形でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） やはり、よっぽど周知しないと、また避難場所とかそういったものもわからないと思いますので、ぜひ周知を徹底しておいていただきたいと思います。

これについては、中田議員の3月の質問の中にもありますけれども、昨年、避難所と経路が大分混乱して、違うところに回った方がいいじゃないかとか、例えば、沢間あたりもそうだと思うんですけども、あと、高郷地区の中川根中学校への避難、また、極端に言えば、後で鈴木議員が質問されるかと思っておりますけれども、この役場本庁舎等も浸水想定とか中学校とか、そういったことに入るような可能性もあると思っておりますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 役場の位置でございますけれども、県のハザードマップの浸水区域図を見ますと、役場周辺も浸水区域に入っております。水深は1 mから5 m未満の区域ということで位置づけられております。これは100年に一度ということですのでめったにないことかと思っておりますけれども、そういった状況で示されております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） そうすると、昨年ちょっとハザードマップとか浸水想定区域でないところで避難所とかそういったものを想定、また、このハザードマップは多分避難所……、それだけ聞きますか、このハザードマップの中に避難所とかそういったものは、位置だとかそういうものは落としますか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 川根本町で作成しますハザードマップには、避難場所等を示してまいりたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） そうすると、かなり去年とは違った避難所とかそういったものができてくると思っておりますけれども、要するに、長島ダムの計画流入、最大計画流入が4,800 t、操作手順でいくと、そのまま上乗せで流すよという操作手順ですので、そうすると、少なくとも4,800 t 流せば水位は4 m80ぐらいは上がる可能性はありますので、その辺の想定、どこがどういうふうになるかというのを細かくやっていくのが必要かと思っておりますけれども、先ほど言った県の想定した浸水想定区域とちょっと変わっている、地元の感覚と違うよというよ

うなところはありますか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 県で作成しました浸水想定区域図、これの想定とするものは、長島ダムの通常操作ということでシミュレーションをしてあります。うちでこれからつくりますハザードマップでございますけれども、県の浸水想定区域、これをもとにしますけれども、長島ダムの去年の水位、放流量等を考慮しまして、川根本町のはつくってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 当然、私の住んでいる高郷区等は、それこそ天井川で中津川と長尾川に挟まれて、当然、浸水想定区域に入ると思いますが、どうかそういう細かい点でどこがこういうような想定ありますよ、じゃ、避難はどういうふうな形にしたらいいですよという、そのもとになるものをきちっとつくって、早目につくっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、これにつけ加えて、大井川の河川整備計画、多分、ハザードマップとか浸水想定区域が遅れているのは大井川の河川整備計画が遅れているから、つくっていないからそういったことができてるんじゃないかと思えます。要するに、流域面積1,280km²のうち、今ある国交省部分の131km²、それから先ほど言った流域168のうち24.8の神座までと長島ダム、関ノ沢部分だけしか整備計画ができていません。この辺のところももうちょっと行政も県の方へ働きかけて、県の管轄区域ですので、働きかけていく必要があると思えますけれども、どのように、先ほど、計画はつくりますよというような県の答えがあったということを知りましたが、もっともっと行政が動く必要があるんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 大井川の河川整備計画でございますけれども、まだ県からは作成の時期、公表の時期というものを示されておりませんが、あと2年、3年の作業期間が欲しいと、担当の話ではそういう話でございました。

また、今現在、県管理の大井川の河川整備計画に代わるものがないかということ、そうではなくて、平成元年に県で作成しております大井川の整備に関する全体計画というものがございしますが、現在はそれに基づきまして、大井川の河川整備を計画的にやっているところでございます。この計画でございますけれども、平成元年というかなり前の計画になりますけれども、その後、何回か見直しをされて現在に至っているということで聞いております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 今、平成元年から始めているということを知りましたが、これが河川法でいう整備基本方針を決めて、それから整備計画をやりなさい、そのとっかかりだと思えるんですけれども、それから大分遅れていることが、本当にちょっと我々としては悲し

いというか、そういうふうに思います。

この整備計画と基本方針に沿った整備計画ができていれば、もっともって護岸整備、川根本町の中の護岸整備等も、あとは親水公園、そういったものも、もっともって整備ができたんじゃないかと思えますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 先ほども申し上げましたけれども、平成元年に作成いたしました大井川の整備に関する全体計画というものに基きまして、現在、整備を進めていますが、近年、予算のつけ方、減少しているという状況もございますので、そういったものも河川整備が遅れている原因ではないかというふうに感じております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 大井川の河川の状況でございますけれども、近年の豪雨の状況等を考えてみますと、長島ダムが持っている洪水調整機能というものが100年に一度の水害を想定してつくっているわけでありまして、長島ダム下流の土砂の堆積、あるいは寸又川が入ってくる水をすべて流すというような状況、そういう中で長島ダムの持っている調整機能そのものが当初の計画から見ると能力が弱くなっているのではないかという懸念を持っておりまして、この件については、ついせんだっても名古屋の中部地方整備局に議長と建設課長とも行っていただいたわけですが、大井川が長島ダムの湛水の区域、それから神座から下流が国の直轄、そしてその間が県が管理するというようになっていまして、基本的に管理の一体化といいますか、そういうことができないだろうかというようなお願いも国にしたわけでありまして、県にもいろいろな形で大井川の河川の状況が、これは3月でしたか、水利流量調整会議があったわけですが、その際にも、大井川を語る場合にそのパーツパーツで大井川を語るのではなくて、大井川を一体的に議論できる場をつくってほしいということで、治水の問題も含めていろいろな形でお願いはしているところであります。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） それで、今、町長が言われたことが一番大事で、それが河川整備計画をつくる流域検討会とかそういうものに当たるかと思えますので、どんどんそういったものを進めていっていただきたいと思えます。

それと、今、現在の河川整備計画は、神座から下、下流までありますけれども、かなり護岸とか低水公園とか親水公園、そういったものを今整備をやっておりますけれども、この河川整備計画に長島ダムの近辺とか関ノ沢、そういったものを計画できてしまっていますのであれですけれども、組み入れるような、改修するような箇所があるのか、また、今後、そういうところに組み入れてもらうような動きがあるのか、それだけちょっと教えていただきたいと思えます。それができるのかどうか。

○建設課長（大石守廣君） 組み入れる、追加の中に入れるってということですか。

○9番（久野孝史君） できてしまっているのですが、難しいかとは思いますが、そういう要望とかそういったものはしていく必要があると思っております。

○議長（板谷 信君） 確定的答弁でなくてもいいよね。

○9番（久野孝史君） いいです。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 長島ダムの関係でございまして、長島ダムの所長とも連携は密にしているつもりでありますけれども、そういう部分も含めて、組み込んでいけるように要望を続けていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） そうですね、それをお願いしたい。計画ができてしまっているものから、なかなか難しいというのと、この下の下流部分の交渉部分の検討会とかそういった議事録なんか見ると、下の部分はありますけれども、長島ダム近辺、関ノ沢近辺には一切、話が出てきていないような状況、忘れられているような状況がありますので、どうかそういったところにも今までもアピールが少なかったのかなということも考えられますので、とにかく。

これはこの次の質問にもかかわってきますけれども、この、今質問している2件は、こちらが動かないとそのままになってしまうというか、動きがとまってしまうような件ですので、どうか行政、町長はじめ行政の方に働きかけをしていくようにお願いします。

では、1番目のあれを終わらして、次の電源立地交付金、水力発電施設周辺地域の交付金について質問します。

現在の交付金額はどのぐらいでしょうか。それとまた、どのような流れで町へ渡ってきているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） これまでの交付金額ですが、平成18年から20年までは同じ金額で5,858万円、それから21年度が6,200万、平成22年度6,180万、それから平成23年度が6,129万6,000円でございます。今年度につきましては、平成24年度6,101万3,000円でございます。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 一応、県支出金になってはいますが、これは国からの素通りですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 国から県に来まして、町の方へ配分されております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） それと、このダムの、対象のダム発電所は何カ所ぐらいで、大まかにどういうところが含まれていますでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 対象のダム施設は、発電所施設ですか、全部で6カ所ありまして、奥泉発電所、それから川口、久野脇、湯山、大間、大井川の電力所ということで6つが対象となっております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） これ56年度から崎平も入っているでしょう。6カ所。

○議長（板谷 信君） 企画課長、もう一回、対象6カ所についてお願いします。
企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 改めて申し上げますが、奥泉発電所、それから大井川発電所、大井川発電所ですね、これが崎平ですね。大間発電所、それから湯山発電所、久野脇発電所、川口発電所の6カ所です。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） それら6カ所ですけれども、これはほとんど昭和30年代にできたとか、大分前にできていますので、これが56年ですから、運転開始後15年、経過してから40年というような枠組みがあると思いますけれども、それにはちょっと計算は合わないと思いますけれども、今後、終了というか、廃止または終了、一番怖いのは廃止になりますけれども、大体終了になってきますけれども、そういうことに対して、今後、措置、またどのように働きかけていくのか教えてください。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 町長の答弁にもございましたとおり、制度改正がありまして、単価も引き下げられております。それから、交付限度額は撤廃されたんですが、単価が引き下げ、これも平成23年度から10年間延長ということで、昭和56年から4回ほど延長、延長ということで来ておりますものですから、これも恒久的な措置をとることということで国の方へ要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 延長、延長でずっと来ているわけですけれども、これ本当に法律的に恒久的にやってもらうというのが一番いい方法ではないかと思っています。

というのは、こういう川根本町は、今まで国策というか、先ほど言ったように国策に沿って大分協力してきたし、水無川とか濁流とか、人的負荷というものをかなり受けている地域ですので、それに対するものを減らすというのも、確かに事業仕分けで地方とかそういったもの、切られているところはあるかもしれませんが、これもどんどん働きかけていかなければならないと思います。

また、発電量によって、5,800万から6,200万ぐらいまで変わってくるのは確かかもしれま

せんけれども、22年度、見直しがあつて交付単価が下げられています。激変緩和で23年度、やっともとに戻ってきていますので、このあれも23年度だけに限られているようですけども、24年度、25年度の見通しはどのようになっていますか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） この交付基準ですが、これは基準発電電力量、これは過去10年間の平均値をとっております。それに単価をかけて交付額が決定されますが、平成24年度はその制度改正の激変緩和措置がなくなっているということですので、6,101万3,000円の交付ということで、これが基準発電電力量が変わらない限りは、このぐらゐの交付が得られるのではないかと、10年間ですね、見ております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 先ほど言ったように発電量にかかわってくる、これから原発とかそういったもの問題が出てきて、水力発電とかそういったものにシフトしていくので上がったというのがありますけれども、それで上がってくるのではなくて、22年度の水準に戻すような形、またこれを恒久的にやっていくのが必要ではないかと思ひます。

とにかく、先ほど、ちょっと意見になりますけれども、原子力発電との差が余りないよというようなことを言われていますけれども、歴然的に、年度から期間とかそういった金額等も違ひます。ですので、先ほども言ひましたように、河川整備計画とともにこの電源立地交付金の継続、また、22年度前の水準に戻すというような形に持っていくように、町長はじめ行政の方にぜひ動いていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（板谷 信君） これで、9番、久野議員の一般質問を終わります。

次に、2番、中澤莊也君の発言を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 2番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従つて質問をさせていただきます。

質問事項は、児童・生徒の減少に伴う小・中学校のあり方についてということで4点、いじめ、問題行動、不登校の現状と対応ということで3点、若者の定住促進についてということで3点の質問を行います。

最初に児童・生徒の減少に伴う小・中学校のあり方についてであります。

ここ数年の児童・生徒の著しい減少を考えた時、統廃合を含めた小・中学校のあり方の検討は避けることのできない重要かつ喫緊の課題と考え以下の4点について行政の考え等を伺ひます。

1点目は、小・中学校の統廃合について、町長はどのように考えているのか。2点目は、複式学級に対して不安を抱いている保護者への説明、理解をどのようにして求めていくのか。3点目は、平成25年度に複式学級が2学級になる中川根南部小学校の学校経営に対する支援

をどのように行っていくのか。4点目は、継続の危ぶまれている中学校のクラブ活動の現状をどのようにとらえ、今後どのように対応していこうとしているのかを伺います。

次にいじめ、問題行動、不登校の現状と対応についてであります。

大津市の中学2年生の男子生徒がいじめにより自殺したという記事が載っております。これについて、教育委員会や学校側の対応が非常に問題になったのは記憶に新しいところであります。私たちの知らないところで目に見えない問題が発生し、悲しい思いをし、悩み苦しんでいる児童・生徒がいるかもしれません。

川根本町の子供たちは、豊かな自然の中で地域の温かい目に見守られながら安心して安全な学校生活を送っています。このような当たり前の日常が壊されることなく、ずっと続くよう児童・生徒の日常の様子や変化に目を配っていくことは大変重要なことと考え、以下の3点について質問をいたします。

1点目は、今までに小・中学校において児童・生徒のいじめ、問題行動、不登校等の事例があったのか、あったのならどのような内容で、それに対し学校、教育委員会はどのように対応したのか。2点目は、命の大切さ、尊厳、優しさ、思いやり等についての教育は児童・生徒に対してどのように行われているのか。3点目は大津市の中学2年生の男子生徒のいじめによる自殺問題について、教育長は学校長等に対してどのような指導を行ったのかを伺います。

最後に若者の定住促進についてであります。

町の定住人口の増加と地域活性化を推進することを基本方針として、若者定住促進住宅が地名地区に建設され、現在16戸56人が入居し、地域の活性化の一翼を担っています。彼らの大半は43歳以降も引き続き川根本町に住み続けたいと考えています。しかし、彼らが求めている空き家や土地等の情報が少なく、住み続けたくても住み続けることが難しい状況にあるようであります。そこで、以下の3点について伺います。

1点目は、若者に対する空き家・土地等の情報提供について。2点目は、若者の定住住宅地の確保について。3点目は、今後の若者向け賃貸住宅建設計画について伺います。

○議長（板谷 信君） ただいまの中澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは中澤議員の質問にお答えいたします。

まず、教育関係でございますが、1点目の小・中学校の統廃合について、町長の考えを伺うということでございますので、この部分をお答えして、あと、教育に関しては教育長の方からお答えさせていただきます。

まず、児童・生徒が減少する中で、小・中学校の統廃合についてどう考えているのかという御質問であります。少子高齢化が進み、児童・生徒が著しく減少する中で、保護者の皆様や学校を取り巻く地域の皆様の会話の中に、小・中学校の統廃合がしばしば話題として取り上げられるということも伺っておりますし、現に、中川根南部小学校では複式学級が行われているという状況もありますので、統廃合も含めて小・中学校のあり方を検討すべき時期

が来ているということは認識いたしております。

このような問題を議論するためにも、教育長を一日も早く選任しなければいけないと考えておりましたが、ようやく本年6月に杉山教育長を迎えることができました。杉山教育長には、教育長をお願いするに当たって、中澤議員から御指摘いただいたような統廃合の問題を含めて川根本町における教育はいかにあるべきか、その方向を探り、さらにそれを推進するために力をかしていただきたいということで教育長就任をお願いしたという経緯もありますので、まずは教育長を中心に日ごろ教育にかかわる先生方、保護者の皆様、地域の皆様など、現場の皆様方で十分に議論をしていただき、その上で方法を探していきたいというふうを考えております。

次に、若者定住促進についての御質問であります。

若者定住促進、若者への空き家等について情報提供、住宅地の確保はどの御質問であります。若者が将来にわたって町に定住できる環境を提供することは、少子高齢化が著しい当町において重要な施策と認識しており、現在、空き家情報登録制度、空き家バンクの開設に向け、準備を進めているわけですが、こういった方々にも空き家バンクを御利用いただくよう御案内させていただく計画であります。

次に、今後の若者向け賃貸住宅建設計画についてお答えします。

若者向け住宅の建設につきましては、現時点では新たに建設するといった具体的な計画はありませんが、当面は、地名地区の若者定住促進住宅を基本としながら、民間住宅の空き家の活用など、町営住宅建設によらない環境整備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、町長から、統廃合について回答がありましたけれども若干、私の方からも触れさせていただきます。

学校の統合については、子供たちの学びである学校の機能、それを高め、子供たちの教育条件をよりよいものにしていく、そういうような教育的観点から地域の実情に適して適切に判断しなければならないと、そのように思っております。その際、集団の中で教育を行うことの効果、通学距離、通学時間等、子供たちの心身に与える影響、子供たちの安全、保護者・地域住民の思いや願いを総合的に勘案していくと、そういうことが大切だと考えております。

これらを踏まえ、ふさわしい組織をつくるべき、現在、進めております。組織については、諮問機関のような組織、関係者が一堂に会して推進していく協議会等があるのではないかと考えますが、現在、静岡県内、県外の参考事例を集積しております。今後、教育委員会で十分に話し合い、組織を固めていきたいと思っております。

続きまして、質問1（2）についてお答えいたします。

複式学級に対して不安を抱いている保護者ということが出ましたので、南部小学校では保

護者、地域からどのような声が入っているのか調べてみました。その中の幾つかを紹介いたします。

- 1、複式に対する不安の声よりも期待の声の方も多く聞かれる。
- 2、少人数によって一人一人の手厚い指導が期待でき、確かな力と豊かな感性がはぐまれると考えている。
- 3、少人数のかかわりの中でも高め合うことができ、いろいろな場において支え合う経験ができると考えている。
- 4、複式を経験している保護者もあり、自分の経験からも余り不安を感じていない方もいる。
- 5、保護者の中には、一つの学習スペース、教室等で授業が行われているときに互いの声が気になり、集中力が続くかを心配している方もいる。
- 6、保護者の方よりも地域の方、特にお年寄りの中に複式への不安を感じている方が多いように思う。不安とは、競争の中で生まれる力が欲しいということである。

以上、紹介をいたしました。

私は、校長に指導しているのは、複式学級のありのままの授業を保護者・地域の方にできるだけ多く見ていただくようにしてほしいと、そういうことです。

南部小学校では、私の指示を受け、保護者への説明をし、理解を求めるようにしております。若干紹介します。

- 1、学校説明会において、複式の形や複式学級の指導の仕方を説明しております。
- 2、授業参観会で参観していただいております。本年度は複式学級の授業を全保護者に参観していただくと、そのように進めております。
- 3、学校だよりでの複式学級の様子を紹介しております。
- 4、複式学級を開設する前の年には、現在の榛原地区の片浜小学校の複式授業をPTAの方と参観しております。

以上です。

続いて、質問1（3）についてお答えいたします。

平成24年9月13日調べによりますと、南部小学校は全校児童38人となり、県の編制基準によりますと2年、3年生が14人となり、4年生、5年生が11人となり、複式学級となります。現在、本町教育委員会では、静岡県学級編制基準15ないし16人の加配措置を、12ないし14人に引き下げるよう、教育委員会に要望しております。仮に25年度、複式学級が現在の学級編制基準により2学級になった場合には、一人一人に目を配ることができる少人数指導のメリット、複式指導方法の工夫、複式指導方法の研修の充実、また、町単独の講師、2学級の場合は2名を充当するなど、子供たちの学力向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、質問1（4）についてお答えします。

中澤議員は、継続の危ぶまれている中学校のクラブ活動の現状と言われておりますが、こ

これは部活動だと推察をいたします。いいでしょうか。

よって、部活動と押さえ、回答させていただきます。

中川根中学校、本川根中学校の校長より、このことについては聞いております。

平成23年度より両中学校で話し合いを持ち、人数の少ない部活動については、合同で川根本町の部活として出場できる、そのようにしているということです。

私は、現状の生徒数に適した部活動の中川根中学校、本川根中学校で話し合い、進めていくように指導しており、中川根中学校、本川根中学校もこのような考えで進んでおります。

今年の9月に入り、本川根中学校の校長よりこのことについて私の方へ報告がありました。女子バレー、本中6名、中中2名、合計8人ですが、夏休みより合同で練習をしており、榛原地区秋季体育大会、10月開催、より、川根本町チームとして参加予定と聞いております。

続きまして、質問2（1）についてお答えいたします。

前年度までのことについては中澤議員が非常に詳しいと思いますので、私は本年度のことに限り説明をさせていただきたいと思います。

現在まで、いじめ、問題行動の事例はありません。ただ、不登校については、小学校、中学校とも教育委員会に報告があり、把握しております。その詳細については、個人情報、人件保護等の観点から差し控えさせていただきます。

学校では、県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーの指導・援助を受けたり、直接、不登校の子供や保護者に面談をしていただき、アドバイスをさせていただいたりしております。また、学校では、子供や保護者とのつながりを常に保つように話し合うことに努めております。教育委員会では、校長、教頭を話し合う中で、今後の子供の幸せのためにはどうすべきかをベースとして進めるよう、助言・指導に努めております。

続きまして、質問2（2）についてお答えいたします。

命の大切さ、尊厳、優しさ、思いやり等についての教育ですが、これらについては、教科、道徳、特別活動、特別活動は学校行事、学級活動が含まれます。課外活動など、全教育活動においてなされるべきものであり、各学校においては、このような考え方のもと実施しております。その中でも、特に道徳においては、年間約35時間の授業を意図的・計画的に実践しております。

続きまして、質問2（3）についてお答えいたします。

毎月1回実施される町内校長会において、いじめ防止については早期発見、早期対応が重要であると、最重要であると話をしております。子供たちの指導に当たっては、いじめる側が100%悪いと、そういうようなスタンス、姿勢で臨むこと。また、子供たちへの指導においては、子供たちの腑に落ちる指導を工夫してほしいと指示を出しております。各学校等でいじめと思われることが見られたら、即、校長を先頭として対応するとともに、拙速の一報でいいから教育委員会へ報告するよう指導しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、再質問をいたします。

先ほど、小・中学校の統廃合ということで、町長の方から答弁をいただきました。町長の答弁の中で、やはり教育長を中心にこの問題については考えていきたいということの答弁がございましたが、やはり、町を動かす、町のかじ取りであります町長の考え方というものが、統廃合については私は大きなウエートを占めてくるのではないかというふうに考えます。

その中で、それなりの組織ということでございますが、実際にいつごろ、これを立ち上げて、どのような形で進めていこうかということの考え方について伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 先ほども申し上げましたが、今、組織固めということで進めております。考えております。

それで、そのことをまず固めて、まず教育委員会で十分話し合い、そして慎重に進めていきたいと思っております。いつごろということは、まだ教育委員会の話し合いを待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 先ほども質問をさせていただきましたが、町長のやはり考え方、例えば、小規模校のよさをこれからも生かした教育を進めていくのか、統廃合についてはやはり地域の実情等も勘案しながら、先ほど教育長の答弁にありましたように、子供の教育を最優先に考えていく、そういう形で、こしばらくは児童・生徒の様子を見ていく。そういう考え方がもし明確に示されるようなら、お願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今のまま人口減少が、少子化が進んでいくとなると、かなりその統廃合ということを真剣に議論していかなければならない、そういう時期に来ているんだろうというふうに思っております。そのような中で、教育については私自身、素人でもありますので、杉山教育長にも先ほどお話し申し上げましたように、教育長になるに当たって、そういう大きな課題があるという中でお願いをしてあります。そういうこともありまして、まず現場に近いところでの考え方、あるいは思い、そういうものを伺う中で判断をしていきたいということで考えております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、再度、質問させていただきます。

町長は、今、教育委員会を中心ということの答弁がございましたが、諮問をして、こういう形で進めていったらどうかということで、教育委員会に諮問をする考えがあるのかどうかを伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） いずれにしても、教育委員会でまずは議論をするということ、どういう組織で進めていくのかということ、まず教育長の方から答弁があったように考えていくということでございますので、その推移をもう少し見ていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、組織の問題について少し触れさせていただきます。

まだ、いろいろな情報を収集してどのような組織がいいかということで、今、検討している最中だという答弁がございました。6月から学校の方で保護者に統廃合の問題、複式学級の問題についての意見を聞いたり、アンケートをしたりした経過があるのか。アンケートについては、今後、やっていく計画があるのか、その辺について伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 6月から現在まで、私は教育委員会の体制づくり、体制を固めると、そういうことに努めてきました。中澤議員もおわかりだと思います。そのことを主として、今、来ております。そういうことから、先ほどから出ておりますアンケートのことについてはまだ実施しておりません。ただし、校長会等、校長、教頭の方からある程度の意見は聞いております。ただ、今後、組織をつくって進めていく場合においては、アンケート等も必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 次に、複式学級の対応について伺います。

南部小の方の複式学級については、保護者等に説明をされたり、地域の人たちの意見を伺っているということで、県の方にも15人から16人を、14人から12人ということで、それを対象にと働きかけをされているという意見がございました。でも、考えてみますと、昨年3月11日に大震災がありまして、学校の教員などもたくさん亡くなられていて、そういう方の支援に、多分、特別支援の先生方は回るというふうに考えられます。その中で、やはりこのような要望をすることは大切なことではありますが、やはり、町においても講師を頼むというような御意見がございましたが、これはしっかりしてやっていかねばならない。

複式学級の現状を見ますと、2年、3年生の中では、やはり一つのクラスの中でいろいろなことを教えるのは非常に難しい問題があるというのは実感しております。やはり、すばらしい力を持った、授業力を持った教師がいて、その講師が生きてくるということでもありますので、その辺の教師の教育というんですか、そういう問題にも配慮していただければと思います。

その辺について、再度、複式学級のあり方、今後の検討ということについて伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 先ほども申し上げましたけれども、南部小学校、来年度、2学級複

式となった場合には、町単独の講師というものを充当するという考えであります。現在は、1名充当しております。ですから、来年度、2学級になった場合には、2名充当という形でいきたいと思っております。

次、もう1点は、学校教育においては、教師の力、これは非常に大きなものと考えます。ですから、今後、来年度以降の人事について、静西事務所、教育事務所ですね、詰めていきますので、そのところにおいても強く要望を出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 先ほど、南部小学校の保護者等についての説明の実情については説明がありました。第一小学校においても生徒が減少している傾向にあり、あと一人か2人、転出をしたような場合に複式学級になる可能性が非常に高いというのはデータの中で出ております。南部小学校だけではなく、第一小の子供たちの保護者もやはり不安を抱えていると思っておりますが、第一小の実情について説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） ただいまの質問ですけれども、第一小学校ですけれども、9月10日現在では1年生が7人、2年生が7人、3年生が8人、4年生が7人、5年生が11人、6年生が13人という現状でございます。

それを見ると、2、3年のところで複式になるという予想ですけれども、その辺も解消できるとことで考えております。この辺を加配措置で解消ということで考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、加配措置でということでありましたが、加配も非常に厳しくなっている現状がございます。もし、そのような加配が望めないような場合については、先ほど、教育長の答弁がございましたとおり、町単独で講師を雇い上げ、子供の教育に支障がないようにすべきだというふうに考えます。よろしく、その辺について再度伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、課長から説明がありましたけれども、ちょっとつけ加えます。

来年度の2年生、3年生は計で15名です。15名といいますと、県の複式解消加配が1名つきますので、中川根第一小学校では、来年度は複式は解消されると、そのように現在のところは考えております。

それで、例えば、もし複式になるという場合には、先ほども申し上げましたように、講師、町単独の講師を充当したいと考えております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、クラブ活動のことについて再度、質問をさせていただきます。

○議長（板谷 信君） さっき、部活動と言われたけれども。

○2番（中澤莊也君） 部活動、すいません、訂正いたします。中学校の部活動について再質問をさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁の中で、バレー部、中学校が2名、本川根中学が6名ということで、秋の大会に向かって合同で練習を始めたということで、非常にいい傾向ではないかというふうに考えております。

ですが、今、川根本町の子供たちでサッカースポーツ少年団というので、それに属してサッカーをやっている子供たちがいます。その子供たちは、中川根中学にはサッカー部がございません。本川根中学にはサッカー部がなく、その子供たちは中学の部活動ですか、それには参加できないような状況になってございますが、その辺について、部活動がなくても中学に行ってもサッカーをやりたいという、そういう子供たちについて何らかの措置というものがあるかどうかを伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） スポーツ少年団のサッカーのことについては、よく調べて、どのように対応すべきか考えていきたいと思っております。私、今、そのところはよく把握しておりませんでした。本川根地区に現在、スポーツ少年団のサッカーに入っている子供さんがいると、そういうことですね。そこら辺を、もう一度、事実を把握したいと思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 再度、確認をしていただきます。

クラブ活動で、中学校に入って。すみません、部活動で中学に入ってサッカーをやりたいけれどもできない子供たちがいるということです。

私が聞いた中では、部活動がない学校が、ある学校と合同で中体連の大会等に出ることができないという内情を聞いておりますが、部活動は教育の一環でやるべきものでありますので、その辺についての配慮は必要かと考えます。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） そのことについては、本中、中中、かわりがありますので、話をし、よりよい方法を考えていきたいと思っております。

部活動の趣旨は、子供さんが自分の思いを生かすと、その部活動において、そういうことですので、それに沿った解決をしていきたいと考えております。

まず、中中、本中、両方、ちょっと話し合ってみたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） ぜひ、前向きな検討をお願いします。

次に、いじめ問題について再質問をさせていただきます。

先ほど、いじめとか問題行動はなかったという答弁と、不登校児は小・中学校においてもあるということで、スクールカウンセラーとか保護者等を交えていろいろな検討をしている

というお話がございました。スクールカウンセラーで話された内容等は、当然、個人情報でありますので、この場では伺えないと思いますが、その成果、その保護者との話し合いの中で、子供たちはどのように変わっていったのか、不登校の子供がなくなっていったのか、そういう実例があるのかを伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 私が先ほど申し上げましたが、スクールカウンセラーの活用、あと、学校では保護者と子供とのつながりを切らないように、常に保つようにということで話をしているわけですが、8月に保護者、父母と学校と話し合いを持って、子供さんにとって、今後、どうしていくのが一番いいかという話し合いを持ったと聞いております。

それで、その中の1名については、朝は登校はできないけれども、放課後、登校しているということを聞いております。ですから、一朝一夕にぱっとよくなるということは現在ございませんけれども、徐々によくなっていくと、そういうことを目指して進めていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、不登校児が昼間は登校できないけれども、夕方登校しているということで、その後のその児童に合った教育がされているということでもあります。

ですが、例えば、中学を卒業したり、小学校を卒業したりすると、今までの学校の指導というものがそのまま継続していっているということが甚だ疑問であります。例えば、中学を卒業して社会人になってしまったりした子供たちに対しても、何らかのフォロー、そういう子供たちのその後の様子、そういうものもやはり教育においては調査をして、非常に難しいことではありますが、していく必要があると考えます。教育長のお考えを伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 義務教育を卒業すると、教育委員会を離れるわけですがけれども、あとは町の組織ですね、福祉課等、はっきり今、私、申し上げることはできませんけれども、等との連携を密にして見守っていくと、そういうことはできるのではないかと考えております。また、していくべきというのですか、していきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） いじめ問題について再質問いたします。

これは9月17日の静岡新聞の社説でございますが、いじめ対策、教員との信頼が基本だという社説が載っております。その中で、県の取り組みとして、県内のすべての公立小・中学校などで、学級単位で子供たちがいじめ問題を話し合う場を設ける、そういう方針であるということですが、これについて川根本町教育委員会の考え方を伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、中澤議員が申したことは、8月に行われた教育長会議で出され

ております。それで、国の方からも通達が来まして、県教委でもそれに従って、9月初めにいじめについてのアンケートをとってございまして、それをもとに、今、考えております。

それで、先ほど申し上げましたが、いじめについては、本町ではないと、そういうことですが、教育長会議において、中澤議員が先ほど出されたことですね、子供同士の中でいじめについて話し合う場を持つと、そういうようにしていきたいというような話も出ております。

今後、2学期ですね、そのような会を、話し合っていくと、そういう場を設けていくと、そういうこともしていきたいと思っております。ただ、これは話し合いの方法とか内容等については、十分、中学校、小学校、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） ぜひ、そのような形で取り組んでいただきたいと思います。

このいじめ問題を学級等で話すには、やはり教師もそれなりにいじめの問題、命の大切さ、そういうものについての資質を高める、勉強していく必要があると思っております。そういう教師がいて初めて、子供たちはしっかり命の問題とか、人をいじめてはいけない、尊厳の大切さというのがわかるかと思っておりますので、ぜひ、並行して教師の指導にも当たっていただきたいというふうに考えます。

次に、最後になりますが、若者定住促進について再質問をさせていただきます。

先ほど、町長の答弁の中で、今後、若者の定住促進のような住宅を地名以外に建設する計画はないという答弁がございました。ですが、町の総合計画の後期の基本計画の中にも、若者の定住を促進するため、若者の定住用地の確保、それに企業の誘致ということも出ておりましたが、そういうものを積極的に行っていくということで、そういうものが行われた場合は、今後の人口推計として、実際に数字が形としてあらわれるような形に出てございます。ですので、町は、やはり農地の保全という面も含めて、そういう先行取得をして、若者が住みやすい環境をつくっていく必要があるのではないかと考えます。その点について伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 現在、住宅をつくるという計画は具体的なものはないわけでありましてけれども、町として若者に帰ってきていただきたい、あるいはIターンといいますか、そういう形で入ってきていただきたい、そういう思いは常に持っているわけで、そういう中で、空き家バンクを今年からスタートさせよう、この地域に入ってくる人たちを少しでも増えるような施策を打っていかうということで、スタートさせようということで、今、準備してありますけれども、そのようなものが進む過程で、いろいろ住宅に対する、あるいは土地に対する需要、そういうものが出てくる、ぜひ出てくるように進めていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現在のところ、そういう町からの情報の発信といいますか、空き家バンクをスタートさせる中で、この地域を、より来ていただくために、まずは知っていただくための、いろいろな広報ですとか、あるいは希望者をツアーを組んで

来ていただくとか、いろいろな展開があろうかと思いますが、まず、そういうことを積極的に展開する中で、それにあわせて土地の問題ですとか住宅の問題、そういうものも考えていくべきだというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、PR等に努めていきたいということで、今年度から空き家バンクができたということですが、その空き家バンクのねらい、現在の進捗状況について、再度伺います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 空き家バンクの進捗状況でございますが、現在、空き家バンクのホームページ開設に向けまして、これは10月1日に開設したいということで、現在、進めているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） ですが、この若者の定住ということは、非常に町にとって大きなことでありますし、生産人口が減れば、当然、町の財源も減ってくる。福祉政策もしたくてもできないような状況に陥るということは目に見えております。ですので、若者がやはり住みたくても住めないような状況をつくっていつているというのは、やはりまずい。今後、検討していく必要があると思います。

そして、先ほど言われましたように、ホームページを空き家バンクは10月から立ち上げるということですが、やはり、若者の人たちの意見を聞きますと、そういう情報が全く入ってこない。自分たちは空き家でもいいから住みたい、土地を提供してくれる人がいたらそこに住み続けたいという若者が非常に多いという実情がございます。

できるだけ早急に整備をし、ただ、ホームページを立ち上げて、それで空き家バンク事業が済むという問題ではございませんので、できるだけ早急に立ち上げるということと、内容の充実を図っていただきたい、その辺について再度伺います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 空き家につきましては、これは個人の財産というようなことでありますものから、なかなか行政側からその動向につきまして伺うことができないと、あくまでも本人の申請が基本であると考えております。

できる限り、周知を図って、売りたいという考えを持っている方々に広報しまして、情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 確かに個人情報ということはあるかもしれませんが、やはり住環境の改善という面と安全性、防災、防犯の面からも、やはり空き家をそのまま放置してお

くというのはまずいというふうに考えます。ですので、このような情報を積極的に収集していくというのも行政の役割ではないかというふうに思います。

もし、これが、行政が何らかの法律でできないとしたら、専門家に委託して調査をして、町の状況を把握しておく必要はあるかと思います。

以上、その辺についてお答えを願います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） この町内にも、宅建業者という業者がいるということですので、その事業者さんとも連携をとりながら、情報を交換しながら、情報収集にも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 非常に重要な課題でありますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（板谷 信君） これで、中澤君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は10時40分です。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

7番、森照信君の発言を許します。7番、森君。

○7番（森 照信君） 傍聴の皆様、御苦労さまです。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今年3月の定例議会におきまして、定住対策の一部重要課題、空き家対策について質問をいたしました。その中で、近年、田舎のよさが見直され始め、田舎暮らしのニーズも高まってきており、本町へも空き家の問い合わせが何件か来ている状況にあり、この方たちを地域一体となって受け入れていく施策を展開し、人口の減少に少しでも歯どめをかけていきたい。町民の皆様との意見交換の際にも、定住対策、人口を増やす施策の要望をたくさんちょうだいしております。町が展開する定住対策に町民の皆様にも御協力をいただき、また空き家バンクを立ち上げようとした背景には、この地域には外から入ってきていただけるだけの魅力が大いにあると認識しております。事業を進める中で、この地域への理解を深めていただくとともに、この地域を発信していきたいとの思いからスタートする事業ですとの答弁をいた

いただきました。

その後6カ月たとうとしております。空き家バンク、それに伴うあっせん、土地紹介について、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、林業振興について2点お伺いいたします。

まず、F S C森林認証について、取得して5年がたとうとしております。森林認証F M認証団体F - n e t大井川は、町長が管理責任者、事務局が産業課林業室であります。当初、9軒の林家、現在は8軒と町で組織する団体であります。一生懸命やっておられますけれども、材価の低迷、町にC o C事業所がない。C o C事業者は町外の製材所、加工メーカー10数事業者であるため、十分な林家への説明などできない、メリットとしてすぐにはね返ってくる材料も乏しい、そのような面も認証林拡大へ進めない一因であると思われま。平成20年、20m³、21年、130m³、22、23は後でまた聞きますけれども、F S C材の利用がありました。費用対効果という面を考えると、管理面への出資だけでは経済的に無理があると考えますが、その辺はどのようにとらえておられるのか。

以上のような点も考慮して、認証林拡大へ向けて活動していかななくてはならないと思います。森林所有者への普及また指導を通して認証林拡大への道、またC o C事業者との関係、その現状と今後の進め方についてお伺いいたします。

2点目になりますけれども、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度についてお伺いいたします。

森林の整備促進を通じ、地球温暖化防止への貢献を目的とし、東京都港区が独自に創設した国産材利用促進事業であると伺いました。この制度への協定に、F S C森林認証もそうでありましたが、県下で一番最初に手を挙げ、加入、協定をしたのが川根本町です。国産材、川根本町の木材の使用促進を願い、進めた事業です。担当者がいろいろな情報に目を向けていたからこそ、早目に協定ができたのだと思います。協定をされたからには、生産から製材、2次加工なども含めた製品の安定供給が求められます。これには、F S Cの認証材利用拡大にも関係する事業であると同時に、大井川などのP Rにもかかわるものと思われま。現状と今後の取り組み、進め方についてお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの森君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 森議員の質問にお答えいたします。

空き家バンクの現状と今後の取り組みについて、まずお答えをいたします。

現在、空き家を有効に資源としてとらえ、活用するための空き家情報登録制度、空き家バンクの整備を進めております。これは、空き家、空き家には、建物のほか、附随する土地も含まれる場合があります。この空き家の売却・賃貸を希望する所有者に対し、町のホームページ上に物件情報を公開する場を提供し、Iターン、Uターンなどの移住希望者にその空き家情報を提供する制度となります。

現在の進捗状況ですが、10月1日の空き家バンク開設に向け、関係する団体等との調整を

行っております。

空き家の売買・賃貸契約については、当事者間または宅建業者の仲介により行うこととなりますので、地元で事業所を持つ宅地建物取引業者と空き家物件等の契約に関する仲介の協定を締結しております。

また、空き家バンクではホームページを活用し、より多くの方々に情報を公開していきませんが、ホームページに空き家バンク専用コーナーを設置し、10月中旬に稼動する予定となっております。

物件の募集に関しては、7月に実施された区長会において、制度の概略説明を実施させていただいたほか、10月の開設に向け、各戸回覧による空き家バンク開設のお知らせを行い、空き家情報登録希望者への周知を図り、あわせてホームページ上にも空き家物件募集のお知らせを掲載する予定です。

また、空き家物件所有者の多くは、町外に住所を有する方と思われます。今後は、固定資産課税通知書等に制度のお知らせを同封するなど、町外の所有者への制度周知が図られるよう、関係各課と調整を図っていく予定です。

他市町の先行事例にもありますように、どの市町村も物件の確保に苦慮しているようです。まずは制度の周知を図ることにより、流動化を図っていきたいと考えております。

空き家バンク制度の運営・管理については、地域住民の皆様、NPOなどの民間団体、事業者、行政、それぞれが相互に協力しながら、事業の精度を高めていきたいと考えております。

次に、林業振興についてお答えいたします。

森議員におかれましては、日ごろより森林・林業行政に熱心な取り組みをされ、過日の決算審査におきましては、議員の皆様から林業行政に対しまして、これまでにないほどの御質問、討論、御意見をちょうだいいたしました。特に環境配慮に対する御意見が出たこと、ありがたく思っております。

まず、FSC森林認証は、平成20年3月に、町と9軒の林家でF-net大井川というグループを結成し、約1,500ha取得をいたしました。現在、国の施策として森林・林業再生プランが展開し始め、その具現化が森林施業計画制度に取って代わる森林経営計画制度でございます。この森林経営計画は、面的なまとまりのある施業団地を管理責任の所在を明らかにして、まとまった森林の管理計画を組んでいくものであります。この精度の根幹は、まさにFSC森林認証制度と相通ずる部分が多くございまして、町としましては、森林経営計画の樹立地をFSC森林認証に組み込んでいくべく、関係者と協議を進めているところでございます。

現在のF-net大井川のメンバーも自らが指導的な林家という立場を自覚されているとともに、特に文沢地区においては、同じ集落の住民の理解を取りつけて、計画の樹立段階に入っております。また、隣接の文沢県営林からも打診があり、この県営林を含めた下泉河内

川源流域エリアが面的にF S C森林認証林となる見込みとなっております。面積350ha程度、既存認証全体の面積と合わせた合計で1,800haとなる予定でございます。その次のステップとしまして、森林組合が各エリア別に樹立を計画している林班をF S C認証森林に組み込んでいく協議を始めております。

隣の浜松市では、木材生産と製材業者及び木材流通業者が連携して事業展開をしております。浜松市の取り組みは、一気に展開しているように見えますが、実は10年も前から天竜地域の業界連携を構築してきており、その実現手段としてF S C森林認証取得を選択したわけです。

一方で、当町におきましては、原木を加工して消費をしていくような事業者が町内に少なく、他市町村の事業者との連携を模索していく必要があるわけでございます。残念ながら、F S C森林認証の木材としての最終製品までの流通体制を構築できていないのが実情でございます。

しかし、F S Cを取得していることから派生して、静岡市の家具メーカーとの協働による家具製品開発及び商品化、木材関係事業者からの問い合わせが増えているなど、間接的ではありますが、徐々に効果があらわれてきているのではないかと考えております。木材価格が大変に厳しい状況ではありますが、F S C森林認証による森林管理を町の標準的な施業体系として位置づけ、当町の森林管理のモデルとして考えているところでございます。

さて、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度についてでございます。

当町は、平成23年7月に、港区とこれに係る木材協定を締結いたしました。現時点では、港区を含めて48の自治体が協定に参加しております。当町においては、木材を使っただく業者登録が12社ございます。この中には、首都圏に本社を置く大手企業もございます。

一方で、この制度は、制度設計として木材の使用数量がテーマとなっており、下地合板などの工業製品的な加工木材が使われやすい状況となっているようです。港区側でもこの点は憂慮しております、床材や内装材、家具などでの使用やテナントにおける店舗の造作などにも積極的に使ってもらえるよう要請をしているとのことでもあります。

当町としましては、この事業で連携を深めた製材所や2次加工メーカー、最終製品加工メーカーとの関係を強化しつつ、港区以外への供給も含めて、当町の杉、ヒノキの需要拡大を図ってまいりたいと思っております。

木材の新しい流通開拓においては、森議員がよく御存じのように、乾燥の問題、既存流通の問題など、様々な課題を克服して新しいルートを構築していかなければなりませんし、国民や企業の担当者の皆様の目にとまり、喜んで使っていただける「木」として世に送り出す信頼できるルートを構築していく必要があるわけでございます。

国や県では、大量の木材需要をつくっていくために、いわゆる低質材の需要先として、合板や積層木材、集成材への原料供給を視野に入れています。また、木質バイオマスといった燃料などとしての位置づけも、居所が上がっております。私は、このような需要も確かに必

要だと考えておりますが、やはりある程度の原木価格が維持できる建築材料、家具材料としての用途も重要で、大井川流域については、特にその方向の戦略が必要だと考え、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度による木材協定に踏み切ったわけでございます。

先ほども申し上げましたが、森林、さらにそれを生かす林業という産業は、当町の重要な資源の一つであります。森議員が従前から御心配いただいている大きなテーマでありますところの木材の需要、価格につきましては、個々の林業家にとりましては、大変厳しい状況がさらに厳しさを増しているわけでございますので、先ほどのF S C森林認証とみなとモデル二酸化炭素固定認証制度で構築していく需要供給連携を生かして、実際の木材流通、需要の拡大に結びつけていきたいと、そのように考えております。

最後になりますが、戦略的な部分から申し述べさせていただきますれば、森林や林業は、それ単体で何とかしていこうとしても苦しいものがあると考えております。しかし、幸いなことに、先ほどから申し上げているとおり、当町には豊富な資源があります。森林関係だけでも豊かな自然や、最近ではエコツアーやグリーンツーリズムの展開、さらにユネスコエコパーク登録といった動きも出てきております。その中において、F S C森林認証を取得していることや港区と木材協定を結んでいることは、重要な位置を占めてくるはずであります。このような認識のもと、F S C森林認証及びみなとモデル二酸化炭素固定認証制度を森林・林業展開の重要なツールとして、木材の流通体制を築いていこうと考えております。

終わりに、このような豊かな森林資源を築き上げてきた先輩方や今の林家、林業作業員など関係者の皆さんに敬意を表して、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。7番、森君。

○7番（森 照信君） 再質問をさせていただきます。

先ほども中澤議員から質問がありましたけれども、この空き家情報登録制度のホームページ、先ほど聞いたところでは、まだ立ち上げていなくて、10月1日に動き出すということありますけれども、これはもう3月、私、3月の一般質問でもお伺いしたんですけれども、もう4月から動いていかなくちやいかん、こういう状態ですけれども、この辺、このホームページを立ち上げるにはどのようなものが必要であって、遅れた理由はどういうことですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 空き家バンクがまだ立ち上がっていないということでございますが、これまで町内の空き家物件状況調査ということで、これは平成21年度に職員により実施をしてまいりましたが、ある程度の周知が必要ということで、7月には先ほども町長の答弁がありましたとおり、区長会においての概要説明とか、地区の行事等の紹介等をさせて、これも空き家バンクの中に登録して情報を提供するというような作業を行ってまいりました。それから、また、空き家バンクの設置と空き家改修費の補助要綱ですか、これの整備も図ってまいりました。それから、当然、空き家の取引に関しましては行政ではできませんもので

すから、宅建業者等が物件の仲介役ということになりますものですから、その辺の協定も結ぶ必要があるということで、これまで行ってまいりました。

そういった関係で、4月からの準備というような形になったものですから、10月1日というようなことになっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） このホームページですけれども、そんなにかかるんですか。あと内容を入れるだけの形とか、そういうものに持っていけるものだから、そんなに立ち上げるのにかかるのかなと思っていました。その辺は。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 何しろ私どもは初めてでございますものですから、これまで7月には先進地の、先に行っております西伊豆だとか南伊豆等を視察しまして、その内容等も十分把握した上で立ち上げたいということで視察も行って、今、ホームページの開設の準備が整ったということでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） そうすると、前のときにも県の移住・定住に関するホームページとのリンクを張り、広く周知できるように取り組む。これは、もうホームページができないから、当然動いていないわけですよ。その辺どうですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 当然、町の方のホームページが開設されておられませんものですから、県とのリンクはまだできておりません。当然ながら、10月には県のホームページ等のリンクができるように整備していきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 先ほども区長会でも説明をしたと言いましたけれども、区長会でどのぐらい説明して、どういう形でやられたのか、反応は、その辺伺いたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 区長会への説明ですが、23年度末の区長会と、また24年度はまた新しく区長さんが代わられるということで、4月の区長会、それから先ほども申しました7月には、今度はそのホームページ上に情報を提供する、載せる地域の概要等を載せたいということで区長さんをお願いし、説明とあわせてお願いしてございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 区長会へこれ説明するのはだれでもできるんですよ。その後のフォロー

一がどのような形で、じゃ、区長さんの方へどんなぐあいですかとか、そういう形はとったんですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 区長会の方には、区長さんとか親戚の方ですか、そういった方々から空き家をどうこうしたいというような相談があった場合には、またこちらの方へ情報提供をお願いしたいということでつけ加えて説明をさせていただきました。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 前の答弁の中にも、お盆などの一時帰町時をねらいポスティング、ポスティングってわからないけれども、など、有効な方法があれば取り入れたいと、こういうようなことがあったんだけど、お盆もう過ぎたもんですから、その辺どんなぐあいだったのかお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 私の方も、ホームページの立ち上げということで、最初ということでこれまで取り組んできたわけですので、また今後、そういった形での情報提供ですとか、情報収集に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） なかなか前へ進まないような話ですけれども、町長もこの課題は最重要課題として室が一体となって取り組むというようなことを3月に答弁、課長もそうですけれども、答弁しているんですけれども、最重要な課題として取り組むには遅過ぎるんですよ。何も最重要じゃないじゃないですか。その辺どうですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） やっぱりその地域の活力は、人口に負うところが大きいわけでありますので、まずはその定住人口、これをどうやって増やしていくのかという中から、一つの策として今回の空き家バンクという施策が出てきたわけであります。したがって、町にとっては大変重要な課題であるというふうにとらえております。

これを進めるに当たって、森議員の御指摘ですと、新年度に入って進める事業が10月までホームページの開設が遅れているというお話であります。課としても、いろいろその段取りの部分で手間取った部分があるかというふうに思いますが、この定住対策を進めていくには、この後に議論されます森林の問題ですとか、あるいはお茶の問題、観光振興、町の活力の部分と大きくかかわってくる重要な問題でありますので、そういう意味で、そのいろいろな計画、ホームページのどのようなホームページが開設されるのか期待をしているところありますけれども、発信力のあるものにしたいということで考えて、ここまで来ているというふうに思っていますので、そういう意味で、もしかして遅れている部分があるとするなら、それを早晩取り戻して積極的に展開できるように、各課の連携もとりながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） もとに戻りますけれども、4月からスタートしたということで、4月からの一応スケジュールがあると思うんですよね。どういう形で今まで来たかというの、それを言ってもらえますか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 4月からの計画ということですが、まず、先ほども申しましたように、区長会の方への周知とお願いということでやってまいりました。それから、宅地建物取引事業者の方々との調整ということで話を、協議を進めてまいりました。それから、その中で宅地宅建取引業者との仲介に関する協定を結んでおります。そういったこちらの内部的な準備が整ったところで開設をということで、10月1日を目標にホームページの開設を目標に行っているというところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） この空き家バンクは、この地域を発信していきたいという思いからスタートする事業です。進捗状況を見ながら、事業が功を奏するように人事配置についても考えていきたいということで、町長も申したんですけれども、私、最初3月にも言ったんですけれども、こういう重要事業というのは、課内でやっぱり専門の人がいなければ、なかなか他人任せでずるずるいっちゃうから、そういう形でやらなくちゃいかんということで話を言ったんですけれども、その辺どうとらえておられるのか。専門の人はいるのか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） もちろんその担当は置いてあるわけでありましてけれども、その担当がこのような事業に専門的な知識を持っているかという面では、十分な専門性を持っていないというのが現状であります。そのような中で、庁内、課内で議論し、試行錯誤しながら継続しているという状況でございます。町内の宅建業者ですとか、あるいは県ですとか、そういう機関のお知恵も借りながら進めていくということは当然であります。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 私の今の質問はね、結局、これ当初予算組んであるんですよ、ホームページ。それで、空き家改修事業補助金、今これ当然やっていないね、5軒で50万円、250万円。それで、それに農業体験講座というので予算を組んであるものですから、やはり最初からやっても、10月から、今からやって立ち上げるだなんていうことを言っている、これ使い切れますか。どうですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 先ほども申しましたとおり、4月から動いているというような状況でございますものから、それこそホームページの立ち上げ等に時間がかかって、現在の状況であることは御理解をお願いしたいと思います。

今後は、周知に努めまして、できる限り、できる限りではなく、ぜひ成功に持っていきたいというような考えで担当も私どもも思っておりますもんですから、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） とにかくもう10月ですから、予算がしっかり執行できるように頑張ってください。

次に、移ります。

F S Cのことについてお伺いしますけれども、この拡大に向けて森林経営計画を樹立した、17……あの、このF S C加入拡大へ向けて力を入れていくということでありましてけれども、その場合、F S Cに加入する場合にお金が要るわけですね。新しく入るとどのぐらいのものがいるのかお伺い、個人の場合のでお願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 産業課長の長嶋です。

F S C認証を拡大する手段としての加入の場合の経費ということだと思いますけれども、先ほど町長が言われたように、平成20年3月に認証を取得しまして以来、森林組合や主たる自伐林家にはF S C森林認証への参加への御案内をするなどの活動をしてまいりました。これまで新しく参加が実現した方はおりませんが、個人林業林家が参加する場合には、加入時に加入金1万円、その後、毎年所有面積に応じて年会費を1,000円から1万円の範囲内で御負担いただいております。また、F S C森林認証の販売量に応じて、1㎡当たり100円を翌年度の会費として納めていただくような形となっております。

今、議員御指摘のとおり、今後は森林組合に対して、森林組合の面的に受理していく森林経営計画の対象地をF S C認証林に指定していくよう働きかけるよう、F S Cを取得している団体であるF - n e t大井川で意思確認をしております。この際の経費については、今述べたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） この経費は伺いました。それでは、この認証林を管理するには年間どのぐらいかかるのか、大体でいいんですけれども、わかりますか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 簡単に申しますと、年間継続していくのに60万円ほどがかかります。それは、森林認証する相手方に審査をしていただく経費でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 個人的にはわからないですよ、その辺が、数字だもんで。個人的に大体どのぐらい、ヘクタール当たりかかるのかなというのと、結局、私聞きたいのが、確かにこのいい制度で、管理する制度だもんで、管理だけでお金が行っちゃうと、出すばかりで、

何でもそうだけれども出すばかりじゃ、この入ってくる人も入ってこないと思うんです。だもんで、その辺、売ってどのぐらいというのがあるもんですから、大体年間どのぐらい管理にかかるのかなと思ってお聞きしたんで、わからなければ結構です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 詳細について数字を持っていませんけれども、一応60万円の金額はかかるということでございます。それだけ御報告させていただきます。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） このC o C事業者というと、製材所とか加工、2次加工メーカーということになるんですけれども、こういうのに材を提供するですか、そういうのにはこの町の事務局でやるのか、それともF n e t大井川の方たちが直接あれするのか、その辺は。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） C o Cの業者に対する拡大と流域の製材所というようなことでよろしいでしょうか。

一応F S C森林認証については、森林を管理するフォレストマネジメントという、要するに森林を管理、F M認証、森林を管理する側と製品を加工、流通させるC o C認証との2種類に分かれております。F M認証については国内に33カ所、C o C認証については1,100の事業所が取得しております。認証しております。C o Cの認証の8割強は、製紙会社や印刷業者というようなことになっております。これはF S Cロゴマークを入れることが、環境に配慮した企業であるというような訴求力を求めている認証登録だと思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） ちょっとまあ、はぐれたようなあれだけれども、このF S C森林認証を拡大していくには、やっぱり先ほど言いましたように、売れるという形がなければなかなか大変な状況であると思いますから、なかなかそれは拡大に向けていくには、しっかりした経済的な採算がとれる形がないと、なかなか拡大には向けていけないと思うんですけれども。

この間、浜松市で15、16の日に、浜松市、アクトシティ浜松でF S C森林サミットが開催されました。その中で、これは森林認証の普及を図る全国大会ということでありましたけれども、この岩手県住田町、このところは町長が発表したんですけれども、町内に整えた資材供給から住宅建設まで一貫生産体制を整えているということで、全国日本一、林業日本一を目指しているということでもありますけれども、ここの町も94%森林でありますから、やはりそれぐらいの、これは町長ですけれども、それぐらいのC o C事業者というのは、なかなかこの地で探すには大変だということでもありますから、その辺、思い切りよく、そんな町でしっかり生産から建設までやっていくというようなこともちょっと考えていただきたいなと思っておりますけれども、これは後で、次に、みなとのあれがあるもんですから、その後、またゆっくり考えておいて答弁していただければ結構ですけれども。

次に、みなとモデルの質問でいきますけれども、この中に業者登録が12社あると言われま

したが、この会社へ直接その話をするのか、それとも向こうから話が出てくるのか、その辺がわかりますか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 先ほど町長の方から言った12社あるということでございますけれども、これについては、業者さんの方からこちらへ申し込んできたものでございます。こちらからは特に来なさいというようなことは進めておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） そうすると、この業者12社は、主なものでいいですけども、どんなものを手がけているのかわかるのかな。お願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） この登録業者が町の場合は、現在、12社ございます。先ほど言いましたように12社ございます。素材生産に4社でございます。それから2次加工業者が4社、それから最終製品が4社ございまして、この製品に関しては、少し大きい業者さんが入っていると、大手さんが入っているというようなこともございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） この二酸化炭素固定認証制度という、なかなか固い名称でありますけれども、これは炭素固定の木材をこの町から供給しているんですから、この二酸化炭素について何か特典みたいなものが町に返ってくるのかどうか、それはわかりますか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 町側へのメリットということかと思いますが、町が、先ほど森議員が当初の質問の冒頭にございましたとおり、あくまでも港区、大きな地区でございます。その中に大きな会社がございます、そこで使われるような宣伝効果は、港区自体がもう既にしてくれておりますので、川根本町という大きな名前が出ていくというような効果がまずはございます。

それから、また、先ほどF S Cで言われたとおり、それが森林の環境保全というような大目的を持っていますので、それらにもかかわって川根本町自体のイメージをアップさせてくれるものだと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） そうすると、先ほども言いましたように、C o Cのような形で、それを提供しないと自分のところに戻ってこないというとらえ方でよろしいですね。

（「はい」の声あり）

○7番（森 照信君） 1回、一たんよそへ行くもんですから、そこで、その人たちに行っ

やうということですね。

この制度というんですか、この認定制度があるんですけども、この協定材の内容、何か縛りがあるとか、そういうものはあるんですか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 木材協定の内容と認定基準ということだと思いますけれども、協定木材の認定自治体内で生産された原木ということになります。主伐の場合は、再造林するという約束となっております。原木から最終製品までのトレーサビリティについては、各登録業者の発行伝票によりロゴマークを付していくという方法で確認されております。これは、合法木材やF S C森林認証の木材の流れと準じているような形となっております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） そうすると、材を供給する、それで幾らか売ろうということで、直接のメリットというのは余りないような感じがしますがけれども、それはいいですけども。

先ほども言いましたけれども、やはり今度、林業の施業の形が森林施業から森林経営計画という形に変わっていくと、今度は間伐材なんかがたくさん出ていく。それに森林経営計画になると、この間伐材にも規定があるんですけども、補助金が出るという形になるものですから、これから材が確かに市場にたくさん出ていくというような形になると思います。だもんで、今、今度この港区で進めたような、やはり販路拡大というような形は、確かに今はメリットなくても必要なことじゃないかと思っていますし、これからもまたその辺含めて頑張りたいと思いますけれども。

先ほど、最後になりましたけれども、町長に、町でその建設までというような形をお話ししましたけれども、その辺のコメントをいただければありがたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 川根本町でございますけれども、素材生産業者はあるわけでありまして、その下流につながる加工業者、製材業者あるいは流通業者、そういう方が地域に少ないということで、なかなかその材をうまく出せないという状況が一つ現実にある。そういう中で、F S Cの森林認証を得る、あるいはそのみなとモデル二酸化炭素固定認証ですか、そういうことの中でよその材の生産地との差別化を図ろうということで、今、考えてきているわけで、例えば港区の例をとってみますと、港区は東京の真ん中の大きな区でありますけれども、港区のある意味では、その東京都の中で一つの差別化を図ろうといえますか、そういう戦略的な立場で今回のこういうモデルづくりを進めているんだろうというふうに思っています。

そういう中に川根本町も提携を結ばせていただいた、それはそういう一つの新しい流れの中に乗っていくということと、川根本町の木材を、木材の町としてのイメージを訴えていきたい、そういう思いから協定に至ったものでありまして、基本的には最終的にはその木材の流通につなげる、そこが目的ではございますけれども、そこに至るために、今回のそのみな

とモデルの協定の中にある事項だけでなく、もう少し私たちもこの港区とのおつき合いというものを広げていく必要があるのではないかというふうに思っています。

それは、山もとを現実に見ていただくというところ、そういうことがこれから大変重要になってくる、お茶の問題もしかりでありますけれども、地域をよく知っていただく、その地域で茶業に取り組むあるいは林業に取り組む、そういう人たちの日々の努力している姿を見ていただく、その中でこの地域のお茶がどう育つのか、どう材木が育っていくのか、そういうものを見ていただく中で、将来、家をつくるときにはこの川根本町の木をぜひ使いたい、そういう方々を少しずつでも着実につくっていくような、そういう展開に進めていくことが最も大事なことだろうというふうに思っております。

そういう意味で、今回のF S Cあるいは港区との協定、これらが将来の町の林業の発展につながっていくように、いろいろな形で努めていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） この港区も、今、全国で47の自治体が加入しているんですね。やっぱりどの自治体においても、大変その材木というものに関心を持って、さばくのに苦労しているということでもあります。先ほど私が言ったのは、町も、ただ、そういう確かに人を呼んで見てもらって、この材はいいですよということは、やるのは確かにそれは必要かと思えますけれども、やはり使ってもらわなくちゃいかん、動かしてやらなくちゃいかん、そこを考えないと、林家も今苦しいんですよ。だから、その林家を、この材をどこか少しでも動かす、だから私がさっき言ったように、そういう町で、大きな話ですけれども、そういう形も考えていくべきではないかと私は申ししたんですけれども、まあ、結構です。

これで終わります。

○議長（板谷 信君） これで森君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 傍聴の皆様には、御熱心にありがとうございます。お昼近くとなりましたけれども、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、近年のゲリラ豪雨の頻発や南海トラフ巨大地震の被害想定拡大による当町の被害想定、浜岡原発への不安など、町民の不安はかつてなく高まっています。これまで出されていた東海・東南海・南海の3連動地震は、マグニチュード8.7クラス、神奈川から宮崎まで20府県で震度6弱以上の揺れに見舞われ、三重や高知県など10m以上の津波が押し寄せるといった想定でした。

今回、8月29日に内閣府中央防災会議、有識者会議が発表した南海トラフ巨大地震は、これをはるかに上回り、東日本大震災と同じマグニチュード9クラスに引き上げられ、最大津波高も大幅に引き上げられて、死者想定32万3,000人、静岡県が一番多く10万9,000人の想定が出されました。津波高は、浜岡原発がある御前崎市で現在中部電力が10mの津波対策として建設している18mの防潮堤を超える19mの津波が示されました。地震は、浜岡原発の真下

で発生し、同原発は地震震度7の揺れに見舞われ、地震とほぼ同時に津波が襲ってくると見えています。原発から離れた福島原発さえ、いまだに収束できない過酷な被害状況を見ても、浜岡原発の再稼働などとんでもない話で、現在の全機停止状態でも安全性が確保できる保証はありません。中部電力は、直ちに浜岡原発全機の廃炉を決断し、地震と津波への対策を抜本的に強化することが求められます。

また、津波の危険はない当町でも、震度の見直しによる被害想定の見直しはされているものと思います。南海トラフ巨大地震による建物の全壊、焼失の被害想定は県内で31万9,000棟とされ、特に耐震基準前の建物が多い地域の被害が大きいとされています。何も対策をしなければさらに犠牲者は増え、最大限に対策が達成できれば、死者は6万人にまで減らすことができるという指摘もされているように、巨大化している自然災害への当町の備えを伺います。

1点目、役場上の水路橋の耐震性など安全性はどうでしょうか。万一倒壊した場合の水害・被害想定はされているのでしょうか。

2点目、住民への被害情報提供や避難勧告などの周知が徹底されていません。どのように取り組む考えか伺います。

3点目、避難所として指定している場所が、川の近くだったり、土砂災害の危険想定区域にあるところも少なくなく、区の役員さんや住民の方から不安の声が出されています。避難所の安全性や備品確保についてどのような状況か、また、今後どのように取り組む考えか伺います。

4点目、要援護者への対策は構築されているのでしょうか。個人情報保護との関係もあり、一般住民はごくごく近くの人しか知ることができません。避難方法や安否確認など、どのような対応計画になっているのか伺います。

5点目、近年のゲリラ豪雨は、長島ダムの洪水操作移行の可能性がしばしば示され、このまま降り続ければ長島ダムが倒壊するおそれもあるなどとの情報が行政サイドから流されるなど、避難勧告発令時の大井川やダムに対する住民の不安は、かつてなく膨れ上がっています。自然の威力にあらがうことはできませんが、手をこまねいてばかりもいられません。せめて河床が上昇し続けている大井川の河床の引き下げを積極的に取り組むべきではないかと思いますが、町長はどのような対応を考えておられるか伺います。

6点目、去年は、富沢地区が長期間孤立しました。町全体の孤立もありましたが、幸い数時間で解消しました。今後、ゲリラ豪雨や地震などによる集落孤立が考えられる地区の想定や物資の供給、救急患者への救難・救助など、住民の協力体制の構築や計画づくりなどが必要と思いますが、対策を伺います。

7点目、6月議会でも町長に伺いました浜岡原発の永久停止・廃炉、原発ゼロの意思表示とその決意のもとで、再生可能エネルギーの活用への政策転換を国へ求めて、当町も積極的な取り組みを進める考えがないかについて、再度お伺いいたします。

次に、去る8月30日、民自公3党の合意のもと、強行採決が行われ成立した消費税増税法について、当町の住民や町の経済に及ぼす影響についてどのように考えておられるか伺います。

2014年度に8%へ、2015年度に10%へ引き上げるとしてありますが、国民の過半数は暮らしや営業が成り立たないと反対の声を上げ、原発同様、連日官邸前で大規模な反対集会が開かれています。経済の落ち込みを指摘する識者の批判も繰り返し出されています。このまま10%への引き上げが行われた場合の当町の景気、暮らしにもたらす影響についてどのようにお考えでしょうか。町民や中小業者、商店を守るために、国へ増税中止の意思表示を行い、国の防波堤となって国保税や介護保険料などの負担増を回避して、町民の元気を支える町政を進める考えはないか、町長の考えを伺い、町民の暮らしの状況を把握するために、次の件について回答を求めます。

1、当町の平均所得について。

2、住民税非課税世帯数について。

3、所得100万円以下の世帯数について。

4、年金受給者数及び平均月額について。

5、生活保護受給世帯数及び対象となる要件をどのように扱っているのかについてお答えを願います。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の質問にお答えします。

昨年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する津波被害は記憶に新しいところであり、災害への教訓として風化させてはならないことでもあります。

私たちが暮らす静岡県でも東海地震の発生が危惧されていますが、3.11以降、南海トラフによる三連動地震への対応が急務となります。東海地震の震源である駿河湾は、日本列島の西南部に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが北西方向に沈み込んでいる場所で、このプレート境界は、駿河湾の富士川河口付近から御前崎沖、潮岬沖、室戸岬沖を通り、九州沖まで達しております。このプレート境界が南海トラフであり、非常に活発で大規模な活断層です。これまで東海地震をはじめ東南海地震や南海地震など、マグニチュード8クラスの巨大地震が約100年から200年の周期で発生しています。過去の傾向から、これらの地震は非常に高い確率で連動して発生すると考えられています。

政府や静岡県では、この南海トラフにより連動した地震が発生した場合の被害想定の方策作業を行っており、去る8月29日に速報値が発表されました。それによると、川根本町での最大震度は6強となっており、第3次地震被害想定からの変更はありません。

しかし、地震動による被害想定では、静岡県全体の数値となりますが、第3次地震被害想定との比較では、死者は5,851人から19.6倍増加し11万4,300人となっております。このうち津波による死者が227人から442倍増加し10万300人と想定されています。このように津波に

よる被害が甚大であるため、津波対策に注目が集まりますが、本町の道路は急峻かつ狭隘な場所に設置されていることが多いことから、土砂災害等により道路が寸断されるなどし、多くの集落が、また町全体が孤立状態になることが危惧されます。

県内各市町別の第4次地震被害想定はまだ示されていませんが、その結果を踏まえ、今後必要な防災対策を講じていきたいと考えます。

まず、長尾川水路橋の安全性、倒壊した場合の被害想定ということでありますけれども、長尾川にかかる水路橋の安全性についての御質問ですが、東日本大震災での大惨事を目の当たりにしたことから、ダムや水路橋の決壊による被害が心配されるとの声をいただきました。

その対策として、中部電力株式会社大井川電力センターから、地震に対するダムの安全性についての説明を昨年7月11日開催の第2回区長連絡会議の席上、説明を受けました。説明によりますと、水路橋は、国土交通省の基準である河川管理施設等構造令に基づき設計されています。この構造令では、河川構造物を設計する場合に用いる地震力、設計震度が定められています。地震力は、地震力を簡便な水平力等に置き換える震度法の考え方に基づいて算定されており、多くの河川構造物に適用されています。

国土交通省は、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震、これは阪神・淡路大震災の被害の大きさを重く見て、構造令などの設計基準を用いて設計された河川構造物の耐震性能について改めて検討をし、その結果、構造令に規定する値の地震力で設計された河川構造物は、十分な耐震性能を有しているとの結論が出されています。また、コンクリートの強度は、平成16年度及び平成21年度に実施した特別点検により強度試験を実施し、安全性が確認されています。

したがって、水路橋が決壊するという想定での洪水浸水域シミュレーションはこれまでの説明のとおり、水路橋は地震に対して十分な安全性が確保できていることから、決壊することはないと考えられているため検討はされておられません。しかし、今後、反映すべき新たな知見があれば、適切に対応するとの説明を受けています。

次に、住民への情報提供、周知についてですが、情報伝達手段の主なものとしては、同報系防災行政無線があります。受信のためには、各地区に設置する屋外子局及び各家庭に設置する戸別受信機があります。このうち戸別受信機は、全世帯への普及が進んでいませんでした。本年度予算で戸別受信機に代わる防災ラジオの購入を認めていただき、10月中には納品の予定です。納品後、速やかに対象世帯に配付いたします。この整備により、住宅の機密性の向上や荒天時には窓を閉め切るにより屋外子局の放送が聞こえないという問題が解消でき、情報の伝達をより確実に行うことができます。

また、静岡県災害情報システムが県下全市町村に配備されていますが、このシステムを利用してエリアメールを配信することが可能です。エリアメールは、災害に関する情報を携帯電話に一斉に配信する仕組みで、情報内容を目で確認していただくことができます。携帯で緊急地震速報が受信できる状態であれば、エリアメールを受信可能であります。現在は、N

TTドコモのみの対応ですが、他の電気通信事業者も今後対応する予定であります。

また、道路の寸断等により町全体が孤立するおそれがありますが、通勤等で島田市等、町外にいる方への情報提供のため、災害時等における放送要請に関する協定書を締結している株式会社FM島田に放送を要請することが可能です。災害等に関する情報を正確かつ確実に伝えることは、行政の重要な責務であります。

次に、避難所の安全性と備品確保ということであります。

広域避難所として町内9施設を指定しております。これは、本川根小学校体育館、本川根中学校体育館、中川根中学校体育館、中川根中央小学校、中川根南部小学校、中川根第一小学校それぞれ体育館、それから徳山コミュニティ防災センター、県立川根高等学校体育館、格技場、それから久野脇コミュニティ防災センター、これら9施設を指定しています。これら施設の耐震性については問題はありません。また、避難所につきましては、本年度ハザードマップ作成時において検討していきたいと考えております。

本年度、このうち小・中学校6施設には停電時でも発電機を用いて必要最小限の照明を確保できるよう整備を行っております。

実際に避難所を開設した場合、避難所の運営が重要な役割を持ちます。昨年、静岡県総合防災訓練の中央会場の一つとして、本町でも会場型の訓練を開催しました。訓練の一環として、避難所運営訓練を各地区の自主防災会会長及び防災委員の方々々と実施しました。内容は、避難所運営上、問題となる事象を課題として、グループ別に討議、発表を行いました。また、避難所生活の体験を目的に、健康増進施設で宿泊訓練を行いました。

避難所での生活に必要な備蓄用食料や災害用毛布については、必要数を町防災倉庫に備蓄しております。長期にわたる避難所生活では、各人、各世帯の私生活についても配慮する必要があります。そのため、段ボール製の間仕切りセットの整備も行っています。大規模な災害が発生した場合、避難所生活を余儀なくされます。そのため、必要な整備は引き続き行ってまいります。

要援護者対策とはということですが、当町の災害時要援護者支援対策の現状についてお答えします。

平成22年度に、各地区民生委員・児童委員さんに御尽力いただき、災害時要援護者支援計画登録個票の提供をいただきました。これによって御本人・御家族の情報提供の同意が得られ、把握できている方の数は、この8月24日確認時点で699人となっております。

各自治会区長様にはこの方々の名簿を、また地区民生委員・児童委員さんには、名簿のほかに個々の身体状況や生活環境が書き込まれている登録個票の原本をお持ちいただき、取り扱いに十分御注意いただき管理いただいているところであります。今後も、整備拡充を図っていきたく考えます。

次に、大井川の河床上昇への対応についてお答えします。

大井川の河床上昇の原因は、上流からの土砂流出が主な原因の一つとなっており、昨年の

台風6号、12号、15号による土砂の流出は非常に大きなものがありました。この大井川の堆積土砂の排除につきましては、非常に大きな事業費が予想されることから、事業化は困難な状況となっておりますが、静岡県では、大井川土砂排除5カ年計画を策定しており、計画的に土砂排除を行っており、現在は第5次の5カ年計画で計画期間は平成21年度から平成25年度となっております。この計画の対象区間は、島田市福用から寸又川合流点までで、5年間で212万5,000m³を排除する計画となっております。この計画に伴う土砂の搬出は、骨材業者がコンクリート等の材料として販売することを目的として、県の許可を得て行っているものでございます。

しかしながら、土砂排除の量が流出量に追いつかないといった状況となっておりますので、町としましては、排除計画の見直しや公共事業として排除するための予算確保等について関係機関に要望をしております。

次に、集落の孤立化対策についてお答えします。

孤立集落を出さないためには、集落へ通じる道路が複数あることや道路や橋の耐震化等を行うことが重要であります。

町としましては、林道、作業道等の建設を進めていくことが迂回路対策にもつながるものと考えており、林道、作業道の建設事業を今後も計画的に進めていくとともに、治山工事等の土砂災害防止事業の推進について関係機関に要望をしております。

なお、昨年の台風12号の林道被害のため、長期間、富沢地区が孤立状態になっておりましたが、本年度から迂回路建設に着手するため、現在、実施設計を行っているところでございます。

冒頭述べましたように、大規模な災害が発生した場合、本町では山崩れ等により道路が寸断されるなどして、多くの集落が孤立するおそれがあります。昨年の東日本大震災では、やはり多くの集落が孤立化したと聞いております。これを教訓に、各自主防災会単位での防災力を強化するため、昨年度補正予算で備蓄用食料を購入し、各自主防災会に配付させていただきました。

防災対策には、自助・共助・公助の考え方が基本となります。東海地震等の大規模災害が発生した際には、初期段階での行政や警察、消防、自衛隊等の災害支援活動は困難になります。そのため、各地区の自主防災会を中心とした自助・共助による災害対応を強化する必要があります。本年度は、備蓄用倉庫を未整備であった南部地域15地区に整備します。各地区の集会所は、災害時には自主防災会の活動拠点として、また一次避難としての機能を有します。町内には昭和56年5月以前のいわゆる旧耐震基準で建築された集会所が12施設あり、これらについては昨年度から耐震補強のための対策を実施しています。

孤立地区の情報を把握するため、通信手段は必要最小限の整備となります。各地区の情報送受信のため、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線アンサーバック機能、衛星携帯電話、簡易無線機のいずれかにより複数の通信手段を確保しています。また、アマチュア無線

免許所有者の協力をいただき、アマチュア無線による通信体制も整備しています。自主防災会の防災用資機材整備に対する補助事業も継続して実施しております。

次に、浜岡原発永久停止・廃炉・原発ゼロの意思表示を行い、再生可能エネルギーの活用を進める考えはないかということでもあります。

私は、これまで、科学的な根拠に基づく安全対策が十分になされた上で、地元及び近隣住民の方の同意が得られるのであれば、再稼動もあり得ると考えていると発言しております。

本町も、役場本庁舎が浜岡原子力発電所から50km以内にあり、したがって、浜岡原子力発電所に一たび事故が発生すれば、当然私たちにも少なからず影響があります。そのため、浜岡原子力発電所の再稼動については、慎重に対応すべき問題であると考えます。

このようなことから、安全対策とともに住民の皆さんの意見を尊重すべきだと考えております。また、本問題につきましては、機会あるごとに関係する市長や町長などの皆さんと意見交換をしながら、町として行うべき対応をしていきたいと思っております。

再生可能エネルギーにつきましては、町では、環境負荷の少ないエネルギーの利用、資源有効利用、地球温暖化防止の推進などを目的として、実用性の高い再生エネルギーの普及促進を図っていくために、川根本町クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金や森林（もり）のエネルギー導入促進事業費補助金など、家庭用システムの導入促進を主体としての補助金制度を設けて、普及を進めているところであります。

次に、消費税増税についての御質問であります。

当町においても、消費税引き上げによる影響については、影響がないとは言えないものと考えております。しかしながら、今後、少子・高齢化が進み、現役世代が急激なスピードで減っていく一方で、高齢者は増えていきます。したがって、社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、国民全体で広く負担する消費税の引き上げはやむを得ないものかというふうに考えております。引き上げられた税については、福祉・医療・教育・公的年金など社会保障の財源のために使われることにより、社会保障の公費負担が多くなることとなれば、議員が言われる国民健康保険や介護保険などは、町民の皆さんの負担軽減となるのではないかと思います。

次に、議員御質問の当町の平均所得でございますが、税務課で把握しております町民税課税状況調査資料におきまして、課税となった納税義務者数3,199人、総所得額78億1,468万5,000円からの平均所得金額は244万3,000円であります。

次に、2番目の住民税非課税世帯数でございますが、各世帯内での課税状況から世帯数は把握できませんが、町民税の納税義務者等に関する調査から、平成24年1月1日、これは賦課期日であります。現在の住民8,291人から均等割のみの方を加えた納税義務者の3,696人を差し引きました4,595人が住民税非課税人数となります。

3番目の所得100万円以下の世帯数は把握できませんが、町民税課税状況調べにおいて総所得額における納税義務者数3,199人のうち、所得100万円以下の納税義務者数は1,585人と

なります。

4番目の年金受給者数及び平均月額、国民年金につきましては、平成24年3月現在ですが、年金受給者は3,467名、年金受給総額が23億8,386万8,800円となっております。一人当たりの年金受給月額につきましては5万7,299円となっております。その内訳は、国民年金、老齢年金関係の受給者が3,321名、障害者年金関係131名、遺族年金関係が15名となっております。

次に、生活保護受給世帯及び対象となる要件はという御質問ですが、9月1日現在で、16世帯17名の方が受給しております。内訳としましては、在宅が8世帯9名、施設入所者が8世帯8名となっております。

次に、対象となる要件ですが、病気や事故などのために、自分の力だけではどうしても生活ができなくなってしまうときに、自分の財産、例えば預貯金、証券、貴金属、生命保険、不動産などを生活のために利用し、親子、きょうだいなどの援助も受けられないときに、国が定めている基準、これは最低生活費であります。と世帯のあらゆる収入とを比べ、県中部健康福祉センターの地域福祉課が決定して、その足りない分を保護費として支給します。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさんの質問にお答えいただいて、ありがとうございました。

まず最初に、確認、もう一度確認したいんですけども、役場の上の水路橋の安全性について、安全だという、決壊は想定していないというふうに答えられましたけれども、その根拠をもう一度言ってください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） これは、昨年度、区長会の連絡会において説明いただいた件ですが、水路橋は、国土交通省の基準であります河川管理施設等構造令に基づいて設計されておりまして、その基づいた設計例の中の適用の基準の中に含まれているということで、これについては安全であるという連絡。

それと、あとコンクリートの強度につきましても、平成16年度と21年度に特別点検を実施して、強度試験においても十分な安全性が確認されているので、現段階においては水路橋の決壊は考えられないということで伺っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どのような点検をしたんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 点検というのは、コンクリートの強度試験をしたということです。

○議長（板谷 信君） ここで暫時休憩といたします。

再開は1時です。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時59分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

再質問を続けます。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問を続けます。

水路橋、高郷の水路橋のことですけれども、国交省の河川管理構造令に基づいてつくられているから安全というふうに先ほど町長、答えられたんですけれども、それは、その国交省の構造令というのは、何年に出されたんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 制定ですけれども、51年7月20日ということです。

○10番（鈴木多津枝君） 昭和でしょう。

○総務課長（西村 一君） 昭和です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、水路橋は、私、正確に覚えていませんけれども、昭和の初め、10年代ぐらいに、久野さんにさっき聞いたんですけれども、つくられているんじゃないかと思うんですよ。つくるときにはこういう法律はなかったわけで、どうしてそれに基づいてつくられたというふうに言えるんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 私の表現がおかしかった、まずかったかもしれないんですけれども、これにつきましては、設計、この前の町長の中の答弁の中にもありましたとおり、この前の阪神・淡路大震災の被害を見て、もう一度この構造令ですか、構造令に設計基準に合っているかどうかを確認したという意味です。設計基準に、構造令に合っているかどうかということを確認して、それに十分対応できているということです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 十分対応できているということは、数字の上で多分そういう判断をされたと思うんですよ。私、議員になったときも同じような質問をしたことがあります。大丈夫かということで。そうしたら、やっぱり何か基準にちゃんと合っている建物だから大丈夫だという答えがされました。でも、今それを見直そうという、その阪神・淡路大震災よりも昨年の東北大震災の方がもっとすごかったわけですから、それに合わせて見直すということはされていないんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今現在、中部電力からは聞いていないんですけれども、この構造

令が最終的に変更になったのが平成23年12月26日だもんですから、これに合わせて検討していただけるものと思います。

○議長（板谷 信君） もう少し正確にしないと、行ったり来たりの話になっちゃうもんで。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、23年だったら、もう東北大震災が起きた後なんですよ。それなのに、なぜ阪神・淡路大震災をもとに見直されたのか、ちょっとそここのところがとても納得できないわけですけども、とにかく町民の人たちは、早い話が、古いものだし、あれが崩れたらどれくらいの水が流れてくるんだろうと、絶対崩れないよということは、昨年の福島原発の事故を見ても、つくったもの、人間がつくったものが絶対に崩れないということはあり得ないというのが、私たちが学んだことだと思うんです。そうしたら、やっぱり住民の財産や生命を守る行政としては、万一崩れ、私、万一というふうに通告したんですけども、万一崩れた場合の想定はしていないのかということも通告をしたんですよ。そうしたら、崩れないということで想定をしていないという、これでは町民の人たちの命も財産も守れないんじゃないでしょうか。

今度のハザードマップですか、洪水の被害地図、マップ、それには、これが崩れた、万一崩れたらどれくらい水が上がるかとかいう、そういう想定はされているんでしょうか。されるつもりでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 大井川の洪水ハザードマップの作成でございますけれども、これは大井川流域に大雨が降った場合の洪水のハザードマップですので、今御質問にあるような地震に対する被害の想定ハザードマップではございませんので、今回は対象としておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 昨年の台風12号のときに、私たちは、初めて緊急避難勧告というんですか、避難勧告を出されまして、通告、最初の質問でも言いましたけれども、びっくりして電話を入れたら副町長でしたね、対応してくださった、違ったんですか。私の記憶では副町長……

（「総務課長」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） 総務課長ですか。失礼しました。ということで、長島ダムがこのまま雨が降り続けば壊れる可能性もあるんだと。だからすぐに、とにかくすぐに避難してくださいというふうな電話をいただきました。そして、きのう、西村課長とその話をしたんですけども、そういう言い方はしていないはずだということで、私は記憶に残っていたんですけども。先日、島田の土木事務所から見えた所長さんたちと支所で話をしたときも、やっぱり同じように、あのまま雨が降り続けば、長島ダムが倒壊する可能性があるということで、そういうことも想定して避難勧告を要請したんだというふうなことを言われたから、私は、

その場で、そんなに大雨が、あのくらいの雨で長島ダムは崩れるようにできているんですかと私はその場で言いました。記録が残っていると思いますよ。それで行政のサイドから、そういうふうなあいまいな情報を出されると、本当にそのとき私たちは避難してきた、もう何も持たないで避難したんですけれども、結局避難してきた人たちの7人だかの人は何を持ってきたか聞いたら、位牌、4人の人が位牌しか持ってきていなかった。

これは、昨年、私、一般質問で言った話ですけれども、そういう、もう、本当に壊れるかもしれないという話が、うわさが広がったんですよ、事実。そういうことがどこから出たのかというのは、推しはかることはできませんけれども、私は、島田土木事務所で、川根支所で現実にそういうことを聞いた。その前の実際に勧告が出されたときも、電話で行政の方からそういう話を聞いた。それから、消防団の人たちもそういう話をしていた。そういうことをかみ合わせて正しい情報の出し方、本当に大事ではないかと思うんです。ただただ、言うことを、すぐ避難してもらいたいから大げさに言うというふうな、そういうことでは私はだめだと思うんですよ。

だから、それに対して、情報をどうやって周知徹底していくのか、正しい情報を出すということについてお考えを聞かせていただきたいです。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） お答えします。

まず、9月4日の台風12号による異常洪水時の防災操作と、いわゆるただし書き操作のことでの御質問と思うんですけれども、このときは9月2日より台風12号による影響があって、その時点より夜7時から、7時50分ですね、そこから警戒本部を設置して2日半にわたって警戒本部と、それからそういう災害等に対応したわけでありましてけれども、今お話の中にあるように、これは長島ダムは洪水調整をしておるんですけれども、流入に対して流出ということで、この2日間を調整してきたんだけど、その最終的な結果として流入に対して放流の部分が、いわゆる流入に追いつかないという状況の中において、満水状態になるであろうと予測されるということにあって、4日の午後8時に洪水調整放流の操作を行うと、そういう報告を事前に受けました。

こういう状況の中において、その前の時点でも千頭大橋のところで警戒水位を超えとか、こちらの中徳橋もそうですけれども、そういう警戒水位を超えているという、そういう状況もございました。総合的に勘案する中で、4日の8時にただし書きに入る場合に、水位が、大井川の水位が1mから2m上昇すると、この場合には越水をして堤防の決壊する、一部決済する箇所も想定されると、そういう中においてなるべく早く避難をしていただきたいという中において、状況の中、4日の深夜、深夜というんですか、午後8時にただし書きに入った場合、一番近い千頭のところで1時間から1時間半、それから徳山、上長尾地域で2時間半から3時間ぐらいという、そういう水位の上昇、最大上昇というのはあるわけなんですけれども、ただ、これが20時に放水をして到達が深夜に及ぶ危険性もあります。深夜に及ぶ場

合に、これは非常に危険性も伴うということの中において、なるべく明るいうちにといいところで、夕方5時5分に避難勧告を出しました。

この避難勧告については、事前に全職員をお昼前に集めまして、想定するところをすべて地図に落としまして、想定される方々、これらをシミュレーションというんですか、色分けをしまして、午後4時に各地区に町の職員をもって文書を持たせて、その図面も持たせて、各消防団及び各自治会、地区へ職員を派遣いたしました。これに文書を当てて、なるべくそういう誤解がないようにということで、これから警戒というか、避難の対象があると、避難勧告を行うという可能性があるよと、そういう文書を出しました。それによって、なるべくそのときに、危険なときに避難するのではなくて、なるべく速やかに避難していただきたいと、そういうことをもって早目の避難勧告をした、そういう状況にあります。

ただ、これが20時前に長島ダムの方で流入と流出の方が、流入の方が少なくなってきたということにおいて、ただし書き操作をやめるという報告がありましたものですから、これを受けて避難勧告を20時10分に勧告解除をしたということでもあります。

お話の中に、私ども行政側でダム決壊のおそれがあるというようなお話をしたということですが、これは何かのお間違いだと思います。我々のところは、あくまでも1mか2mの大井川堤防等の越水があると、そういうところにおいて浸水被害があると、これは文書でも出しましたものですから、そういうところで間違った情報が流れないようにということで、文書でも出させていただいております。

議員が照会されたのは、たしか4日の避難勧告の後に出されて、避難勧告の同報無線が非常にわかりにくいということで、個別の地区に、どの地区のどこというようなことを放送してほしいというお問い合わせがあったと、それは総務課長から私は当時聞いております。それに基づいて、同報無線で再度、各地区個別に地区を指定して放送をしたと、こういう状況にありますので、我々のところでダムの決壊というような情報は一切行っておりませんので、その点は御承知おきいただきたい。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 決壊という言葉は聞いていませんけれども、倒れるという言葉は覚えております。

それと、先ほど久野さんが質問したときに、ハザードマップに高郷地区は、1mから大雨が降れば5mぐらい水位が上がるというふうなことを言われたんですけれども、水路橋が万一壊れた場合、これ絶対壊れないというものはないと先ほど言ったんですけれども、万一壊れた場合に、どれくらいの水があそこに流れていて、どれくらい水位が上がるかということぐらいは、想定してあるのではないのでしょうか。もしあったら教えてください。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 当時、まず最初、1点、避難のところで、いわゆる高郷地区、いわゆる中川根中学校も避難地ではあるけれども、経路において例えば水浸というんですか、及

ぶと、そういうおそれがあると、そういう地区は十分承知しておりましたけれども、当時において、大体約1 mから1.5 mの浸水という中で、とにかく一時的に避難していただきたいという中で出しました。その早くに出したというのは、避難において、当然その至るところにおいて経路において水没するところが想定されるので、早目の避難をお願いしたいということでは出しましたんですけれども、その点は御理解いただきたいと思います。

1点、議員御心配されている点、それは当然我々のところでも心配しております、例えば水路橋に何トン流れているか、それが例えば長尾川の流出ですね、流量がどの程度まで耐えられるとか、もう一つ言えば、中津川のところもありますね。そういうところでどの程度耐えられるか、必ずしもその両方壊れるというばかりではなくて、中津川で壊れる場合もありますし、長尾川で壊れる場合もありますし、そういうときにどれだけ流水ができるかということのを正確にこれから把握した中で、当然ハザードマップでないにしろ、防災対応に検討資料としていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 検討、これから状況を検討していかれるということですので、私は、ちゃんとそういう情報をきちんと出した方が、住民の人たちはかえって早く対応できるという、安全・安心につながると思いますので、ぜひお願いいたします。

それと、1 mから1.5 mと、今、副町長、言われましたけれども、最初の久野さんのときには1 mから5 mというふうに答えたんじゃないか……

（「それはハザードマップ」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） じゃ、何のことを1 mから5 mと言われたんですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 私が1 mか2 mと申し上げたのは、9月2日から4日にかけての避難勧告の際に放水量を計算しましたところ、大体1 mか2 m上昇すると、そういうことでお答えしました。先ほどの建設課長が申したのは、ハザードマップ、これは100年に一度の場合は、最大1 m、5 mぐらいの水位上昇ということも想定した中でハザードマップは作成されていくということでございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 集落の孤立に対してどういうふうに……、随分飛んじやったね。集落の孤立のときに、どういうふうな対応をするかということで、先ほど衛星携帯なんかの話も町長から答弁の中にあっただけなんですけれども、衛星携帯というのは、今どれぐらいの地区にどれだけの数を配置しているのかわかりますか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今この場で具体的にわからないんですけれども、大間地区、あとですね……失礼しました。接岨、大間地区、壺町河内、久保尾、それと町長のところで5台設置しております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 孤立した場合に、例えばけが人とか急病人とか出た場合、電源がもしなくなっていれば、もうそういう孤立のときには電源がなくなるということも大いに考えられるわけですがけれども、やっぱり衛星携帯しか通信手段がないということも想定できるわけですね。そうすると、今言われた5カ所というのは、比較的文沢が大きいと言えるかどうかわかりませんが、人がたくさんいるところですがけれども、文沢地区みたいに数戸しかないようなところほど、やっぱりすぐに助けが必要というか、救助が必要ということもありますので、衛星携帯はもっとたくさんそういう孤立が想定される地区には配備すべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今現在5台配備させていただいておりますけれども、あとは簡易無線とか、あといろいろな手段をとっておりますけれども、これ以降についても様々な方法で通信できるように進めていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 複数の通信手段を配備してありますという答弁だったんですよ、さっき。だけれども、いろいろな通信手段があっても、電気が切れたときに通信できるものが必ず必要ですし、小さい集落ほど私は助けが欲しいんじゃないかと思うんです。大きいところだと、例えば徳山地区が孤立するなんていうことはちょっと考えられませんが、孤立しても、中でみんなでいろいろ助け合ってやれるんじゃないかと。

でも、本当に高齢者しかないよ、数戸しかないよというところでは、緊急の救援が必要だという重症患者とかあるわけですから、そういう場合に連絡ができる手段をとっておくというのは、私は行政がやらなければいけないことじゃないかと思うんですけれども、命を守るためにも。衛星携帯、安くはないとは思いますが。でも、孤立が考えられるところには配備していくという方針を持つべきではないかと思うんですけれども。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 例えば衛星携帯等も確かに必要なわけであって、今後の中で検討はしていきたいと思っておりますけれども、基本的には自主防等を合わせた防災無線、これが確保することの中では最も重要であるというふうに考えております。これは、中継する例えばオフロードバイク隊等、中継するものをなるべく近くに派遣するというような中で、通信も確保したいと思っておりますし、何よりも情報の混乱というのが一番おそれるというんですか、心配するところでもありますので、一番の基本は、自主防、それから各地区消防団に配備してある無線において、まずその情報を把握したいと。それについて、現在、町でおりますオフロードバイク隊も常に出動できる体制をとって、これは情報をまず確保するという中において、中継等ができる、または現場に即応できるというような形をとりたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 孤立したときに、オフロードバイク隊がそこに行けるのかといったら、多分無理でしょうし、携帯、普通の私たちが持っている携帯も中継局が倒ればだめでしょうし、最終的に信頼できるのは何かといったら、私は持ったことありませんけれども、衛星携帯ではないかと思うんです。そこになかなかうんと、検討という話は、お答えは今あったんですけども、非常に消極的で、私は、これまで検討ということでもいつまでもいつまでも待たされていることがたくさんありますけれども、本当に命にかかわることに対して検討という答えでは納得できませんので、何がネックになっているのか、お金のことなのか、一体孤立集落がどれくらいあると考えているのか、そのところを聞きたいんですけども、まず、孤立の可能性のある集落の把握はされているんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 各地区、先ほどお話ししたとおりの衛星携帯電話、あと、それからほかには尾呂久保とか、そういうもの等については行政無線がありまして、それによって連絡等の訓練等はしております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私、無線の知識がないもんですから、この点では、また再度、次の質問の機会に回したいと思っておりますけれども、お金にかえられない命を守るという点で検討していただきたいと思っております。

それで、3番目の避難所の対応なんですけれども、避難所だけじゃなくて、医療機関に対する例えば電源の確保とか通信の確保とか、そういうものはできているんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（西村 一君） 医療機関につきましては、今、3つの医療機関に依頼しております。それにつきまして医療器具につきましてはいろいろ整備しておりますけれども、その電源等につきましては、何かあった場合には、最優先でそちらの方に電源を回してもらうような手段はとっていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 当町では、例えば土建屋さんとか、ガソリンスタンドとか、燃料の供給とか発電機の供給とか、そういう連携をとっている、提携しているというふうなことも聞きましたけれども、例えばそういうものを実際に使って訓練をしてみる、例えば土建さんが持っている発電機を持って行って、実際につないでみて電気がつながるのかどうか、機器が動くのかどうか、そういう訓練などもされたことがあるんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） ガソリンスタンド等につきましては、提携をいたしまして、優先的にしていただけるような契約をしているガソリンスタンドもございます。それについては、県の方の補助がありまして、それをいただいてやっているガソリンスタンドもございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 東日本大震災で聞いたんですけれども、例えば提携していた企業から発電機を持ってきたけれども、ケーブルが足りなくてつなげなくて電気を起こせなかった。それで病院なんかで、透析の患者さんとか酸素とかが使えなかったというふうな話も聞いています。だから、私は、やっぱりそういうのも訓練に入れていかなければ、実際にやってみて働く、役に立つような状況にしておくというのは大事なことじゃないかと思うんですけれども、どうかよろしく願いいたします。

そして、今、透析患者のことを述べましたけれども、要援護者の対策の点で、例えば孤立したところで透析を必要とされる患者さんとか、酸素、町内に酸素をやっている方がいらっしゃるかどうか、おられますね。そういう方とかに対する対応は、どのように考えているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（西村 一君） その皆さんは、一応少しの間ですと、それなりの蓄電できる設備は持っていらっしゃると思うんですけれども、それを持続的に進めていくということになりますと、まだその検討まではしていないので、できません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これも命にかかわる大変大きな問題だと思うんです。人工呼吸は大きな病院がないから、多分家庭でやっていたらっしゃる方はいらっしゃらないと思うんです。さっき酸素と間違えましたけれども、電気が切れた場合の想定もぜひして、対応できるようにしていただきたいと思います。

それから、1番目の最後の浜岡原発に対してですけれども、また同じ質問をして、町長から同じ回答をいただきました。でも、私一つ言っておきたいのは、昨日のNHKで、釜石市の小学校で、見られましたか、石碑を建てたんです。津波に気をつけろという、すごく大きな石碑を建てて、いつも見られるようにということで。釜石じゃなくて、字を毎年塗り替える、墨で塗り替えなさいというふうな石碑もありますし、私が心に残ったのは、釜石市のある小学校で、子供たちに全員に体験、怖さ、後の人に残すメッセージを書いてもらったら、その中に、100回逃げても大丈夫だ。でも、101回目も必ず逃げてという言葉があった。私は、それをNHKの記者の人が読み上げたときに、本当に子供の気持ちが伝わってじんと来ました。

このことは、津波だけではなくて、原発、今まで大丈夫だったから安心ということでは、私はないと思うんです。原発は一度、私が学んだことは、一度事故が起きれば、人間の手ではもう本当にとめることができない放射能の汚染とか、長い年月そこに帰れないとか、取り返しのつかない事故になるということを私たちは学んだわけです。そしたら、本当にこれはこの子供は津波のことで、100回大丈夫だったけど、101回目も逃げてと言った言葉が、私は、原発が今まで大丈夫だったけれども、やっぱりこの次はわからないよと、そういう教訓に私たちはしていかなければいけないと思うんです。

そういうことで、町長にぜひ地元の人たちの賛成があれば、それと安全基準をちゃんと満たしていれば再稼動に賛成だなんていう言葉を軽く言わないでほしい。やっぱりそこは慎重にという言葉もありましたけれども、多くの人たちが心配していることですので、ぜひもっとも慎重に考える、そして浜岡原発、私たちに与える影響というのは、福島原発は人災などという評価も出ましたけれども、人災だったらなおさら、人間いつ間違えるか、失敗するかわかりません。災害が来なくても、そういうことだってあり得るわけですから、ぜひ処理の方法が、最終的に処理の方法がない原発政策というのは中止して、いろいろな自然エネルギーを利用するというところで、国に意見を言っていく、私も意見書を出そうというふうに議会に働きかけていますけれども、この次の議会あたりで多分議長が全協に諮って、議運とか全協に諮ってくださるんじゃないかと期待しています。そのためにも、町長も一言、もう少し前向きな答弁がいただけないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 原発再稼動賛成と申し上げたわけではなくて、再稼動もあり得るべしというようなことで申し上げたつもりでおります。原発がなくてもいい、そういう時代が来れば誠に結構だというふうには思っております。ただ、現状、エネルギーの我が国の事情を見てみたときに、その原発に50%依存するという体制で進めてきた中で、今回の事故に遭ったわけでありまして、今いきなり原発をなくすということが、日本のエネルギー事情にとって果たしてどうなのかというもろもろ考えたときに、30年代にゼロというような政府の方針も発表されていますけれども、そこにはいろいろ矛盾点もあったりしてというような問題もあるようでございますけれども、原発に代わるエネルギー、そういうものが完全に見込まれない段階で、なかなかそのすべてをゼロにするというのは難しい状況ではないのかという思いもあって申し上げていることでありまして、将来ともに原発のない状況の中で日本のエネルギーが賄われる、そういう社会が来ればそのこと自体は最も好ましいことだというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 大飯原発は、物すごい反対の中で再稼動されましたけれども、日本で動いているのは大飯原発だけですよね。今、原発ほとんどなしでエネルギーが賄われていますけれども、そういう社会が来ているんじゃないですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 皆様方のこの節電、そういうこともあろうと思いますし、今の老朽化した火力発電を再稼動させたりという中で、ぎりぎりの運用がされての状況だというふうに思っています。ただ、日本はこれから世界に伍して経済も成長させていかなければいけない、そういう中で空洞化等も進んでいく、そういう懸念もございますので、そういうもろもろの視点から考えていくべき、これは基本的には国が考えるべきものだというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に国に考えさせるために、私たちは行動を起こさなければならないと思ってお聞きしました。

ぜひ、自然エネルギーは原発の何百倍もの量が、発電量があるよというふうなことも聞いています。今ほとんどの原発が、大飯原発以外はとまっている状況でも足りている。老朽化している火力発電所を動かしているけれども、でも、自然エネルギーに代えていくことがこれからどんどん進めば、それはさらに今起こしている電気を増やすことになるわけですから、私たちは、原発の怖さよりは少しぐらいの不便さは我慢しますということで、みんな原発反対の人たちは言っているわけですから、やはりそういう将来の子供たちの命とか、この日本を、地球を守るためにも、日本だけで原発反対ではなくて、やっぱり広げていかなければならないと思います。これは、これからの課題としてまだまだ続けていきたいと思いません。

時間もありませんので、最後に、2点目の消費税の引き上げに関する質問と、それに関してなぜ町民の方の暮らしぶりをお聞きしたかと、平均所得とか、非課税世帯の数とか、所得が100万円以下の世帯数とかをお聞きしたわけですがけれども、世帯数ということでは出ませんでしたがけれども、本当に所得100万以下の人たちが1,585人もいらっしゃる。あるいは、非課税世帯の数が4,595人もいらっしゃる。世帯でなくて人数がある。そういう状況で生活保護を受けている人はわずか16世帯17名で、よその、国の平均にしてははるかに少ないわけですがけれども、本当に町民の人たちが我慢して、まじめに誠実に一生懸命生きていらっしゃる状況が、大変でも頑張っている状況がありありと出ています。

そういう中で、国には消費税や、弱い人ほど負担が重くなる消費税は値上げしないように、そして町でやれることは、やっぱり町民のこういう所得の少ない人たちからの負担を、さらに増やすようなことはしないという立場に立って行政を進めるべきだと私は思うんですけれども、これまでも繰り返しそのことで一般会計から、一般会計たくさんのお金を使って残したり、基金にためたりしていますけれども、ほかの特別会計にもたくさん出していますし、町民全体に及ばないことにもお金を使っています。十分に使っているわけだから、そういうことでは、やっぱり町民の人たちを守る立場に町長は立っていただきたいなど、もう時間がありませんので、心からお願いしますけれども、一言町長にお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 消費税については、三党合意ということで、基本的にはその消費税を橋本内閣のときにも3%から5%に上がって、消費税は若干増えたわけですがけれども、逆に所得税、法人税は減っているんですね。大幅に減っている。ですから、消費税を上げるタイミングとしては、今まことに悪いというふうに思っております。

ただ、その三党合意の中でも、景気好転ということを条件に入れているわけですね。そういう意味で、まずは景気をよくしていくという策が前段にあってしかるべき、しかもその

議員の定数の問題ですとか、行政コストを下げている、そういう部分での努力もあるというふうに思っております。そのことと、国保、介護との問題、国で上げるからその部分を下げるといふ理屈ではなくて、理屈ではなくて、町民の皆様方の大変厳しい生活状況の中で、地域経済も大変疲弊して、そういう中でその負担がいたずらに増えていくということでは、暮らしもままならぬわけでありまして、できるだけ負担は軽微に抑えられるように努力をする。そういう中で、基金の取り崩しだけでなく、一般会計の繰り入れも考えざるを得ない、そういう状況になってきているということをお願いしておりますので、そういう中で、負担に耐えられないところが出てこないような、そういうことは考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後に、先ほど年金受給者、国民年金ですけれども、一人平均月額が5万7,299円と聞きました。生活保護者の一人平均額は、受給額は幾らでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） これは国の規準額がありまして、一律に決まっているわけではありません、いろいろなケースによって決まっているんですが、この川根本町の平均的な60歳で一人暮らしの方で、大体6万1,000円ぐらいになっております。

（「議長、いい、まだ」の声あり）

○議長（板谷 信君） もう一回やりますか。最後って言ったもので。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は、生活保護をもらっている人たちは、8万、10万ぐらいというふうに聞いたんですけども、平均で6万1,000円、間違いないですか。確認します。

○議長（板谷 信君） 確認の意味で。福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 一人暮らしの場合ですので、例ですけれども。人数が増えれば……

○10番（鈴木多津枝君） もう少し、一人暮らしでどういう状況か教えてください。家があるとか、ないとか。そんなに低い額は初めて聞きました。

○福祉課長（栗原 卓君） そうですね、2人、3人となれば、もうちょっと上がってくるんですが。

○議長（板谷 信君） もう一度一人のを、もう一度答弁してください。確実な数字のだけで結構ですから。

○10番（鈴木多津枝君） こういう人ということをお願いしてください。収入がゼロで、財産がどうで。

○福祉課長（栗原 卓君） ええ、そうですね。収入がなくて、財産もない人で60歳で一人暮らしの方が6万1,000円です。

（「もう一回やらせてください」の声あり）

○議長（板谷 信君） いいですよ。時間ありますか。

○10番（鈴木多津枝君） 財産がなければ……。いいですか。

○議長（板谷 信君） ただ、同じ答弁になったときは、そこで切ります。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

財産がない人なら、家を借りなきゃいけないですよ。借りて住んでいる家賃なんかも保護されるわけでしょう。60歳以上の方だと、多分病院なんかにもかかれることも多いんじゃないかと、病院代も保護費に入りますね。そうすると、実際に払われている、昨年なら昨年払われた金額のこの17名の方で割った平均額というのは幾らですかというふうに私は聞いたつもりだったんですけれども。実際に払われた額の平均額です。それが6万1,000円ということでもいいですか。

○議長（板谷 信君） それは、あれだな。さっき言った60歳で無所得。

○福祉課長（栗原 卓君） そうです、はい。

○議長（板谷 信君） もう一度、それ、答えて。それで切ります。

○福祉課長（栗原 卓君） 今の御質問の全体の平均ということではなくて、60歳の一人暮らしの方が6万1,000円です。

○10番（鈴木多津枝君） 私、平均って聞いたじゃないですか。平均で答えられない……。

○議長（板谷 信君） 再質問はもう許さないよ。もう時間来ているから。

○10番（鈴木多津枝君） だから、平均で答えてっていうこと。

○議長（板谷 信君） それでは、ここまでにします。

これで鈴木君の一般質問を終わります。

続いて、1番、長塚誠君の発言を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 午後のちょっと睡魔が襲ってくる時間にして、退屈な質問にならないように頑張ってやってみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

このたび議会は、特別委員会にて平成23年度決算を検討させていただきました。議会では、分野ごととといいますか、縦割ごととといいますか、各課ごとの決算を検討させていただきましたが、住民は、事業内容ごととかの実施状況などを期待や希望を込めて見続けておられると思います。必要な事業が適正に執行されたかが知りたいということだと思います。

適切な例と言えますかどうかわかりませんが、今回の特別委員会でも自然動物への対応が農業被害の視点と自然保護の視点から、それぞれ産業課と教育委員会が取り組んできたという、それぞれの目的を持って取り組んでこられました。この委員会の中でもやりとりがございまして、来年度からは産業課によって一本化するような方向でというような流れを記憶したんですが、このような一つの適切な例かどうかわかりませんが、地域にとって総合的に効率よく事業が実施されることになれば、このような判断も出てくるのではないかと思います。自然と共存する中で、人的な被害や農業被害を防ぎながら、事業の目的が達成されればよろしいということだと思います。

このように、地域の現実を見据えて地域と効率性を生かすために、こういった今までの補助の上部機関が違うから、様々な分野で少しずつやっていたというような例があれば、そう

いうことを越える地域の知恵を結集するようなことになれば、行政が迅速に事業が達成できるのではないかと考えます。このような多様な地域社会のニーズにこたえていくため、事業ごとの精査を必要に感じました。今後の対応、方針をお聞かせください。今のが財政運営の質問でございます。

それから、次、2番目の質問に入ります。テーマを図書館は行政サービスの基本というふうな考え方で進めさせていただきます。

行政サービスで最も中心的な業務は、図書館サービスではないかと常々考えてまいりました。現代社会では、当町でも最近議論されましたように、通信基盤の整備とか、交通アクセスの整備とか、こういったことも本当に必要不可欠なテーマではありますが、住民生活により密接に広範囲にかかわるのは、行政サービスとしての図書館サービスというふうに考えます。

なぜならば、教育はもちろん、福祉、健康、産業育成などあらゆる分野に関連し、波及する効果を持つと思います。単に図書館といいましても、図書の貸し出しということではなく、住民の様々な知的欲求にこたえるサービスという意味でございます。調べたい事柄がわかったときの喜びというのは格別ですし、インターネットが普及したと申しましても、インターネットでは断片的であり、非常に流動的であります。自分が足を運んで一定の場所に一定の求めるデータが得られるというのは、非常に貴重なことだと思います。

そして、私が申し上げているのは、図書館、施設としての図書館をつくれということでは必ずしもありません。町の財源もわかっておりますので、もちろん立派な図書館があれば、それはすばらしいのではあります。今回は、現状の施設のままでも可能な図書館サービスを考えてみていただきたいという提案でございます。

そこで、質問なんですが、現状の図書館システムを説明していただきたいということになります。

それから、2番目が、多様化していく住民ニーズにこたえるため、今後の方針があればお聞かせいただきたいということです。例えば相互貸借制度といいまして、県立中央図書館から図書の借り出しをお願いした場合、県民としてこれは権利がございます。そういったことは既に教育委員会の生涯学習課にも寄せられていると思われませんが、そういったことへの今後の対応。

それから、もう一つは、近隣の都市であります島田市立図書館の広域貸し出しサービスがございまして、川根本町でも貸し出し利用カードの発行を受けている人が460人、昨年度、平成23年度に関しましても、2,110冊を川根本町民が借り出しているというデータもございます。ごみ処理でも島田市さんにはお世話になっておりますが、このような広域サービスへの参加を今後もお願いをし、できましたら島田市立図書館に町民が行かなくて、開発センターでそういう図書を預かり、返す、あるいは文化会館の図書室で、ないものは島田市立からお借りして、そこで借り受けて、また文化会館図書室に返せるというような、そういうよう

な広域のサービスを受けられないかというような質問でございます。

それから、3番目になりますが、このような多様な業務は、現状の教育委員会さんのスタッフではとり行うことはなかなか大変なことが多いと思いますので、どうしても専門職としての図書館司書の存在が必要になるのではないのでしょうか。その辺へのお考えもお聞かせいただきたいと思います。

アメリカ最大の図書館は、アメリカ議会図書館というそうで、日本でも国立国会図書館といます。やはり議会の創意で、図書館サービスの充実を一步進めていただければと願うものです。

以上が図書館サービスの質問でございます。

3番目に移らせていただきます。特別委員会でも話題になりましたが、特に今回、いやしの里診療所さんの医師招致では、町の御努力にもかかわらず、なかなか具体的な動きがとれていないということで、今さらながら問題の難しさを感じたわけですが、制度上できない事柄もありましょうが、5点ほど提案させていただきます。

一つ目は、こういった医療地域のためにつくられている自治医科大学への相談といたしますか、派遣要請はできないのでしょうか。

2番目は、当町出身の各地で御活躍の医師に相談をかけてみていただけないでしょうか。

3番目は、外国人医師の方々へもお声がけしていくような選択肢も今後出てくるのではないかとことです。

あと、ちょっと質問内容は変わりますが、いやしの里診療所さんに限らず、今後、地域の医療を長期的に安定的に担っていただくには、医学生を川根本町民の子供たちの中から育成するような奨学金制度をつくって、そういったことで将来町のために医師として御活躍いただける人材を育てるというような制度はいかがでしょうか。

最後になりますが、並行作業として、医師の負担軽減のため、もちろん今いらっしゃる医師の皆さんの合意がないといけないわけですが、訪問看護ステーションみたいな、実践的な医療施設を側面的なものとして設立していくような必要はないのでしょうかと、これが5つ目の質問でございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの長塚君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 長塚議員の御質問にお答えいたします。

まず当町の財政運営と地域経済ということでございますが、当町の財政状況につきまして、財政力指数で見ますと、静岡県内の市町の中では下位に属しており、財政的には恵まれている町とは言えない状況にあります。

したがって、当然のことですが、限られた財源の中で必要な事業を効率的に進めていかなければなりません。そのため現在町では、行政改革室を中心に町が実施している様々な事業について、どれだけの成果があったのか、どんな効果があったのか、また事業を進めていく

上での課題や問題点を探し出し、改善していく作業を進めているところであります。議員が決算審査時に気づかれた事業等ありましたら、また御指摘をいただきたいと思っております。

続きまして、図書館のネットワークの問題ですが、これについては教育長の方からお答えをいたします。

次に、医師招致の件でございます。

まず、自治医科大学への派遣要請はいかがでしょうかとの御質問ですが、現在、いやしの里の医師につきましては、医師の専門誌である「日本医事新報」と「日経メディカル」にて医師募集の広告を載せて募集を行っているところであります。

自治医科大学卒業の医師は、卒業後公立病院を中心に9年間地域医療に従事することが求められています。そのうち、4年半は僻地診療所等の医療機関にて医業につくことになっております。静岡県では県地域医療課において、自治医科大学卒業の医師の把握をして、医師を僻地診療所等へ派遣しております。

僻地診療所の設置指定につきましては基準があり、厚生労働省の要綱では半径4kmの区域内に他の医療機関がないこと、その区域内の人口が1,000人以上であること、設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の医療機関を利用して30分以上を要すること等の基準があります。

いやしの里診療所につきましては、半径4kmの区域内に本川根診療所があることなどの理由から、僻地診療所としての基準を満たしておりません。そのため、県地域医療課において、把握している自治医科大学卒業の医師の派遣を受けることができない状況となっております。県地域医療課へも話をいたしました。が、基準により派遣に至っておりません。

次に、当町出身の医師に相談をとの御質問ですが、当町出身の医師や当町関連の医師につきましても、知り得る範囲ではありますが声かけをさせていただいております。お勤めの病院での立場での理由や、専門科目が特化した科目、例えば産婦人科などのため招致までの話にまでは至っておりません。今後も声かけを行っていきたいと考えております。

次に、外国人医師の招致も選択肢としてはとの御質問ですが、現在行っております「日本医事新報」「日経メディカル」での広告の医師募集については、広く公募の形をとっており、外国人の医師を含めておりますので、外国人医師の方でも条件が合うようであればお願いしたいところと考えております。

次に、長期的視点としての医学生育成奨励金制度の創設との御質問ですが、現在静岡県では医学部在学中の学生を対象として、静岡県医学就学研修資金を創設しております。これは、就学資金貸与期間の1.5倍に相当する期間を県内の公的医療機関で勤務いただくことで、貸与した奨学資金の全額の返還を免除する制度となっております。この制度は将来静岡県で医師として活躍する志を持った方を支援するために行っているものです。このような静岡県の制度も創設されておりますので、静岡県で医師として活躍する志を持ち、制度での支援への御希望のある方は応募等をお願いしたいと思います。

また、医師の確保については地域医療にとりまして重要なことでもありますので、医学就学研修資金制度についても今後は長期的な視点に立った検討が必要であると考えております。

次に、訪問看護ステーションの設置も望まれるとの御質問ですが、訪問看護ステーションは自宅で療養する高齢者などに対して、医師の指示のもとに保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問して行う療養上の世話や、必要な診療の補助などの在宅療養を可能なものとして介護保険制度における居宅介護サービスの一つとして位置づけられております。

訪問看護ステーションを設置するには、保健師、看護師、准看護師等の人員基準、事業の運営を行うための設置基準、訪問看護計画書により医師の指示を受ける運営基準などの指定基準がございます。

現在のところ、町内には訪問看護ステーションを実施する事業者はございません。訪問看護ステーションにつきましては、かかりつけ医の指示により自宅で療養する高齢者などに訪問看護サービスが提供されるものでありますので、町内医師の御指導や御助言をいただきながら、民間の事業者等の誘致も含めて検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） では、長塚議員の質問にお答えさせていただきます。

現状の図書館システムについてです。図書館法第10条に基づく図書館の設置はございませんが、文化会館内に図書室を設け、山村開発センター内にも図書室を配しておるほか、移動図書館の運行も行い、読書の推進を図っております。

また、読書意識啓発のための町民読書感想文、感想画コンクールやブックステップ事業と称し、小学校1年生、小学校4年生、中学校2年生への配本も行っております。読書のもたらす恩恵は、知的で心豊かな住民生活と、活力ある社会の実現に欠くことのできないものであると考え、今後も予算措置を講じ、計画的な図書室への図書配架や読書意識啓発のための事業を継続したいと考えています。

次に2、多様化していく住民サービスにこたえるための今後の方針についてですが、町内の図書サービスとしては、平成23年度に文化会館図書室、山村開発センター図書室と町内4小学校、町内2中学校のインターネット回線を利用した図書ネットワークシステムの更新を行いました。これは、ネットワーク化した8つの図書室の蔵書の検索や図書室間の相互貸し出しを図ろうとするものです。今後システム運営の構築と、住民への周知と利用促進に努めていきたいと思っております。

1の総合貸借制度による他地域からの図書の借り出し支援についてですが、県立中央図書館及び県内公立図書館と図書の相互貸借サービスが可能となる協定には加入していますが、利用には新たなシステムが必要となることから、住民の要望等を踏まえ、検討していきたいと思っております。

2、島田市立図書館を親館とする広域ネットワークへの参加によるサービスの向上策につ

いてですが、これについても今申し上げました総合貸借協定により可能となるものです。

3つ目です。専門職としての図書館司書の採用が必要と、このことについてですが、図書館司書は図書館等で図書館図書の選択、発注及び受け入れから分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う図書の専門的職員と理解しております。図書館司書の配置については、町職員に図書館司書の資格を有する者がいることから、職務分担や主務担当とすることで活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 1番、長塚です。

先ほどの1番目の質問で財政運営に関しましてお聞きいたしまして、もう一つのテーマが地域経済ということになります。来年度の予算などでやはり地域経済が動いていく、振興するための施策として一つのお考えをお聞かせいただければと思いましたが、以前プレミアム商品券というのを実施されまして、その過去の実績と今後の予定などがございますかどうか、これも何ていうんですか、商業振興みたいなことに限定されてきたようなところがあるんですが、その辺の今度の課題とか、そういった今までのことも含めて少しお聞かせいただければと思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） プレミアム商品券、商工会プレミアムつきお買い物券発行事業についてお答えします。

この事業につきましては、平成20年度に個人消費の喚起を促進、商工業の振興と、商工会の経営基盤の安定を図るため、国の緊急経済対策として考案された地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用し、開始した経過がございます。

内容につきましては、商工会が発行する商品券に20%のつけ増しを町が予算化し、プレミアムお買い物券として発行した事業であります。

実績につきましては、平成20年度実績が3,000万円分発行し、すべて販売されました。町からは事務経費に対しての補助を含め618万5,500円を支出しております。売上個数は737個、回収事業所は104事業所となっております。

平成21年度につきましては5,000万円分発行し、この年度もすべて販売され、町からは補助金として1,033万500円支出されております。

平成22年度の実績につきましても平成21年度同様5,000万円を発行し、すべて販売し、補助金額は1,033万8,500円となっております。

23年度につきましては、同様に5,000万円分発行され、すべて発行され、補助金額は1,022万5,786円となっております。4年度分を合わせて1億8,000万円発行し、すべて完売し、発行に際し町では3,708万3,286円支出しております。

次の、今後の発行計画という御質問ですけれども、地域通貨のように継続的に発行し、日

常化できないかという御質問ですが、この商工会プレミアムつきお買い物券発行事業につきましては、平成20年度に起きましたリーマンショックにより世界経済が悪化し、日本経済にもその影響が懸念され、町でもその経済緊急対策として考案し、実施された事業であります。4年間継続し、プレミアム商品券がすべて完売されたことで町の経済対策としてはある程度の効果があったと認識しております。

今後につきましては、これから世界、日本の経済状況の情報に目を向け、その動向を確認しながら、町においても新たな施策を含め、検討していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 1番、長塚です。

ありがとうございます。

今後の計画は具体的にはないということですが、非常にやはり消費が動くということでも即効性もあった事業だったと思うんですが、私も勉強不足でイメージ的には申せないのですが、こういった地域で通用するものが、例えばですが、奉仕活動をされた方にポイントとしてそういうものに反映して地域の中でそういった形でも使えたりとか、極端な場合そういった地域通貨を得たもので納税もできるとか、そういうような本当に安定的な、継続的な地域通貨みたいなものに至れば非常に魅力的な、町として様々な波及効果があらわれてくるのではないかと思いますので、ぜひ皆さんで研究もしていただいて、地域振興のかぎを握るような何かになればという商工観光課さんの枠を超えるテーマだとは思いますが、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上がプレミアム商品券の……。あ、じゃあ、町長。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 地域通貨、エコマネーでございますけれども、これについてはかつて商工会にこういうことを考えてみることはできないかという提案をちょっとしたことがあります、事務局に対して。その後何の返答もないものですから、多分検討もしていないのかもしれないんですが、これが今どのような形で始めた地域で発展しているのか、ちょっと情報も持っておりますけれども、一つの考えてみる、商工会ですとか、そういうところを窓口に考えてみる価値はあるのかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 商品券のテーマは終わります。

あと、地域経済でもう一つ、どうしても閉塞感があるのが雇用がないというか、若い人に住んでいただきたいのになかなかということがありまして、本当に企業誘致なんていうと、この時代に無理だよという思いが先にあるわけですが、しかしながら必ずしも大企業ではない小さな企業、ベンチャー企業、それから例えば今回の中国なんかの秩序の不安定の中で、日本回帰するかもしれない企業さんとか、そういった人たちにきめ細かな情報が届くような町の努力をされたり、あるいはいささかでも優遇的な措置を発信していけば、全く不可

能なことではないし、またやらなければいけない取り組みだと思うんですが、逆に言えば、中に入っていただくような情報提供者とか紹介者に町が謝礼を出すような振興策ぐらゐまで含めて、お考えいただければと思うんですが、お願いいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） まず、さきに答弁の中で、商工業の振興と商工業者の経営の安定を図るためといったところを、商工会の経営基盤の安定と読み間違えましたので、そこを訂正させていただきます。すみません。

新たな、雇用創出のためという御質問ですけれども、現在町の雇用創出の取り組みにつきまして、新規製品の研究と販売を支援するため、売れるものづくり事業補助金と企業の経営の安定化と住民居住空間の安全を図るため住宅リフォーム事業補助金を策定し、実施しております。

売れるものづくり事業補助金につきましては、6次産業に向けた新ビジネス創出等につながる可能性を持っており、今後も継続して取り組みたいと考えております。

新たな企業誘致としましては、製造業をはじめ介護福祉分野や医療健康分野、観光交流部門、農林水産部門など様々な分野が考えられますので、各課との連携はもとより町内外の企業や団体と情報交換をしながら、振興策を考えていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 財政運営と地域経済のテーマは終わらせていただきます。

2番目の図書館サービスのことで、再質問させていただきます。

先ほど教育長からの答弁もございましたが、図書館の業務は非常に多岐にわたりにまして、継続的な事業が多くて片手間でやれるような分野ではありませんので、どうしても専門職としての図書館司書が必要ではないかということを申し上げまして、どちらかと言うと知識の栄養士であり、心の保健師みたいな役割も担っておられまして、どうしても専門職がいると。庁舎内にそういった方がいらっしゃればそういう方向に育てていただくというんでしょうか。そのようなことをしていただければと思います。

一番気になりますのが、専門職がいまないと継続的で標準的な、言ったら他館とのデータのやり取りとかそういった部分での互換性のあるやり取りと言いますか、データのやり取りとかができなかつたり、せっかく長い間データベースみたいなのをつくってくださっているにもかかわらず、町内だけでしかそのデータベースが生きていないとかという、非常にもったいない労力をもしかしたらかけ続けたりする可能性もありますので、どうかそこは図書館ネットワークを理解できる広域ネットワークに参加できるデータベースの構築に早く取り組んでいただいて、今のデータベースがそのまま使える、いつでもそうなるんだということでしたら問題はないと思うんですが、その辺もちょっと私も理解をしていないものですから、御確認いただきたいということでもあります。

あと配架のことも教育長がちょっと触れましたけれども、配架の方も標準化といいますか、

多くの公共図書館は日本十進分類法というNDCというので配架されているところが多いと思うんですが……

○議長（板谷 信君） 長塚議員、一問一答でやるようにしましょう。どこで切ったらいいのか。

○1番（長塚 誠君） じゃ、そこまで。

○議長（板谷 信君） 今、2つぐらい出ましたよね。

○1番（長塚 誠君） そうですね、司書のことと。

○議長（板谷 信君） 司書とね。それとあと、その2点について。

○1番（長塚 誠君） あと、データベースと。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤森 敦君） 最初に司書の関係ですけれども、先ほど教育長の答弁の中で司書については職員の中で、司書の資格を有する者がいることから事務分担、あるいは業務分担の中で活用をしていくということで答えたわけなんですけれども、現在、図書館法第10条に基づく図書館の設置がないという状況で、図書館法第10条に基づく図書館があった場合には当然条例で図書館の運営のための職員をどうすると、職員の配置という部分が出てきて、その中で司書をどうするというようなことが条例で定めることになってこようかと思います。

現時点では、図書館法第10条に基づく図書館の設置がないことから、先ほど教育長が申したとおり、司書を有する職員の活用ということで考えているということでもあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2点目も答えてください。

○生涯学習課長（藤森 敦君） データベースとそれからネットワークのことで理解をしましたけれども、データベースにつきましては、平成23年度に実施した図書ネットワークシステムの更新、これがまさにデータベース化ということで、これまでの図書ネットワークシステムについては、平成16年度に整備したものを利用してきたということで、システムそのものも老朽化してきて、壊れてからでは遅いということもありましたので、平成23年度に国の資金を利用して図書ネットワークシステムを更新したと、これがデータベースの構築というふうにとらえております。

それからあと、島田市図書館と県立中央図書館との相互利用と、相互貸出支援ということに関しては、協定には加入はしているという中で、それを運用するには新たな投資、これはハード、ソフトも含めてなんですけれども、これが必要になってくるということから住民のニーズも踏まえて考える必要があるということをお答えさせていただきました。

○議長（板谷 信君） 再質問は重ねて何度やってもいいですから、ただ一問一答を守ってください。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 図書館の最後の質問になるんですが、何より望まれるのが、地域のデータを網羅的に収集して保存していただきたいということがございまして、比較的議員なん

かやらせていただくと、各課で研究した計画やデータがいただけるので、自宅でもいろいろ調べようと思えば調べられるんですが、一般の町民の方がいつでも地域のことを知りたいと思ったときに、図書館に出かければ各種のデータがそろっていて、それで精査できると、そのような環境がやはり望めますし、せっかく労力をかけてつくられた様々なものが蓄積されていくということが必要ですので、やはり図書館で、文化会館の場合は図書室の中にガラス窓の中にそういった図書が多く入っているように見受けられますが、やはり参考図書室というか、地域資料室といいますか、そういう意識のもとに今後も取り組んでいただいて、それは結果町外の方にも図書室を訪ねていただければ、川根本町のことがわかりますみたいな、非常に観光的にもちょっと寄ってくださみたいなサービスにもつながっていくと思いますので、どうか今後とも整備の方、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤森 敦君） ただいまの地域、郷土の資料ということですがけれども、その必要性は認識しておりまして、当町では文化会館において旧中川根町、旧本川根町でも作成した郷土史、あるいは町史ですよね、このような類、それからふるさとの民話的なもの、これらを文化会館で保存、あるいは余力のあるものについては販売ということ、図書室で見てもらえるというようなことは行っております。もちろん、このような郷土資料の収集とか利用は今後も文化会館としても対応していきたいというふうに考えます。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） よろしかったら町長にもこの辺の図書館のお考えとか、何かお持ちでしたら少しでも。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 図書館は地域のある意味で知的なインフラだというふうに思っております。そういう意味で、今ある図書室の拡充、充実といいますか、そういうことを目指していくと同時に、今言ったデータベース化ですとか、進めているわけではありますが、町民の皆様方の期待にこたえられるように、進めていきたいというふうに思っております。

ネットワーク化についても、また検討を進めていければというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） じゃ、最後の質問をさせていただきます。

医師の分野のことは全く専門外なものですから、これといった再質問はできないのですが、ただ最近、人工透析の患者さんがすごく増えておられるというのか、お聞きすることが多くて、家族負担の問題とかで、その辺の現状の行政のお考えというのがもしおわかりになればですが、お聞かせいただいで終わりたいと思います。

○議長（板谷 信君） 質問するときは立つならずと立って。いつ終わったかわからないで。

○1番（長塚 誠君） おできになれば結構です。

○議長（板谷 信君） はい、答弁。町長。

○町長（佐藤公敏君） 町医療体制、健康、保健の問題でございますけれども、まずは病気にかからない健康で暮らしていただくということで、予防を今何ていいますか、生活健康課でもまず予防を中心に今いろいろな施策を展開しているところであります。健康診断でありますとか、あるいは海洋センターでもお年寄りの転倒防止ですとか、保健のためのプログラムを組んだりということで努めておりますし、いずれにしても元気で老後を過ごしていただきたいという思い、それが何よりも大事な医療体制ということで、そういう方向に沿っていろいろな施策が展開されて、それに参加する方も増えてきているのではないかというふうに思っております。

○1番（長塚 誠君） では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで、長塚君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分です。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

11番、中田隆幸君の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

1点目は町内小・中学校の学期制度についてであります。

もう1点は中部電力清水化バイパスに伴う町の対応について、この2点を質問させていただきます。

まず1点目ですが、平成20年9月の議会で前澤村教育長のときに質問をさせていただきました。町内小学校は現在2学期制、もしくは3学期制を行っております。合併して足かけ7年の歳月が経ちました。その間、旧2町の違いが現在も続いております。行政の中ではすり合わせにより一国二制度を一本化してきております。そんな中で教育界ではいまだに一本化を行わずに至っております。

そこで、教育界の念願事項でありました教育長が就任いたしましたので、この問題をどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

2点目ですが、8月24日、議員で長島ダム視察及び中部電力清水化バイパストンネル工事を視察してまいりました。その際、長島ダム所長様、中部電力の皆様には大変お世話になりましたことを申し添えておきます。大井川上流の山崩壊により、井川ダムに濁水がたまり、

その水が発電用の導水管で市代ダムから維持放流として奥泉地区下流に放流されています。その影響で奥泉からもりのいずみ、細尾、寸又川合流点まで濁りがあり、また悪臭も伴っております。

現在、中部電力様により清水化バイパス工事が行われております。それにより、長島ダム直下のきれいな水がトンネルを通して放流されることで、市代ダム下流の濁水度が大幅に改善され、奥泉地区の悪臭もかなり改善できると思われまます。

今後、清水が戻ることで様々な活用ができると思われまますので、この清水を利用する考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中田君の質問に対し答弁を求めます。まず、教育長。

○教育長（杉山広充君） それでは、中田議員の質問にお答えいたします。

現在、本川根地区の小学校、中学校で学校2学期制、そして中川根地区の小学校、中学校で学校3学期制が実施されております。

本川根中学校では平成14年度から、本川根小学校では平成15年度から実施されてきております。中川根町と本川根町の合併前のことです。当時は学校5日制が開始され、年間授業時数の確保が求められました。また、学習評価が相対評価から、絶対評価となりました。この絶対評価は子供の育ちを見とる評価であり、ある程度のスパンが必要となりました。そしてまた、社会情勢から学習に生活にゆとりが求められました。いわゆる、ゆとりの時代です。

3学期制における7月、12月においても子供たちがじっくり学習ができ、基礎、基本の定着が確実にできるという、そういう理由から2学期制が導入されました。こうした経過から、現在川根本町の学校では2学期制と3学期制が実施されています。

現在では2学期制が導入された当時の社会情勢も変わり、また新しい学習指導要領も文部科学省から示され、年間授業時数にも余裕が見られます。このような観点からもう一度本町の学期制について考えてみる必要があると考えます。

この場合、第1に子供たちの学び、教育、そのためにはどちらがベターなのかをベースとして基盤として考え、検討していくことが大切だと考えております。

今後私は川根本町の学校においては、一つの学期制に統一していきたいと思っております。その中で子供たちの学力の維持、向上を目指していく、そのように考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 次に、中電清水化バイパスにともなう町の対応についての御質問にお答えいたします。

中電清水化バイパスは中部電力が町からの河川環境改善要望を受けた後、大井川ダム下流を対象とした河川の濁水対策について河川管理者、国、県、そして町、中部電力等を委員とする大井川ダム直下濁水対策に係る技術検討会の審議を経て設置が計画された設備です。

清水化バイパス工事は、長島ダム下流に取水口を設け、長島ダムからの放流水を取水し、バイパス水路を通じて大井川ダム下流に最大で3.49 tの河川維持流量を放流する予定で、平成23年8月に着工し、本年8月28日にトンネル部分が貫通し、平成25年6月の完成を目指し現在工事が進められております。

清水化バイパス工事により、大井川に清水が戻ることで川遊びや魚が戻ってくることも期待でき、釣り客が増えるのではないかと期待しているところであります。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） では、順番に従いまして、再質問をさせていただきます。

まず、2学期制のことですが、この問題はそれこそ中澤議員が先ほど質問されました統合の問題をやる前にPTAとか地区の方にこの問題をなくして、先に統合するということは順番が先のような気がしますが、教育長その辺はどう思いますか。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 統合についての、組織をして進めていくと、それと同時にこのことも考えていかなきゃならないと思いますが、できることなら統一したところ、学期制のですね、学期制を一つにしたところで統合ということになればいいなと思っておりますが、その断定というんですか、これはできないと思います。

ただ私としてはやはり一つの学期制、町内ですね、そしてもし統合するならば統合してに入っていくと、その方が理想的だと考えております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） この2学期制にうちの方の小学校といいますか、本川根地内の小学校が1校ですとなったときには、ちょうど私学校評議員をやらせていただいております、中学校がなったから検討会ということでやらせていただいた記憶がございます。それこそすぐにこの制度を入れようとか、そういうことで僕は質問しているわけではございません。これは見計らって2学期のいいところ、3学期のいいところ、これを十分に教育委員会の中で検討していただくことが必要かと思っております。

それこそ、例規集の中にこういうことが書いてあります。学期は次に挙げる学期制から、校長及び川根本町教育委員会（以下、教育委員会という）が協議して定める。ただし特別な理由があるときは校長は各学期の期限を変更することができる。こういうことは教育委員会よりも校長の方が権利があるというようにとれるところがありますが、この辺はどういうふうに解釈するかお答えをお願いします。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） すみません。確かに第3条に学校管理規則の第3条に校長は各学期の期間を変更することができる、これからいきますと3学期制をとってもいいと、また2学期制をとってもいいと、そのように解釈されますけれども、ちょっと説明をさせていただきますが、この学期制において一番学校運営、経営をしていくときに大事なことは、学校を

運営していく、経営していく校長の考え方です。これがあります。

というのは、ほぼ小・中学校においては、ステージ制というような考え方で学校を運営しております。2学期制においては、4ステージ制が多くとられ、3学期制においては5つのステージ制がとられております。3学期制について申し上げますと、1学期に普通4月から7月です。2つのステージ。9月から12月が2つのステージ。1月から3月が一つのステージ。5ステージと、そのようなステージというのを一つの子供たちの目指すもの、教師の目指すものを掲げて、努力していくと、そういうような考え方なんです。

ですから、ここにあります学校管理規則、この平成17年9月においては、どちらの考え方においても学校運営ができるように定めたのではないかと私は推測しております。この時点においてはですね。そのように考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ前回の澤村教育長がおっしゃったことをそのまま述べていただいておりますが、私が思う中ではやはり公務をやっていく、先ほども言いましたけれども、合併するに当たっては、合併というのは統合ですね、統合するに当たっては、やはり父兄、または地区の方、こういうことを先にやっていくことが必要だと思いますし、やはり校長ではなくて教育委員会がリーダーをとっていきべきだと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 先ほどもなぜ学校2学期制が導入されたかということについて申し上げます。それと同時に、現在においては社会情勢も変わってきておると、また国の学習指導要領も新たに示されていると、そういうことから新たに考えていくと、そのように考えます。

これにおいては、教育委員会サイドで進めると、そういう考えもありますけれども、学校運営をしているのはやはり校長ですので、校長の意見も十分取り入れて、最終的な判断は教育委員会ですていくことになると思いますけれども、学校の学校長の考え、それともう一つ子供たちの思いというのもあります。これ小学生。例えば、本川根小学校ではもう1年生から6年生は全部2学期制で来ておりますよね。そういうような思い、あります。あと、よさですね。そういうものも考えながらいきたいなと思っております。

また、小学校と中学校の中学生ですか、また中学校の考え方、若干違いがありますので、学制については、そこら辺を十分考慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそさきの澤村教育長がおっしゃいました静岡静西教育事務所へ聞いたところ、新たな2学期制に移行するところがこの時点ではなかったと、少なくなっ

ていると言いますが、今の政令都市、静岡県におきましては静岡市と浜松ですが、大概2学期制をとっていると思います。3学期制というのはやはり郡部といいですか、こういう教育事務所、これ今3カ所ですかね。2カ所ですか、そのくらいあると思うんですが、その中であれから増えているのかどうか、これ調べないとわからないことだと思いますので、大体のあれでいいですが、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 設問は何カ所ということですか。

○11番（中田隆幸君） 何か所ぐらい。大体でいいです。

（「ちょっと待ってください」の声あり）

○11番（中田隆幸君） わからなければいいです。

○議長（板谷 信君） できれば設問を変えて。

○11番（中田隆幸君） わからなきゃいいです。いいですか、議長。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ教育というのは100年、これはこの前のときにも言わせていただきましたけれども、100年を経って人間形成というのがわかるというのが教育だとよく言われますので、この点につきまして、やはり真剣に教育委員が全員そろった中でございますので、検討していただいて、よりよい子供をつくっていただき、学校施設といろいろなものを考えていただくことをお願いして、教育の問題はこれで終わらせていただきますが、次の清水化バイパスの点につきまして、再質問をさせていただきたいと、こう思います。

今、私たちの町では産業といいますとお茶、林業、農業と林業が主でございます。商業も入っておりますが、水産資源というのをやっていないのが現状でございますが、水産資源につきまして、どのようなお考えを持っているのか、これは町長の方へお願いしたいとこう思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 水産資源、魚類等だというふうに思いますけれども、かつてはいろんな魚がいわゆる多様性というものが発揮されていたわけでありましてけれども、大井川が水を各所でせき止めるということで、水の流れが止まることによって様々な魚族に対する影響が出て、今日に至っているというふうに思っております。

そういう中で何とか魚族も増やしたい、そういう思いもあって、その維持流量の獲得に地域を上げて今まで取り組んできたわけでありまして。そのような中で、水利流量調整協議会、そこの協議もありまして大井川の環境問題、特に魚族の問題、あるいはその風景、景観の問題等々からいわゆる大井川の観測をやってきたわけですね。そういう中で適当な水量というものを探ってきたわけでありましてけれども、現状の中でなかなか効果が十分に上がっていない、そういう状況にあります。

今回、中部電力が清水化バイパスをつくるということで、水の水質が、水質といいますか濁水が幾分緩和される、そういう見通しが立ってきました。ただ、清水バイパスができた

はいえ、すべてその濁水が解消されるわけではなくて、今年で見ますと夏以降、青い水がよみがえっていたわけですが、きのう、おとといの雨で長島ダムは現在濁っておりますけれども、清水化バイパスができることによって、青い水が見えるときがどのくらい増えてくるのか、期待はしているわけですが、幾分かでもその河川が改善されるということは期待されるわけでありますので、そのような中で、ヤマメもよみがえる、あるいはアユもイワナもというような形で、魚族が多様になっていくことを期待はしていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ町長は今議会の前にもお話ししてありました、交流人口を増やすということを言っておりますが、やはり具体策としてなかなか出てこないのが現状であります。私はこの清水を使ったカヌー、また魚釣り、水遊び、これは当然やれるものと思っておりますが、この水をどのように活用していくか、先ほども言いましたけれども、町長も答弁の中で釣りと言っていますが、現に今年8月19日の日曜日、この日に千頭駅前である人がアユを大量に釣りまして、それがロコミで次の水曜日からきのうまでですね、かなり駅前に釣り人が来たと、これは現実でございます。

こういった現実を見ますと、昔の長島ダム建設前の寸又川を思い出してくるところでございます。といいますのは、あそこに産業といっても民宿がございますが、なかなか人が来ない、まだ長島ダムもできていない、このときにあそこへ100kgのアユを放流したことによりましてこれがかなり大きくなったと、大きいのは30cmぐらいになったと、これは現に僕のところにも今ありますが、冷凍してあるのは29cmあります。こういったきれいな川にきれいな魚、大きなものが釣れるとロコミで釣り人というのは来ます。現にあのときに民宿、町長もおりますが、町長のところにも泊ったと思われませんが、こういったことを計画してみる気持ちがあるかないか、ちょっとそこだけお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 長島ダムの工事の進捗の過程の中で今ちょうど湖底になっているわけですが、あの地域にアユを放流してかなりの釣り客でにぎわったということがございますし、地域でもいままでアユ釣りをやったことがなかった接岨地区の人が、ほとんどの人がアユ釣りを体験したそういう時代がございまして、魚釣りが大変こう今の若い人にも、殊に女性にも、今いろんな釣りの仕方があるんでしょうけれども、アユ釣りではないかもしれませんが、いろんな魚釣りが女性にも人気があるスポーツだというふうなことも聞いておりまして、私も商工会にいたときに、神奈川県であそこはマス放流して川をせき止めて、段々状にして、溪流をせき止めて、年間釣り人でにぎあわせて、組合でやっているというところを視察した経験もございまして、あそこの小長井河内ですか、あそこで試験的に魚釣りをやったというようなこともございますけれども、魚釣りが大変この大井川にとっては魅力のあるスポーツだというふうには思っておりますので、できればそういうにぎわいがまた期待できるという

ことなら、大変楽しみだなというふうには思っております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ昭和60年から5年間、接岨へ放流したわけですが、その間町で木の入漁券の札をつくりまして、かなり潤ったというのは先ほども言いましたとおりであります。こういった交流人口を増やすには温泉、山、こういうものばかりではなく、今まで目を向けなかった漁協という新しいものにも目を向ける必要が私はあると思いますので、今後やっていくのに補助しろとか、そういうことではありません。今後町として企画の中に入れる気持ちがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 商工観光課長の方から答えた方がいいのかもしれませんが、観光協会が最近カヌーを中心にしたツーリズムと申しますか、講演会があったようでございますけれども、そのときにもフィッシングカヌーですか、それがかなり魅力のあるスポーツとして、長島ダムを使って仕掛けてみたいというような思いを持った人もあるというようなお話も伺っております。

したがって、魚釣りにも溪流釣りと、あるいは長島ダムの湖上での釣りと、いろいろな仕掛けができるのではないかと申しておりますので、大井川の水がきれいになることを切に願いながら、そういう方向も考えていければというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそカヌーのフィッシングのお話を今からしようかなと思ったときに町長の方から出ましたので、この問題はやめまして、とにかく今から先ほど言いましたけれども、交流人口を増やす、これは笹間川、家山川、あそこにもかなりの放流をいたしまして人が入ることが多くなっております。

今後やはり川とともに生きるためには、やはり川を知る、川の生物を知る、こういったことが大切だと思いますので、今から企画とか、それこそ観光課、いろいろ産業課も仲間になりまして、ひとつ新しい産業としてこの事業を進めていただくことをお願いして、私の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 教育長の方から答弁を求めております。教育長。

○教育長（杉山広充君） 先ほどの学期制のことについて近辺の榛原地区ですが、牧之原市ですね、吉田町、3学期制をとっております。ただし、評価については2回と、小学校ですね。ただ、中学校では2回の評価は難しく3回、また4回ということになっていると聞いております。

以上です。

○議長（板谷 信君） はい、いいですね。これで、中田君の一般質問を終わりました。

続いて、3番、芹澤君の発言を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 3番、芹澤廣行です。くじ運が悪く、前回に引き続きましていつも最

後になります。最後というものはいいもので、最後までも緊張し、少しも汗だくの中、皆さんの一般質問を聞いておりました。

では、一般質問の事前通告に基づき、質問事項4点にわたり行政当局に質問をいたします。

また、質問事項毎の詳細については、第1質問事項につきましては4項目、第2質問事項につきましては5項目、第3質問事項については5項目、第4質問事項については細目はございません。

それでは、質問に移ります。

第1項目、川根本町全町民の総生産額の把握について。これは年金額も含めてお伺いをしたいと。

このような総生産額という表現が果たして妥当であるのか、少し私自身も戸惑うところがありますけれども、いずれにしても、各個人の使えるお金、可処分所得という意味でお答えを願いたいと思います。

現在、川根本町は基幹産業と言われ続けてもう何十年もたつ、林産業、茶産業の長引く価格低迷と当然の結果としての大幅な所得減少、観光産業の長引く不況、さらにはこれは川根本町ばかりではございませんが、全国的な公共土木事業、公共建設事業の縮小等が続いております。

このような情勢下の中において、生活の糧、言い換えれば、生活する上での燃料、お金です、とも言える我が町に在住する町民の方の可処分所得の総額について、町がどのように把握しているのか、数字を明らかにしていただきたく伺います。

この数字こそ正確に把握することが、来年度以降の川根本町予算編成のための最大の基礎データであると私は考えるからであります。

①平成23年度確定した年金受給者の人数、また年金の種類別の金額は幾らだったのか教えてください。

先ほど鈴木議員の質問の中で、私の聞き間違いかとは思いますが、一般質問において、国民年金受給者が3,467人と当局がおっしゃいまして、これを計算しますと、全人口の42.5%になるわけですね。そうすると、すべからく65歳以上の高齢者が昨年の統計で42%というふうな発表がありまして、たまたま偶然一緒になったのか、それとも、65歳以上の方はすべて国民年金なのか、ちょっと疑問を感じまして、恐らく僕の友達なんかでUターンをして来られる先輩、これは国民年金じゃない方も結構おります。例えば厚生年金とか共済年金、このあたりを少し整理してお伺いしたいと思います。

それから、②現役給与生活者の年俸の総額について。

(イ)、これは民間企業最大のケーブルテクニカさんをはじめ、川根本町で頑張っておられます建設業、製造業に従事される人数及びその総額について。

(ロ) 公的機関に勤務する方、いわゆる公務員ですね。教職員を含めた公務員の方の人数及びその総額について。

③観光事業者、いわゆる観光業を営む経営者、いわゆる社長さんですね。この方の所得の総額について。この観光に従事する方は給与生活者というふうな区切りで答えてもらえればいいと思います。

それから、④自営業者の所得の総額について。

林業生産者、言い換えれば、林業部門の所得ということです。恐らく林業ですべての生計を賄っている方は、恐らく川根本町でも両手で数えるほどしかないような現実があります。ただその中で、時期が来たから70年、80年の杉を切る、100年以上のヒノキを切るというふうな專業ではないまでも、素材生産をして得られる所得というものがございます。あるいは、中部電力の高圧電線の下のいわゆる対象木、こういうふうなものも所得、これについて。

それから、これが一番の問題でございますが、茶業生産者、これは専門でやっている茶業生産者のほかに、我々のような、いわゆる家庭で消費する、あるいは親戚とか友達に少し譲ってやるとかいうふうな零細な茶業をやっている方も含めて、平成24年度の一番茶の生産動向がどうだったのか、価格総額がどうだったのかをお聞きしたい。

その他、先ほど申しました建設業、製造業経営者の所得の総額について、町が把握しているところの数字をお伺いしたいと思います。

次の質問2についてであります。

これは青部バイパスの吊橋の存続についてであります。

前回6月定例会の一般質問で同僚議員の中澤莊也議員から出された「青部吊橋の中部電力からの移管について」の質問と重複する部分があるかと思いますが、行政側に再度質問させていただきます。

昭和9年より大井川の電源開発に貢献した後も、川根本町の貴重な文化・歴史遺産として、さらには貴重な観光資源として活用されている現在の青部吊橋の保存・存続について、町の考えを伺います。

①町は青部吊橋の観光資源としての価値をどのように考えているのか伺います。

②町は青部吊橋の文化遺産・歴史遺産としてどのような評価をしているのか伺います。

③極めて近い将来、完成する青部バイパスの沿線近くに存在する青部吊橋の観光資源として町はどのように認識しているのか伺います。

④町は1年後に再開される大井川青部地区の護岸工事までの間、青部吊橋の維持管理を中部電力株式会社から引き受ける考えはあるのか。同時に、6月議会で中澤莊也議員の質問に対し、佐藤町長は占用許可を受けていない違法構築物の管理はできないと判断していると答弁されております。それでは、今までだれが現在、法を犯してあの吊橋を保有しているのか、どのようなお考えなのか伺います。

また、今後も地元と協議し、多額の経費を使い、吊橋をかけ替えるのは厳しい状況であるが、広く町民の意見を聞き検討していきたいと考えていますというふうにも答弁されておりますが、5の青部地区の区民のほとんどが存続を願い、署名運動をし、町の要望書を提出さ

れている状況とあわせて今後の対応、考えを伺います。

続いて、質問事項3について伺います。

日中交流事業の現状と、本町が将来得ることのできる経済的効果について伺います。

日中友好条約が、故田中首相の時代に締結され40年ほど経過している中で、日本国をはじめとして、日本各地の自治体が数多くの中国自治体と友好活動が展開されている中、佐藤町長が当初からトップダウン事業として3年近く継続されてきた中国龍泉市とその最高責任者が8月初め来町し、新たな友好関係が展開され始めたわけですが、今後の交流事業をどのように進めていくのか、あるいは見直すのか、現在尖閣問題を発端とした日中両国間の先が見えない対立した情勢に踏まえた中で、どのようなお考えを現在しているのかお伺いいたします。

細目で①このような交流の中で、川根茶の龍泉市への販売についての展望について。

これは少なからず町費を出費して人員を派遣し、あるいはお迎えするようなことが続くわけですが、それに見合った、値するような経済的効果が川根本町で見込まれるのかお伺いいたします。

②龍泉市から購入、導入される産物について。どのようなものがあって、どのように利活用されるのか、これについてもお伺いいたします。

③川根本町町民、龍泉市民との交流による文化・芸術面の効果が、どのようなものとしてあらわれてくるのか伺います。

④次世代を担う我が町の青少年の語学上などの教育面での向上効果について、どのようなものがあるかお伺いいたします。

最後に、昨日もニュースで報道されていますように、81年前、満州事変が勃発したわけですが、それから日中戦争終結までの間、悲惨な戦争体験を経験せざるを得なかった旧軍人、旧軍属の町内高齢者にまだ存命している方が多くございます。また、その家族に対して町はどのような友好についての説明をなさってきたのかも伺いたいと思います。

最後に、川根茶の行政トップセールスの取り組みについて伺います。

荒茶価格の低迷、需要の減退が続いている中で、町長を先頭に、川根茶販路の未開拓地域、特に東北・北海道を中心に売り込み、いわゆるかつて東国原元宮崎県知事が行ったようなトップセールスについて取り組んでいく考えがおありなのか伺います。

これは温暖な気候の茶産地、特に南九州、あるいは県内でも相良地域を中心とした摘採の早い時期に先を越され、品質のすぐれた川根茶も摘採時期が10日や2週間ほど遅れるだけで、価格面で思うような販売ができなくなっている現状の中、1年間を通して飲まれるお茶であるがゆえに、それゆえにこそ地道な販路拡大が求められていると思います。

農家にとっては、現在の5月の中旬以降の荒茶価格が1,000円台に落ち込む中で、たとえば500円でも600円でも、その価格の上乗せが期待できるようなことであれば、経営の存続について、また考えてみようというふうな気持ちはあると思います。荒廃園の対応だけでなく、

荒廃園にしないような価格面でサポートするようなことを行政が力強く応援していただけるかどうか、そのような町長さんのお考えを伺います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ただいまの芹澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 芹澤議員の質問にお答えいたします。

最初に、平成23年度確定した年金受給者の人数、年金の種類別の総額との御質問でございます。

先ほど鈴木議員の答弁と重複いたしますが、国民年金につきましては、平成24年3月現在、年金受給者は3,467名、年金受給総額が23億8,386万8,800円となっております。なお、厚生年金につきましては、平成24年3月現在で年金総受給者は2,964名、年金受給総額が19億7,152万5,200円となっております。国保と国民年金と厚生年金であります。重複していただいている方が大勢いらっしゃるものですから、このような数字になります。

次に、2番目の給与生活者の年俸の総額について、民間企業に勤務する人数及び総額、公的機関に勤務する者の人数及び総額についてでございますが、民間企業、公的機関別の人数等は把握できませんが、町民税課税状況等の調査資料におきまして、平成24年度、23年分所得ということですが、から給与所得者等の所得者区分別に説明をさせていただきます。

納税義務者数は給与所得、営業所得、農業所得等の2つ以上の所得を有する人は、いずれか多いその最も多い所得にかかる人数で報告させていただきます。

所得は収入金額から必要経費を控除した金額です。

給与所得者の納税義務者数は2,443人で、総額が63億1,950万3,000円です。営業所得者、これは建設業、サービス業、小売業、いわゆる商工業者等でありましたが、納税義務者数は171人で、所得総額4億4,297万9,000円です。農業所得者は納税義務者30人で、所得総額5,587万1,000円です。その他の所得者、年金等雑所得の方ですが、納税義務者数541人で、所得総額9億4,569万8,000円です。

3番目の観光事業者の所得の総額につきましては、旅館業など事業、これを把握できる資料は持っておりません。先ほどの営業所得分にサービス業、旅館業等ですが、小売業及び卸売業として含まれるものであります。

4番目の自営営業者の所得の総額、林業生産者の所得総額は町民税課税状況等の調査資料におきまして、山林所得金額は3,951万3,000円です。茶業生産者の所得総額、これは24年の一番茶でございますが、所得におきましては、これからの農業申告等により金額が確定されると思います。今年が一番茶生産は、生葉終了では前年比96%、荒茶平均単価は99%であり、共同製茶20組合の荒茶販売額の合計で7億円余りの金額との情報を得ております。

その他、産業、企業経営者の所得総額は、産業職業別など把握しておりません。

以上が、現在、総務課で把握をしております金額等でございます。

先ほどの茶業の関係でございますが、川根共販荒茶取り扱いにおいて、平均単価ですが、

最終的には1kg1,500円を聞いております。これは茶商に在庫の圧迫感がないものの消費が低調なことなどから下げの早い相場展開となり、荒茶単価販売額に影響したことが要因とされております。

続きまして、青部吊橋についてでございます。

青部吊橋存続について、町は青部吊橋の観光資源としての価値をどのように考えているかという御質問ですが、現在、青部吊橋はさわやかウォークなど観光散策コースとして利用されており、町の観光資源の一つではあります。

しかし、議員御承知のとおり、この青部吊橋は河川法の基準を満たしていない構築物として、所有者である中部電力が河川管理者である静岡県から撤去の指示を受けている吊橋であり、現状での存続ができない状況となっていることから、青部地区の方々からはかけ替えの要望がされておりました。

しかしながら、吊橋のかけ替えには多額の費用が必要となり、町が観光目的で施設整備を行うためには、投資額に見合う誘客数が見込めるか、また観光客が満足できる施設となり得るか、さらに地元にお金が入る仕組みをつくり、年間どの程度の売り上げが見込めるかなど、投資額に見合う費用対効果等が得られるか等、様々な条件を満たすことが必要と考えます。

このことを踏まえて、青部吊橋の現状は観光目的で多額の町費を使ってかけ替えることは厳しい状況であると考えられます。

次に、青部吊橋が文化遺産・歴史遺産としての価値をどのように評価しているかとの御質問ですが、町では文化保護条例で建造物、絵画、彫刻、工芸品などで、町にとって歴史上または芸術上、価値の高いものを所有者の同意のもと、町指定文化財として指定をし、その保存及び活用に努めているところですが、青部吊橋について、現時点での文化遺産・歴史遺産としての価値は見出しておりませんし、町文化財保護審議会でも話題となった経緯はございません。

また、青部吊橋をかけたとしても、かけ替えられた新しい吊橋が文化遺産・歴史遺産として認められることもないと考えております。

次に、青部バイパス完成後の青部吊橋の観光資源としての価値についての御質問ですが、吊橋に関する最初の御質問の答えと重複いたしますが、現状での存続ができず、かけ替えた場合の投資額に見合う費用対効果を見込むには厳しいため、観光資源として多額の投資をすることは難しいと考えております。

次に、吊橋の維持管理を中部電力から引き受ける考えはないかとの御質問ですが、青部吊橋は御承知のとおり、河川占用許可を受けていない吊橋であります。さらに、さきに申し上げたとおり、河川法の基準を満たさない違法な構築物となっておりますので、このような占用許可も受けていない違法な構築物を町が引き受けて管理することはできないものと判断されます。

次に、青部区の全区民と多数の町民が存続を願う気持ちに町がどのようにこたえていくか

という御質問ですが、現在、河川管理者の県と所有者である中部電力と吊橋のかけ替えについての協議を続けているところですが、所有者である中部電力は、吊橋は発電に必要な施設でないため、吊橋のかけ替えはできないという方針は変わっていないと伺っております。

このように、大変厳しい状況にありますが、今後も町民の意見を聞きながら、関係機関に可能な働きかけをしていきたいと考えております。

次に、日中交流の状況と、本町が将来得ることのできる経済効果についての御質問にお答えいたします。

去る8月2日、3日と龍泉市の蔡曉春書記を代表とする訪問団が来町されました。同行していただいた県の地域外交課の方も心のこもった大変すばらしい歓迎であったと感想を述べられたほど、今回の交流はお互いが知り合えるためにとっても有意義なものであったと思っております。

中国に戻られ、早速お礼のお手紙をいただき、さらに9月に入ってから11月の訪中を心待ちにしている手紙を改めていただいたところであり、龍泉市の方々の川根本町に対する印象はかなりよかったのではと推察しております。

また8月2日の交流推進のための意向書を取り交わし、この交流はまさに現実味を帯びてきたとも感じております。蔡書記が2日のごあいさつで述べられました、両市町にとって新たな発展のスタート、様々な分野で協力し、より美しい未来をつくりましょうのお言葉にもありますよう、今後の交流については、お互いの市町の未来が真にすばらしいものになることを念頭に、龍泉市の皆様と意見を交換しながら構築してまいりたいと思っております。

議員が質問される経済的効果は未知数ではありますが、11月に静岡県浙江省友好提携30周年の友好代表団として、私も中国に訪中する予定であり、11月7日、静岡県浙江省で行うサミットの円卓会議において、龍泉市長李柏林氏とも同席する予定があります。そして、翌日には龍泉市を表敬訪問させていただきます。蔡書記にも、川根本町を見て触れて感じてほしいとお願いをしたわけですが、今度は私が龍泉市を見て触れて感じてくる番であります。

経済、文化、スポーツ、青少年交流など様々な交流の可能性があると感じております。訪問させていただいた機会に龍泉市長、蔡書記とも意見交換をしてまいります。

現在、日中の政府間には過去の歴史をめぐる様々な問題が起こっております。しかしながら、一衣帯水の両国が善隣友好を築いていくことは東アジアの安定と発展にとって極めて重要であると考えております。

本町は地域外交、民間レベルの文化的・経済的交流の一端を担える友好関係を目標に、その地固めをしているところでもあります。そして、そのために最も大切なことは、相互間の信頼関係によってこれから培われていくものであり、よりよい交流の姿が見えてくると思っております。

過去の悲惨な出来事を反省するとともに、戦争体験者や犠牲者に対しましては、敬意を表するとともに、未来志向で進めていくことが重要であると考えており、今後町民の皆様にも

御理解、御協力を賜りますようお願いしていきたく思っております。

それから、最後にトップセールスについてでございます。

議員御指摘のとおり、緑茶、リーフ茶の年間消費量の減少が原発事故による風評被害とも相まって速度を速めるなど、茶業界を取り巻く状況は年々厳しさを増すものであります。

本年度第65回全国お茶祭り静岡大会においても、多数の入賞、昨年度、鹿児島県大会の好成績や世界お茶祭り2011をはじめとする各種イベントでのPR活動に、県茶業会議所等の指導機関はもとより流通を担う茶業関係団体及び農協等と茶産地が一体となった消費拡大戦略に協力し取り組んでおります。

また、販路拡大活動にあっては、既存の関東地方はもとより東北・北海道を中心とした茶業関係者をはじめ、農協もここ数年力を入れてしていると聞いております。

私も、新たな消費地を開拓することは需要を創出するためにどうしても必要なことと思っておりますし、東国原元知事のように、全国的に知名度があればさらに結構なことです。町のトップとしては当然のことであり、率先して川根茶の消費拡大に向け取り組んでいく心構えであります。

そして、さらに緑広がる茶畑、清流の大井川、澄んだ空気をはぐくむ山々とその景観、そして心温まる温泉、古き時代をほうふつさせるSL等、数々の自然豊かな地域資源に囲まれた川根茶産地のよさを町外、県外での会議、催し物の場で広く強くアピールしていく所存であります。

現在、企画課、産業課、商工観光課と連携し、お茶の市場開発調査推進事業を展開しております。川根茶の知名度アップを図るため、関東圏を中心に都営地下鉄や主要駅でのポスター掲示、新宿アルタ街頭ビジョンでのCM放送やテナントでの呈茶等を行い、農業と観光を結びつけた宿泊施設での呈茶、縁側カフェなど地産地消にも取り組んでおります。

縁側喫茶ですが、現在6件開設、24年には新たに4件の開設希望があります。また、産地そのもののよさをアピールするため、産地である本町を訪れる体験等を通してのPRを行うグリーンティーツーリズムツアー「川根時間」等を実施し、産地そのもののファンを増やしながら、今後とも積極的にお茶の消費拡大に努める活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

一番最初の質問ですね。年金の受給者の関係ですが、国保、年金ということで申し上げたようですが、国民年金と厚生年金が重複している方がいるために、ということで申し上げましたので、訂正させていただきます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 再質問に移ります。

前段の1の我が町に生活する方の年金及び給与、あるいはサービス業に従事する方の収入、これをみる今御説明いただきまして、ある意味、いろいろなふくそうする考えが生まれてお

ります。

一番残念なのは、基幹産業であった山林の4,000万弱の所得水準でしかない。接岨から地名までの何百人という山林地主の方が1年でこれだけの所得しか上げられない。このことについては、本当にこれからどうなってしまうんだらうという、全くそのような考えしか生まれておりません。

少し横道にそれますけれども、先般行われました23年度の決算特別委員会に上程されました林道開発費なるものにつきまして、私もまだ見識が浅いので何とも言えませんけれども、実際のところ、町の持ち出しが1億5,000万ほどあるというふうに聞いておりますが、私も一部の智者山林道をよく見に行くというか、その辺をハイキングしますのでよく見ますけれども、林道が幅広く堂々とした道が存在しているわけですが、素材を積んだ車に一度も会ったことはございません。何のための素材生産のための林道開発だったのか、つくづく町議になる前からこれは異常な事態だというふうな感じもしております。

ぜひそのような林道開発費を将来我が行政と議会人がよく練り合わせて、森林の素材生産と同じようなレベルで山を守る、山川を崩さないというふうな山林治水のような、治山治水ですね、このような予算に組み替えていくということが雇用を増やす意味において、川根本町の重大な指針の転換期に来ていると思います。

なお、町長の説明にもありましたように、川根本町の販売高が約7億円と聞いておりますが、これは産業課長にちょっと聞きたいんですけれども、川根本町の今年の作付面積及び生葉生産量はいかがなものでしょうか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 基本的に面積等については、統計が出ているのが平成18年までの農林省が出している数字が一番最新の基本になっています。静岡県自体はその基本的な数字が出ていますけれども、当町については、あくまでも予測でしかありません。おおむね800haであろうというふうなつもりでおります。おりますということは、やはりその数字自体は一人歩きするような形の、根本的に皆さんが平準化して同じ基準で出した面積ではございませんので御了承ください。

それから、金額ですけれども、先ほど言いましたおおよそ7億円というのは、町内にある28共同工場の生産販売額です。これもすべてが共同工場に入っているというようなことではございませんので、そこも御了承ください。

先ほど言いましたように、農林省は平成18年でその金額を発表することをやめてしまいましたので、あくまで推計しろといえれば推計は出ます。出ますけれども、それはあくまでも推計ですので、ほかの市町とか何らかの形で少し変えただけでも数字が変わってきますので、なかなか言いづらいというような形でとらえております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 芹澤です。

産業課長のおっしゃることも無理もない部分もあると思いますけれども、いわゆる8,000数百人の住民がいるこの町が、産業課が中心となってお茶にかかわる農家の実態調査を速やかにやるということは決して大した仕事ではないと思うんです。

これは、産業課ばかりでなく役場職員、各区ごとに散らばっている職員の皆様に区長を通すなり、連合区長、班長さんを通すなりして、なるだけ実態に即したような作付面積の把握とそれからこれから課題となっていく茶園の放棄地、荒廃地、これらを将来、私はどう考えている、おれはどう考えているかという意見あたりも重ねてお聞きすることがひとつ産業課の仕事ではないかと思ひまして、どうぞこれからの御努力を期待いたします。

以上です。

次に、よろしいですか。お茶と林業の話になりましたけれども、年金がいろいろ国保と厚生年金、私もそういうふうな形でもらっておりますが、44億ということで、非常にこれは思う以上に大きな金額だとつくづく考えます。これから我々団塊の世代がUターンが始まる時期に来ております。東京都市部で働いた連中が60から63にかけてどんどん親の面倒を見るために帰ってきております。この方は、ある意味で東京の給料のいい会社にいるとか、高級な官僚も含めて年金をがばっと持ってきてくれる方です。こういう言い方は議場で言うてどうかわかりませんが、とにかく人が入ることによって事業に従事されていない方、あるいは現実に働かない方にも、44億というお金が川根本町に入ってくるわけです。どうぞこれらの年金受給者の、ある意味、健康維持を町全体の町税として、とにかく病気をしない、元気で何と申しますか、元気にお暮らし願うというふうな形で、ひとつ町の財政をよくする意味においても、この65歳以上の高齢者の方に対して、綿密な健康増進運動というものを町民課を中心にして頑張っていっていただきたいと思ひます。

以上、大体あと数値も多少何億の単位もございしますが、大体これでこの町がどれくらいのお金で、エネルギーで動いているのかというふうな実態が把握できたことは誠にありがとうございました。この質問はこれで終わります。

続きまして、6月の議会でも中澤莊也議員の方から町長に質問されたことと本当に重複する部分がありますけれども、今、町長がお答えになった内容について、再度重ねての質問をさせていただきます。

まず、川根本町として、この79年近く残っている橋を今の法律だけに照らし合わせ、あるいは中電さんの事情に、あるいは町が負担をせざるを得ない総額とは言えません、我々の考えでは、何とか県・国に要請をしながら、町の持ち出し分を極めて縮小するようなかけ替えというものも可能ではないかということもほかの見識者なり、ある意味、行政というか政治に携わっている方からも聞いております。ここ一番、観光課長、何としても今まで90年近く残っていた観光資源を観光課として必死に守るんだと、何が何でも守り抜いていくんだと、それがためにはいろんな方法も駆使して、あと1年先みんな頑張っていこうというふうな

ことを私は観光課長の口から聞いて、出していただくのが当然だと思います。

法律を解釈して違法建築物というふうな文言が出ましたけれども、これは軽々に議会で議論すると、では中部電力株式会社が違法構築物を何十年も放置していたのかと、じゃ、これを罰する人はいなかったのか。刑法ではない、いわゆる河川法に抵触し、という責任の所在まで問われるようなことも生じかねないんですね。せっかく長年、中部電力さんとのつき合いは、川根本町は深いものがあります。1年先に護岸工事が行われるまで、一度、川根本町で受けましょと、1年先護岸工事になったときは出たところ勝負だと。町民の希望、それから青部の住民を中心として何としても存続をするんだという、1年先のことになりましょけれども、ここは一番腹を決めて中電さんから引き受けてみようというぐらいの答弁を町長の口からほしかったわけですが、いかんせん6月の答弁と……。

○議長（板谷 信君） 芹澤議員、質問を。答弁しやすいような質問にしてもらわないと、演説だけになっちゃっているもので。

○3番（芹澤廣行君） 全力を挙げて残すんだという気持ちがあるかどうか、簡単をお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 残すためには、青部の吊橋、これがどうしてもあの地域にとって必要なものなのかどうかという、そして、この川根本町にとって優先度の高いものかどうかというところも一つ問題になってくると思います。そして、つけ替えに当たって、ただというわけにはいかないわけでありまして、中部電力があそこを補強して、その状態で町に移管してくださる。そうすることによって、町はその後引き続き管理できるという考えでいたものが、あの橋が河川占用が出ていなかった。そして、高水域というんですか、それにもかかるということで、この橋についてはそもそも違法な構築物であり、早急に撤去しろと、そういう話の中で出てきた話でございまして、県ともいろいろ話し合いをしまして、いろいろなお話は正直言ってしてまいりました。町に所有権を移転しないかというようなお話もあったわけですが、すべて確実性のない、たればの話でしかないんですよ。

そういう状況の中で、町がじゃ簡単に受けましょと言える状態ではないということが一つありまして、そこの見通しがしっかり立つ、そして町の負担も耐えられる、そういう状況の中で可能性があるというなら、次のステップにもという考え方も出てくるわけですが、現在、私たちが伺っているところの話、県から聞いた話、あるいはいろいろなそういう部分にかかわる国ですとか、いろいろそういうところの反応も伺った中で、現在そう簡単に町が所有権を持って次のステップにという状況には今のところ判断ができないというところであるわけでありまして。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 町長の話も理解できることも多々ありますけれども、負担の問題が将来一番川根本町に重くのしかかってくる問題だと思います。この維持について、恐らく2億

から3億というふうなことも聞いておりますが、この川根本町の財政から見て、10分の1ぐらいしか出さない。これはあらかじめもう開き直って、これでもやってもらえんかと国・県に頼んで、佐藤町長のお生まれになった私のふるさと旧本川根町はかつてから今まで、観光立町を町政としてやった経過があります。すべて観光につながるものは大事にしていくんだという気構えで、かつて我々は活動をし、皆さんにも呼びかけてきたわけです。どうぞひとつあきらめず、この青部吊橋の問題を何とか残すという気概でやっていただきたいと、回答は結構ですから、お願いします。

○議長（板谷 信君） 次の質問、お願いします。

○3番（芹澤廣行君） はい、芹澤です。じゃ、3の質問に移ります。

日中交流事業の現状と、本町が将来得ることができる経済的効果。私は下賤な人間だもんですから、金をかければ少しは見返りがあるだろうというふうな単純な男でもあるかもしれませんが、本当に海を渡り、なかなかどうやって着くのかわからないような竜泉市と交流を深める中で、本当に川根本町の町民が交流してよかった、あそこの文物を使って本当に生活が便利になったとか、あるいは緑茶の販売が極端に伸びて所得が上がったというふうな、なかなかそういうふうな将来像が私は見えてきません。

ただ決して国と国との友好条約、あるいはそれが履行されるための活動をすべて否定するわけではございませんが、現在尖閣問題を中心として非常に厳しい日中間の対立が連日報道されております。佐藤町長は、予定どおり10月以降出発するんだと先ほど明言されましたけれども、本当にこのような国際情勢の中で、何人かの者を従えて治安の荒れた中国へ行くのか、再度お伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 現在、日中の中で尖閣諸島をめぐるいろいろな問題が発生しているわけでありましてけれども、先ほども芹澤議員からお話がありましたように、柳条湖事件、これがあつた日ということで、大変中国各地で相当激しいデモ騒動があつたようでございますけれども、今日はかなり厳しく取り締まって落ち着いてきているというような情報も、お昼のテレビですと流れておりました。

右手で握手しながら、左手で殴り合いというような、そういうときに緊張もしながらの日中友好でございますけれども、今の予定ですと、県が今年、浙江省との交流30周年記念という事業の年間通しての事業の中で10月、11月に訪問団を派遣する、その中に、今友好を目指している県内の市町が浙江省の中の市町と友好提携を進めようとしているところが9つあるそうですが、そのうちの一つということで、参加するようにとの要請がございました。

したがって、今後まだ今の騒動が続いていくようでありますと、中止になる可能性もなしと思っておりますけれども、党大会等も来月ですか、そうなりますと、だんだん落ち着きを取り戻してくるのではないかとこの観測もできますので、そういう状況の中で県の方でどうするか判断されるというふうに思っておりますので、今はその県の判断に沿

っていきたいというふうに思っております。

○3番（芹澤廣行君） わかりました。

議長、最後の質問になります。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 芹澤です。

最後に、川根茶の行政トップセールスということで、町長の考えをお伺いしたいわけですが、現在近隣の静岡茶の生産動向を調べましたところ、川根本町も含めて県下各産地があるわけですが、荒茶生産量で約2万7,000t、我が川根本町は最大見積もっても170tか200tの生産量しかございません。その200t、ミニマム、最高で見ても、先ほど出したキロ当たり3,500円という数字であれば7,000円というふうに納得されるわけですが、いかんせん200tのものしか生産できない川根茶、我々はこちらにいますから川根茶は全国でも有名だろうと。ところがどっこい静岡県の中でも生産量は150分の1なわけですね。

そういう中で、長年合併前の旧東川根村、上川根村の小さな農協が鋭意販売して、少ないお茶でも全国に名をなした川根茶であります。そういう中で、流通が変わってきまして市場中心の商いがなされるようになってきた中で、5月の連休を過ぎると同じ品質のお茶でも4月の末に売ったお茶の半額にしかならないと。これが15日、20日過ぎれば、4月の末に売ったお茶と同じようなお茶でも3分の1の価格にしかならないと。こういう生産者がやむを得ず、もう早く摘むっていったって黒い芽を摘むわけじゃありませんから、反当たり、恐らく無理をしてでも300kgがやっとこさ、みる芽でとるということになりますと10a当たり250kgの生葉しか摘めないのが奥大井を中心とした旧本のほとんどの茶園であります。

こういう中で、どうしても量を増やすとなると5月10日以降あるいは15日以降になってしまう。それをせつかくいいお茶だとして市場へ出しても1,200円だ、1,300円だ。精揉機屋に頼んでもみ賃よりも販売した価格が安くなったという、そんなばかげた話の中で生産意欲を失ってやめる方が増えているわけです。

このような絶対評価が付き得ないような茶葉に対して、何としても町が応援して、これは実の入ったしっかりしたお茶だと、これを川根茶を飲んでいない地域に少し持ち込んで売ってみようじゃないかと、これは佐藤町長を中心にやってもらいたいと思います。我々も応援します。

実際に北海道あたりに行きますと、なかなか1万5,000円も2万もするようなお茶を飲むと文化というか茶文化はありません。ただしかし、おいしいものであればキロ1万円ぐらいの製茶を買える力がございます。東北6県の重立った県庁所在地、あるいは北海道の支庁所在地のナンバーワンのお茶屋さんあたりをターゲットにして、1件で年間3,000kgのお茶を買って、売ってやってくれば、10件で3万kg、15件であれば4万5,000kg、ちょうど市場の流れに取り残されて、いいお茶でも1,000円、1,500円でないようなお茶が生産される農家をひとつ救っていくという方向で、ぜひ時期外れのうまいお茶を北海道、東北に売り込むと

いうことを産業課を中心に、また農協に協力をしてもらいながら、来年度の一番茶に対して戦略を構築していただきたいと思います。

なお、私が少しいた帯広なんていうところは、松崎町出身の依田勉三という開拓者が明治の初めに、10年代ですね、本当に苦勞しながら1万町歩を開発しようということで取り組んだ地域であります。ただ15年たっても本当に厳しい状況の中で、30町歩の田畑をつくるのがやっとこさだったと、そういう中でも彼が帯広を開いたということで帯広に堂々とした顕彰碑が建っております。そのような静岡とゆえんのある賢人が北海道、東北にはおります。こういう方を頼りながら、ぜひとも地元の産物の茶を売り抜いていくという姿勢を来年度にかけて産業課を中心に構築していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（板谷 信君） これで芹澤君の一般質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第43号 川根本町防犯まちづくり条例の制定について

○議長（板谷 信君） 続いて行います。

日程第2、議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月4日の本会議において、議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定についての付託を受け、9月12日午後2時45分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町防犯まちづくり条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、平成16年4月、県において制定されました静岡県防犯まちづくり条例に基づき、町・町民・自治会・事業者の役割や責任を定め、犯罪のない明るい安全・安心のまちづくりを目的として制定されているものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員から質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、第1条「目的」について。県の条例との関係と罰則規定はないことについての質問に、県の条例に基づいて制定されたものである。罰則規定がなく努力義務規定であるとの回答。

第2条「定義」。質問、事業所は町外にあり、町内で事業活動を行う事業者も対象となる

かとの質問に、町内での事業活動が対象となる。行商の方も対象となるとの回答。

第3条「基本理念」。基本的な人権を損なうことのないようにというのは、例えばどういうことかとの質問に、個人の理想とかプライバシーとかを侵さないようにということであるとの回答。

県内どこも同じような条文か、また実際にトラブルは聞いていないかとの質問に、県内では35市町中、31市町が制定済みである。準則があり、ほとんど同じであるが、トラブルは聞いていないとの回答。

第4条「町の責務」。4条から7条までの役割と責務との違いは何かとの質問に、町民について、責務という表現より役割という表現としているものであるとの回答。

犯罪の情報提供はだれがどのようにしてするか。県警や地元警察署から町が提供を受け、それを町民に提供することになる。啓発が大切であり、その必要性を示しているとの回答。

第6条、町が実施している防犯まちづくり施策は何かとの質問に、現在特に何もしていないが、警察が実施している事業はある。しかし、交通安全もあわせ、これから地区の協力を得て事業展開をしていきたいと考えているとの回答。

第8条「地域防犯活動への支援」。これは子供の登下校時の見守りをするような地域防犯活動をする団体への支援ということかとの質問に、地域の防犯活動とか見守りをする方々に支援するということであるが、具体的には町内パトロール（青パト）をするような団体が対象となるとの回答。

区自治会が防犯活動を計画した場合でも、そこにも支援ができるかとの質問に、回答、そういうことである。

第9条「委任」。この条例の見直しをする場合は、施行されてからいろいろな規則などの決まりを整備していくということか。この条例だけでは目的を達成することは困難かと思うので、その点はどう考えているかとの質問に、そういうことである。県の条例を補完するような形で制定されるので、県の規則を参考とし、町において規則を制定するような形となるのではないかと思うとの回答。

以上のようなことが確認されました。

審査が終わり、採決に入り、採決は起立によって行いました。

採決の結果、全員賛成で議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定については原案どおり可決されました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第44号 川根本町暴力団排除条例の制定について

○議長(板谷 信君) 日程第3、議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長(中澤智義君) 本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月4日の本会議において、議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定についての付託を受け、9月12日午後3時40分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町暴力団排除条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、平成23年8月に県において制定されました静岡県暴力団排除条例に基づき、社会全体に対する暴力団の介入を排除するための町や町民等の役割や責務などを定めるもので、暴力団へのかかわりを絶ち、また暴力団の威力に屈することのない明るい安全・安心のまちづくりを目的として制定されるものです。

担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、第1条「目的」について。県の条例との関係について。県と

ほとんど同じ条文であるが、県の権限が及ばない事項について、町がやらなければならないことを町の条例で定めているものであるとの回答。

暴力団対策法の関連もあるが、この条例では町内の事業者に限定されるものかとの質問に、ここでは町内の事業者に限定される。町内に拠点を置いて事業を展開している者は町内の事業者として認定できると考える。

「町民等」という解釈については、県の実例でも判例等もあると思うので、その解釈はあわせておいてもらいたい。事業者はそこで活動すれば事業所を構えたという解釈ができるという考え方が出ている。（県の実例があり、それに準じた。）との回答であった。

第2条「定義」。暴力団というのは、宗教、右翼・左翼などもあるが、どこまでが範囲か。また、指定されている暴力団だけが対象なのかとの質問に、ケースごとに警察（公安委員会）に判断をゆだねる。法律に指定されている集団的、常習的に暴力行為等を行うことを助長するおそれのある団体であり、指定されていなければ対象外との回答。

一般の人々と生活をともにしている方でも該当となるかとの質問に、そこで暴力行為をしていなくても指定されている暴力団の構成員であれば対象となるとの回答。

第5条、暴力団員というのは指定されている者をいうか、法律で指定されている者をいうとの回答。例えば、実際に暴力団にかかわっているというようなことがあった場合、そのようなときにはどのように対応したらよいかとの質問に、そのかかわっている者が確かに指定暴力団の構成員であることが、警察が把握している場合などは警察に情報提供して対処していただくことになる。指定暴力団かどうかわからなくても、その可能性があれば、やはり警察に情報提供をして必要な対処をしていただくことになるとの回答。

第6条「町の事務及び事業における措置」。一般の町民であっても、暴力団員との密接な関係がある者を排除するというところでよろしいか。さらにその情報は警察で教えてもらえるかとの質問に、そのとおりである。警察からは情報提供をしてくれるものであるとの回答。

第7条、質問なし。

第8条「青少年に対する教育等のための措置」。この中学校とはどのような学校か。またなぜ中学校に限られるのかとの質問に、すべての中学校のことである。県の条例に倣って青少年の教育として規定したもので、県は県立高校や県にかかわる他の学校等について、その責任範囲としているとの回答。

9条「利益の供与の禁止」。その指定した者とは何かとの質問に、その文面の前の文に係るものであるため「暴力団員等」が指定した者（その団員に頼まれた者など。）という解釈となるとの回答。

利益の供与をした場合は、具体的な罰則規定はあるかとの質問に、暴力団対策法で規定されているとの回答。

10条、質問なし。

第11条「委任」。この条例をつくる目的で警察が動きやすくなるということかとの質問に、

情報提供を含め協力がしやすくなるとの回答。

うわさがあり、指定暴力団員ということがわかった場合、何も悪いことなどをしていない者も排除するというは無理だと思いがいかかとの質問に、何か実際に不当行為があった場合にこの条例に抵触するものである。町の中の普通の生活をしている人に対しては、指定暴力団員等であれば警察は把握していると思う。何かあれば警察が動くということであって、その人が暴力団員としての威力を持って何か問題行為を起こそうとした場合に、この条例で町民や町を守っていかうというものだと思うので、早く制定すべき条例だと思う。暴力団員はどういう形であれ排除すべきであるという姿勢を町が持っているということが大切であるとの回答。

以上のようなことが確認されました。

審査が終わり、採決に入り、採決は起立によって行いました。

採決の結果、全員賛成で議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定については原案どおり可決されました。

以上で審査の経過と結果を御報告いたします。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-
- ◇
- ◎日程第 4 認定第 1 号 平成 23 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 5 認定第 2 号 平成 23 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 6 認定第 3 号 平成 23 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 7 認定第 4 号 平成 23 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 8 認定第 5 号 平成 23 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 9 認定第 6 号 平成 23 年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 10 認定第 7 号 平成 23 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（板谷 信君） 日程第 4、認定第 1 号、平成 23 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 10、認定第 7 号、平成 23 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、中野暉君。

○決算特別委員長（中野 暉君） 平成 23 年度川根本町会計決算特別委員会委員長報告をいたします。

それでは、本定例会において、平成 23 年度川根本町会計決算認定について、決算特別委員会に付託されました事件について、会議規則第 77 号の規定により、審査の経過と結果について報告をいたします。

9 月 4 日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程、審査要領等について協議を行い、その後、財政シミュレーション、健全化判断比率及び総括説明を受けました。

審査は、9 月 5 日、6 日、7 日、そして 10 日、11 日と 5 日間にわたり実施をいたしました。5 日から、平成 23 年度一般会計及び特別会計 6 件の決算審査について、それぞれ所管する課長、局長、室長等の説明を受け、審議を行ってきました。また、12 日には現地調査を実施し、林道富沢線災害復旧工事とワカミ治山工事の現場、町営住宅大島団地、続いて、いやしの里診療所遠隔診療支援について、清水先生から説明をいただき、最後に、奥大井自然休養村管理センターのトイレを視察いたしました。視察終了後、午後 1 時 30 分から、認定 1 号から認定 7 号までの委員会採決を行いました。

採決の結果、次のとおり認定しましたので、報告いたします。

認定第1号、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第2号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第3号、平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第4号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第5号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の結果状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきではありますが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告をさせていただきます。

10款教育費、4項1目社会教育総務費、13節、図書ネットワークについて、パソコン検索で借りられるようになったのか。学校でもどうかという質問があり、住民から要望があった場合、施設で職員が調べて貸し出しをしている。学校では、同様に先生、職員が検索をしているとの回答があった。

また、13節、英語研修は18名参加だが、希望者全員だったのか、選考基準はどうだったのかという質問に対し、平成23年度は22名の応募があった。選考については、教育委員会の審査基準に基づいて書類審査、作文、面談等を実施して審査をした。

続いて、3ページ、2目生涯学習推進費、13節、派遣もとはどこか、15件を超えた派遣についてはどのように考えているかの質問に対し、派遣もとは文化協会である。委託契約は、1派遣3万円で15件、45万の委託料であるという回答があった。

さらに、実績が15件に満たなく下回った場合はどうするかとの質問に対し、実績により満たない件数分を返還してもらうこととなる。文化協会の中で、全体45万の経費の中でやりくりしていただいたものであり、それを承知していただいた上で実施していただいていると理解しているとの回答があった。

次、4ページ、3目文化会館運営費、13節、パートナーによる事業について、昨年と比較して観客が少なかったと思うがどうか、入場料はどうかという質問に対し、回答は、事業内容については、C Iセンターからの提案に基づいて実施しているが、観客については、一昨年、著名な方をお呼びしていたが、昨年は余り著名な方をお呼びをしていなかったため、観客数の減少につながったのではないかと考えるという返答があった。

次に、5項1目保健体育総務費、19節、カヌー競技振興会への補助金について、本町以外

への大会などの場合でも対象としているのかという質問に対し、まず、主催がどこかということ考えているが、町であれば問題はなく、高校とかであれば補助金の要請があるかどうかを確認している。島田市、川根本町、川根高校で、新たな競技カヌーとして協議会等を設立していこうという経緯がある。地域活動を含め、川根高校での選手育成を中心に考えているとの回答があった。

2目海洋センター運営費、2節、カヌーのまちづくりについて、人的に足りないということもあるのではという質問に対し、これまでも取り組んでいるが、カヌーの普及については、町内だけではなく観光客にも広げている。交流人口の拡大ということで、ほかの方の協力も必要だが、まずは海洋センターの職員の指導のもとで、カヌーを操ることのできる人材の育成をしていきたいとの説明があり、あわせて、海洋センターの職員は日々努力を重ねているが、B&G財団からも特Aの最高ランクで評価をしてもらっているとの報告があった。

3目体育施設費、グラウンドの使用について様々な質問があった。ここでは、消防団の利用についても、利用人数、回数等はカウントされている。ただし、公共性の高い団体として減免の対象となっているとの説明があった。

次に、10款教育費、1項1目教育委員会費、1節、教育委員の報酬について質問があり、委員報酬は月額であり、費用弁償については、出張した日に支払われるものであるとの回答であった。

3目教育諸費、さゆり幼稚園について。園児数が16人、少子化により収入も少なく、このままだと存続が危ぶまれるので、支援を考えていただきたいとの件があり、補助金については、今の基準について、3年ごとの見直しの中でやっていることは御理解いただきたい。要望書等により、町として今後の対応を検討するとの回答があった。

次に、7ページ、4目通学バス等運営費、13節、スクールバスと校外活動のバス借り上げの契約方法が異なっているので、統一した方がいいのではないかと質問があり、運行のための運転手契約（運転業務の量の問題等）があり、校外活動については単年度の運営となっているとの回答があった。

2項小学校費、1目学校管理費、8ページ、18節、備品で、本川根小学校の照度計の購入の目的は何か。回答が、照度計1台だが、養護教諭が定期的に教室等の照度をはかることとなっているとの説明があった。

2目教育振興費、19節、遠距離通学費の補助について、滞納があつて支払われなかったのはどういう理由だったのかという質問があり、これは平成21年度から始まった補助だが、補助金要領により支給をされないということであり、その滞納と相殺しているということではない。学校は義務教育であり、この件については教育長とも協議し、滞納による補助不能については解消したいと考えているとの説明があった。

また、今年も小学校5年の県外体験学習について、行革でも要検討と聞いているが、教育委員会ではどのように考えているのかという質問に対し、交流などを通じ様々な体験をして

きた。この事業のねらいは、社会科学習の一環として始まったことと聞いている。ほかの地域の小学生との交流を通じて学ぶことは多いと思う。検討課題もあり、慎重に対応を考えたいとの回答があった。

3項中学校費、1目学校管理費、15節、工事費の不用額について質問があり、工事費を残した理由は、工期が3月末だったことから変更の可能性もあり、総務課とも協議をして、そのまま予算を残すこととしたものであるとの回答があった。

2目教育振興費、19節、遠距離通学の人数と形態の詳細を教えてください。これには、資料を提出するとの説明あり。

5項4目学校給食施設費、11節等、食育の取り組みの現状について質問があり、回答は、放射能検査について、地元食材の使用に関して、食物アレルギーに関して、食育に関して、残食について等々について、それぞれ丁寧な説明があった。

企画課、1款総務費、2項1目企画総務費、8節、当初予算には、消費者行政関係の報償費が3万円出ていたが、どうなっているのか。この3万円は講師謝礼に予算計上したが、執行しなかったものであるとの回答。

2目広報広聴費、14節、その他使用料の内容と懸垂幕を使用する基準を教えてくださいとの質問があり、その使用料は、静岡新聞データベースの使用料である。懸垂幕については使用規定があり、県大会以上で優秀な成績または全国大会の出場などが条件であるとの回答がある。

3目まちづくり事業費。質問は、市場開発事業の現状と成果、今後の動向について質問があり、回答は、お茶の市場開発について、何もしないということは後退であると考えている。ブランドイメージの構築については、各団体との協力の中で様々な事業展開を予定。これは添付資料がありました。特に関東圏でのPRとか町内でのPRなどを実施しているとの回答があった。

5目情報政策費、13節、昨年のもあるが、基盤整備事業について、総務省などの5億円の補助について、今後はどうなるのかという質問があった。国と県は別々の補助金である。国については利活用を伴う整備が条件で、対象事業費の3分の1の補助がある。現状では、条件が厳しくなっており難しい状況である。県については、光ファイバー整備に関する補助金であるが、平成26年度ぐらいを目途に見直しを行うと聞いている。そうしたことを勧案すると、5億円の補助を受けるのは困難であると思うと回答があった。

続いて、13ページ、7目路線バス対策費、担当者が一生懸命に様々な要望に対し、前向きに対応していただいている。もっと町営バスをPRして、利用者を増やしていきたいと思うと意見があり、回答として、行政としても、大井川鉄道の利用とあわせて、しっかりとPRをしていきたいとの説明があった。

1款総務費、1項4目会計管理費、地域振興基金について、運用状況はどの質問があり、ノルウェー輸出金融公社についての説明があり、高い信用力、トリプルAの評価であったが、

現在はダブルB程度である。この公社は、一般的には倒産するような会社ではない。有利な金利で、確実に安全であるということで運用しているものであるとの回答があった。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、13節、社会福祉協議会への委託料について、町の負担金37.4%の根拠について質問があった。回答、37.4%の部分の部分を充てると決まっているものではなく、目安として全経費の3分の1程度分を町からの委託料で賄うと確認していると説明があった。

次に、15ページ、2目心身障がい者福祉費、13節、訪問入浴事業については、もう実施していないのではないかとこの質問に対し、昨年まで実施し、今年はまだ実施していないとの回答があった。

続いて、16ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節、町内の方の駿遠学園の利用者人数は何人か。利用している園児は3名であるとの回答があった。

2目児童福祉施設費、19節、聖母保育園の補助金について質問があった。15%としたのは平成23年度からである。その他、施設割、会員割、定員割があり、合計939万4,749円である。この補助金については、特に3年で見直すということではないとの回答があった。

3目子育て支援対策費。支援施設の職員の給与が高いのではないかとこの質問があり、係長以上の職務の者なので、それくらいの給与水準と回答があった。

3項4目災害救助費。富沢地区について、今回の災害対策については町の条例等によるものなのか。この回答について、新たに富沢地区被災者支援金交付要領を定め、被災者支援に対応したとの回答があった。

1項3目老人福祉費、13節、緊急通報システムサービスのパソコンの工事は業者かという質問に対し、パソコンの請負業者である富士通が工事を担当したとの回答であった。

18ページ、介護保険事業特別会計、1款3項2目介護認定審査会運営費について、審査会の開催状況と委員構成はこの質問があり、全員で16名、医師とか福祉の専門家で構成している。審査会は年間26回開催をしているとの回答があった。

2款保険給付費、4項1目の高額医療合算介護サービス等費とは何かという質問があり、介護保険を使った場合、限度額を超えた場合、さらにそこに医療サービスが加わった場合に町が負担するものであるとの回答があった。

続いて、19ページ、5款地域支援事業費、介護予防団体活動助成の内容は。いきいきサロンはこの事業は対象となるのかとの質問があり、見守り、独居老人訪問、サロンなどを実施する団体に、5万円を限度として助成をしている。いきいきサロンについては、それはそれで実施してもらいたいと考えているとの回答があった。

また、介護保険部会でも話があったが、この部分での人的な配慮が足りないのではないかと思うので検討してもらいたいとの意見があった。回答で、他の事務とのバランスもあるが、そうしたことも含めて人事については検討していきたいと思う。必要なら民間への委託なども考えたいとの回答があった。

続いて、20ページ、建設課、6款農林水産業費、1項7目農地費、15節、工事請負額220万の不用額の執行見込みはという質問に対し、24年で執行予定である。23年からの継続とはしていないとの回答があった。

8目農業農村整備事業費、19節、農地・水環境保全向上対策事業では、事業費の何割が町の負担になるのかとの質問があり、町の負担は4分の1、県が4分の1で、国が2分の1の補助について、まとめて県からお金が入るとの回答があった。

続いて、21ページ、2項5目林業費、15節、林道寸又線への県からの補助率はどのぐらいか、開通の見込みはとの質問があり、70%である。安全確認はまだできていないので、一般車両の通行については、あと3、4年はかかる見込みであるとの回答があった。

6目治山費、質問、富沢地区の災害の治山工事は継続していくのかとの質問に対し、回答は、ここでの治山工事は光岩という箇所の工事で、今回の災害工事については別の工事で、3年ぐらいかかる見込みであるとの回答があった。

続いて、8款土木費、1項1目土木総務費、道路の未登記箇所の処理が進まない理由はとの質問に対し、全体把握ができていないのが最大の理由であるとの回答があった。

2項2目道路新設改良費。次のページ、23ページ、12節、役務費の未執行60万の理由、22節補償費の不用額の204万1,302円の理由はとの質問があり、回答は、役務費は、高郷の町道工事が3月いっぱいまでかかったため、平成23年度の執行ができず、平成24年度で支出予定である。補償費は、高郷の町道工事の補償が、実績で安価で済んだものであるとの回答があった。

3項1目河川総務費、13節、浄化槽保守点検の場所はどこか。高郷の河川敷であるとの回答があった。

続いて、3項3目砂防費、山林を改植して造成した土地が災害を受けた場合、何か補助制度はあるのかとの質問があり、治山事業の対象となるのか、あるいは別事業の対象になるのか、被害の状況を見てもないと何とも言えないとの回答があった。

4款衛生費、1項8目飲料水供給施設費、町内の水道施設の整備状況はどうなっているのかの質問に対し、現在99%程度整備済みである。数軒レベルで未整備であるとの回答があった。

7款土木費、4項1目町営住宅等管理費、大島団地については、入居者が減少している中で、共益費について負担が大きくなるように検討してもらいたいという要望があった。それに対して、今後の課題として検討したいとの説明があった。

6款農林水産業費、1項10目地籍調査事業費、13節、地籍調査はどこまで進んでいるのかの質問があった。水川の市街地部分がほぼ完了し、今年から上長尾の一部に入る予定であるとの回答。

11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費、14節、重機借り上げ料はあるが、工事請負費は発生していないのかの質問があった。重機の種類ごとに業者と契約を結び、ここ

での借り上げについては、工事ではなく維持管理のための作業なので、工事請負費での支出はないものであると回答があった。

簡易水道事業特別会計、2款1項1目水道維持管理費、財源で、ここで基金を繰り入れるということについて質問があり、基金繰り入れについては、12月で550万、基金を繰り入れたが、落雷による修繕費ということで入れたものであり、突発的な要件で繰り入れたものであるとの回答があった。

2項1目簡易水道建設費、簡水の工事も落ちついたが、町の中で一番悪いところの質問があり、回答が、大間である。耐震化もあり、余りに工事費が大きく、見直しをかけているとの回答があった。

次に、簡易水道事業特別会計歳入について、雑入とはどういうものかに対し、回答が、落雷被害を受けた施設が2件あり、その共済金が主なものであるとの回答があった。

○議長（板谷 信君） 委員長、ここでちょっと休んで。



◎会議時間の延長

○議長（板谷 信君） 5時が近づいてまいりましたので、ここで会議時間を延長します。御了承ください。



○議長（板谷 信君） それでは、委員長、再びお願いします。

○決算特別委員長（中野 暉君） 続いて、28ページ、生活健康課。2款総務費、4項1目戸籍住民基本台帳費、13節、システム改修委託料の中身と財源は何かの質問があり、法の改正に伴うシステム改修で、多種に及ぶ。すべての町の一般財源であるとの回答があった。

3款民生費、1項5目国民年金事業費、平成23年の国民年金を受給している人数と金額はとの質問があり、回答は、3,467人、約23億8,800万であるとの回答があった。

4款衛生費、1項4目健康増進費、質問、健康診断について長いスパンで見ると、受診率が下がっているところもあるが、どのように考えているかとの質問に対し、がん検診の中では、国の事業でクーポンによる無料検診が実施されていて、受けやすい検診になっており、特定健診と同時受診ができるがん検診についても取り組んでいるという回答があった。

5目診療所管理費、18節備品購入費に該当する物品はどれかと質問があり、回答が、電話機、エアコン、ビデオ会議システム、へき地医療施設設備整備促進事業が備品であるとの回答があった。

6目環境衛生費、13節、火葬場の中川根斎場と本川根斎場の業務委託料の違いは。墓地整

備委託料が工事請負費でなく委託料で支出している理由はとの質問があり、回答は、火葬場業務委託料の違いは、扱う件数がもととなっている。平成23年度で中川根が92件、本川根が47件、また、犬猫等の火葬は中川根が44件、本川根が12件である。墓地については、町と墓地の管理者が委託契約を結び、墓地管理者から業者に工事費を支払っていただいているとの回答があった。

2項清掃費、1目塵芥処理費、31ページ、13節、清掃作業員について、民間委託にすることかとの質問があり、民間委託についてはまだ検討をしていないが、臨時職員の採用を主に考えていきたいという回答があった。

国民健康保険事業特別会計、1款3項運営協議会費。運営協議会は、どこに研修に行ったのかの質問があり、国保連合会に出向き、国保制度や連合会組織などについての講義と24年度新規人間ドック検診委託先の施設の視察との回答があった。

2款保険給付費、1項療養諸費、基金の繰り入れも、一般会計からの繰り入れについても基本は国保税を上げないということにある。この会計は町民を守るための制度なので、そこを意識してもらいたいと思うと質問があり、必ずしも保険料を上げるということではなく、負担が急激に上がらないというような配慮をしつつ、全体的、長期的に制度を見ながら運用をしていきたいと考えたいとの回答があった。

2項高額療養費。高額療養費が多額になる場合の本人負担の内容についての質問があり、回答が、一般の世帯で、自己負担額8万100円を超えた場合、一たん窓口で全額を払っていただき、その後の申請によって、超えた分が支給される。であるが、24年4月からは、限度額までを医療機関の窓口で支払うとの説明があった。

次に、33ページ、3款1項後期高齢者支援金。後期高齢者支援金は、全額国保税からかの質問があり、そうであるという回答であった。

7款1項共同事業拠出金。高額療養費共同事業医療費拠出金の一般財源の質問に対し、川根本町だけではなく、全市町で計算されたもので、後で清算をされるとの回答があった。

34は抜かして、35ページ、いやしの里診療所事業特別会計。1款1項施設管理費、島田市民病院の医師派遣事業の現状と今後の見込みについて質問があった。医師派遣については、平成23年4月から高木先生が急逝されるまでの間のみ実施。今後の実施の予定はないとの回答であった。

36ページ、商工観光課。2款総務費、2項6目ダム水源地域振興費、ふれあい館は、国の維持管理費の支出がなくなっているが、人件費など地域の方の雇用の継続と今後の管理運営についてはどのようにするのかとの質問があった。平成23年度は緊急雇用の財源、平成24年度以降は基金から財源としているが、ダム対策委員会では引き続き運営をしてもらいたいとの話があった。ただ、国の広報費の支出は期待できず、今後はその陳情をしていきたいとの回答であった。

37ページ、5款労働費。1項1目労働諸費、19節、勤労者が増えている町だが、労働費予

算が少ない。町では求人広告欄の掲示板はないのではないか。町にも必要ではないか。ぜひお願いしたいとの質問があった。回答は、労働費は勤労者福祉会への補助金が主で、求人情報は掲示せず、町内関係機関に配布している。支所の商工観光課が事務の担当であるとの回答であった。

38ページ、7款商工費、1項2目商工業振興費、19節、プレミアム商品券は好評だが、今後の継続の考えはあるか。回答が、緊急経済対策としての補助とした事業だが、今後の方向性を検証し、とりあえず1年間はやらないこととした。他の事業とも組み合わせながら、経済効果の大きい事業として考えたいとの回答があった。

39ページ、3目観光費、19節、ふるさと祭りの補助金については190万円あるが、産業文化祭との経費の違いは何かとの質問があった。ふるさと祭りは、出展者やイベント参加料の収入がある。決算上、限度額である190万を超えているため、残額は実行委員会で自己負担をしているとの回答があった。

続いて40ページ、4目音戯の郷運営費、13節、指定管理業務に関する調査業務委託料の内容はの質問があり、回答、委託の今後の見通しと譲渡廃止の可能性について調査委託をした。リニューアルする方法、入場者管理だけをする方法、譲渡の方法について検討されたと説明があった。

41ページ、5目茶茗館等運営費。茶茗館は道の駅だが、飲食できる場所、また、常設の野菜売り場等が必要だと感じている。土地の借り上げ料も高額なので、土地の購入を検討したらどうかという意見があった。回答が、特売所も必要だと思うが、必要なときにテント等を利用していくこともよいと思う。土地の購入については、当初の土地所有者との契約もあり、今後土地を購入するという事は現実的に困難であると思うとの回答があった。

6目ウッドハウスおろくぼ運営費、施設の経営状況と修繕費の内容についてお聞きしたいとの質問があり、配付資料に基づいて説明。平成23年は震災の影響もあり、少し利用客が減少した。修繕費については、手すり、バルコニー、浴槽を修繕したものであるとの回答であった。

8目もりのくに運営費。もりのいずみ、もりのコテージ、それぞれの運営状況はどうかの質問があり、回答が、もりいみずは経費に対して利用料収入が少なく、もりのコテージの収入によって補填している状況であるとの回答があった。

温泉事業特別会計、1款1項総務管理費・一般管理費、質問、使用料について、徴収状況についてお聞きしたいとのことがあった。回答が、未納分については7件の旅館が未納。うち2件は廃業し、1件も今年度廃業予定。廃業しても、原則として分納してでも納めていただくこととしているとの回答があった。

2款温泉事業費、1項温泉事業費・維持補修費、繰入金は、電源立地対策交付金と何か。千頭温泉の成分表はの質問に対し、国の一般会計からの繰り入れである。成分表は各施設に配布している。現在は、成分についても温度についても温泉としての基準を満たしていると

の回答があった。

6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費、1 節、報酬の不用額の理由は。また、委員会出席だけが業務ではないはずなので、月額報酬にすべきではないのかとの質問があり、不用額については、毎回全員が出席していないことと、委員会 1 回分が未執行なので、その分が残ったものである。農業委員会の報酬は、日払い報酬について今後検討したいとの回答があった。

3 目農業振興費、19 節、農業振興関係団体補助金の中に放射能測定のコストがあるが、風評被害により売り上げの減については東電の補償の対象となるのかという質問があり、本人負担の経費は 1 件 1 万 5,000 円程度で、町から 1 万円を助成させてもらった。東電に直接補償を請求した方は、町内に 2 件あると聞く。売り上げの補償については、平成 23 年産 2 番茶以降が補償の対象となっているとの回答があった。

4 目地域農政総合推進事業費、18 節等、全体に随意契約が多いが、価格はどのように決めているのかの質問があった。回答が、金額の大きな備品については 2 社での入札となった。また、特殊な事情で 1 社に限られたものについては随意契約としたものである。その他、金額の小さなものについては、規則に基づいて随意契約としているとの回答があった。

9 目自然休養村運営費、1 節、管理運営委員会の委員数は。指定管理の候補に出ているので、本当に運営委員会が必要なのか疑問である。本来なら商工観光課なのではとの質問に対し、回答が、7 名である。委員会への出席は報酬の対象でない者も出席しているので、会議は成立している。また、これからも委員会で検討したいと考えているが、商工観光課への一本化は今後検討したいとの回答があった。

2 項林業費、2 目林業振興費、19 節、林業関係の負担金と補助金が多いが、近年の状況はどうかの質問に対し、平成 23 年に国が大きな転換をし、森林・林業再生プランを立ち上げて補助金が創設された。今まで単年度処理だったが、複数年度で処理になってきているとの回答があった。

また、13 節、カモシカの対策として、保護と駆除の立場が違うことについての考え方はとの質問があり、回答は、今年度は文化財事業での防護と造林事業での防護との二本立てで、それぞれに補助金がついているが、造林補助の利点を生かし、平成 25 年度からはすべてを造林事業で実施するように検討をしているとの回答があった。

3 目造林費、13 節、作業道の受益者負担には、台風被害に関するものは入っていないのかの質問があり、回答は、入っていない。開設に係る負担金であるとの回答であった。

4 目町有林管理費、19 節、F n e t 大井川については、加入してくれているメンバーの現状は。地元材の利用促進については行政が本腰を入れて取り組んでほしいとの質問があった。5 年が経過し、1 名脱退が出た。現在のメンバー 8 人で、認証林面積は現在約 1,430ha である。現在、文沢の森林経営計画を進めることが最大の目標で、この森林経営計画と F S C 認証林は連動するとの回答があった。

税務課。2款総務費、3項1目税務総務費、23節、過誤納還付金について詳細をお聞きしたいとの質問があった。過誤納納付金は15件、還付加算金は7件、金額は82万2,900円との回答があった。

2目賦課徴収費、13節、滞納整理機構の効果はどうであったか、徴収金額等について質問があった。委託は343万6,000円で5件、徴収額は198万6,000円で、今後納付を約束した額は46万2,000円である。残額は、徴収できなかった分であるとの回答があった。

歳入、48ページ。不納決算処理については最終的にはどこが決めるのか。回答が、税務課で決定し、決済は町長である。競売の場合は税が優先されるとの回答があった。

ずっと下の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節、職員手当の時間外について、月60時間を超えている職員の人数と調整の指導についてお聞きしたい。かなり遅くまで残業していると聞いているとの質問があった。回答は、台風災害等で増額した。時間外月20時間以上の職員については総務課に報告があり、その結果に基づいて指導しているとの回答があった。

50ページ、3目財政管理費、11節、今年の仕事に関する5件の意見の内容はどのようなものであったか質問があった。無駄ではないかという意見があったとの回答でした。

6目交通安全対策費、1節、交通指導員の報酬は、朝の街頭指導等をしているが、その費用なのかとの質問があり、回答は、町内に8人いるが、町内の様々な交通指導についての報酬であるとの回答があった。

7目基金管理費、25節、地域振興基金のうち、ユーロ債分の利子はどれぐらいかの質問があり、平成26年度は6月に155万程度、12月に79万ほど、年間で230万ほどであったとの回答がある。

8目自治会振興費、区、自治会の再編についての考え方はということで質問があった。現実的に自治会についての再編が困難だということでもあり、今後の大きな課題であるとの回答があった。

9目庁舎管理費、11節、太陽光で売電した実績はあるのかとの質問があつて、平成23年で66kWの売電があったとの回答。続いて、効果は、太陽光で2万1,030kWの発電があり、金額にして26万2,504円分である。単純計算で、太陽光発電で10%程度を補ったということであるとの回答があった。

10目総合支所管理費、11節、総合支所の太陽光発電の資料はあるのかの質問に対し、年間4万3,200円、月平均3,600円の売電をしている。晴れた日などは、昼間に買う電力が0円になることもあるとの回答があった。後日、資料が提出された。

12目諸費、19節、防犯灯の補助率はの質問に対し、補助率は2分の1で、限度は、新たに支柱を建てるものに3万円、既存の支柱への共架が2万円である。LEDへの交換も補助率は2分の1で、補助限度額は2万円であるとの回答があった。

13目災害対策支援費、9節、東日本大震災についての支援で、今後も人的な支援は続ける

かの質問があった。平成23年は短期的に人的派遣支援をしてきたが、協力をしていかなければならないと思うが、現実的には町の本来業務もあり、派遣可能な状況には至っていないとの回答があった。

5項選挙費、1目選挙管理委員会費。選挙管理委員会の役割について教えていただきたい。選挙違反等についての委員会の権限はどこまでなのかとの質問があった。公平な立場で選挙を執行する。公平な選挙の啓発なども実施している。権限については、県の選管に確認しながら、実際のケースごとにどこまでできるかということについて検討しているとの回答があった。

続いて、54ページ、7目町議会議員補欠選挙費、この選挙費について、平成23年から24年度にかけてのものであるので、説明を願いたい。平成23年の経費は8万8,000円ほど、準備のみの経費だったが、平成24年執行分618万4,000円と合わせて、合計で627万3,000円であったとの報告があった。

9款消防費、1項1日常備消防費、13節、救急業務の出動件数について確認をしたいとの質問があり、回答は、昨年1月から12月までで350件出動したとの回答であった。

2目非常備消防費、19節、公務災害の共済掛金について、掛金は震災で増えたが、今年も増えたままの掛金なのかの質問があった。それは平成23年限りの掛金であるとの回答であった。

続いて、55ページ、4目災害対策費、11節、町防災倉庫の備蓄食料については、地区の防災訓練に提供していただけるのか、また、家具転倒防止の補助金は続けているのかとの質問があった。備蓄食料については配布する予定はない。家具転倒防止補助金は継続して実施しているとの回答があった。

続いて、56ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費。議員活動の中での議員研修費について、実費の8割程度の補助という形で支出すべきではないかとの意見に対し、研修費のうち旅費については、条例により町職員に準じて支出されているものなので減額は難しいが、職員にも自主研修の助成制度があるので、それを参考として検討することも可能だと思うとの回答があった。

以上で、抜粋をして報告をさせていただきました。

結びに、平成23年度は、川根本町が、かつてない、このようなことが起こった年であって、東日本大震災あわせて原発事故による風評被害、また、台風については、記録的な雨量による自然災害、そして、不採となった情報基盤整備事業は、結果的に町長及び議会のダブルリコール住民投票となり、さらに、議員辞職による補欠選挙になるなど、多くの課題を残し、大変苦い経験でありました。

しかし、そのような中、すばらしいことも数多くあり、お茶の品評会において、上位を独占する数々の農林水産大臣賞に輝き、茶どころ川根本町を全国に発信することができました。加えて、カヌーの大村選手が、当町初のオリンピック選手、出場決定となったことなど、多

くの明るい話題がありました。

さて、平成23年度においては、地方交付税が予想より減額されなかったことは、結果的に収支に余剰ができました。また、実施された地域自治振興事業については、多くの自治会で集会所整備等に活用され、改善が図られたことなど、様々な事業の執行に係る歳入歳出について、5日間の決算審議が行われました。

なお、課題である当町の観光施設については、今後もますます深刻な問題として継続検討課題と考えます。

総括して、限られた財源で将来の町財政を勘定しなければならず、補助金及び交付金等、有利な財源確保に努力をされ、町民に対し行政サービスが低下することのないよう、今後も努力をお願いいたします。

さらに、今回の委員会で審議された案件を考慮され、次年度の予算編成に関連づけることができることをお願いし、関係した皆様には、スムーズな決算特別委員会が遂行できましたことを感謝申し上げます。

また、委員の皆様には、意義ある貴重な御意見をいただき、大変有意義な委員会ができましたことを改めて感謝申し上げます、平成23年度川根本町決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これで決算特別委員会委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 認定第1号、平成23年度一般会計決算に反対の立場から討論いたします。

反対とはいいまでも、ただいま委員長より本当に力強い詳細な報告がありましたように、評価すべきことも数多くあり、住民を守る立場で日夜頑張っておられる職員の皆様には心より感謝申し上げます。

昨年は、町独自のブロードバンド整備事業への住民の反対や疑問の高まりで、有権者の3分の1を超える署名で住民投票直接請求が提出されました。町長は、賛成意見をつけて議会に提出されましたが、議会が否決したことで民主主義が踏みにじられたとして、町長解職・議会解散を請求する署名が再び提出され、選挙が行われました。解散・解職には至りませんでした。議会の責任を主張して4人の議員が辞職され、補欠選挙が行われるという、議会も行政も当町政史上初めての大混乱を経験しました。

決算審査では、議員からの選管の対応や署名の有効性など批判が相次ぎ、損害賠償請求の

話まで出されましたが、この経験に私たちが学ぶべきことは、住民への説明、理解を求める努力がいかに不足していたか、住民投票の要求に耳をかさず、僅差で否決した議会が引き起こした混乱であったかであり、二度と再び同じ轍を踏んではならないということです。

行政は、住民投票に代わる住民アンケートを行い、町が進めている光ケーブル整備事業に反対が多いことを受けて、町長は事業の白紙撤回を宣言しましたが、何もやらなくてよいわけではないはずです。地域格差の解消や、高速インターネットを希望する人への情報基盤整備をどうするかは課題は残っており、行政だけで決めるのではなく、関心の高い人を巻き込んだ対策委員会のようなものを早急に立ち上げ、オープンで協議すべきですが、いまだにその取り組みがないのは問題です。

この間の混乱に町がやるべき仕事さえ見きわめられない状況だったことは、20年度末の国のばらまきで、21年度に6億5,000万円近い繰越金が入っても、町民の厳しい落ち込みを救う十分な対策が打てず、22年、23年度と4億円を超す繰越金が続き、23年度もまた同じように4億円を超す繰越金を出すという金余り状況を見ても明らかです。

私は、当初予算の反対討論で、職員の皆さんの努力で、他市町に先駆けた町民を守る取り組みが進んでいることを評価しながらも、これまで繰り返し要望してきた9点について改善を求めましたが、残念ながら、再度指摘せざるを得ない幾つかの点があります。

1点目は、地区集会所の修繕費や建物保険料の地区負担の撤回では、23年度は全額町負担とした耐震補強工事や自治振興交付金を地区負担に充てるなどで、地区負担は解消され、やりたくてもなかなかやれなかった改修などが進みましたが、大規模修繕3分の1、小規模修繕2分の1、建物保険料は全額地区負担とした合併後のすり合わせが見直されたわけではありません。

もりのくにやウッドハウスおろくぼなど観光施設の指定管理者には、毎年500万円の管理費を払った上に、修繕料も建物保険料も事業者負担ゼロで全額町が出していますが、赤字施設なので仕方がないとはしても、自治会活動の拠点であり、災害時には住民の避難場所となる重要な地区集会所に修繕料負担を設けたり、建物保険料は全額地区負担とするなど、納得できないものです。

2点目の地名保育園についても、若者定住住宅を建設し、子供が増えているにもかかわらず、休園方針の見直しの検討がされていません。

子育て支援センターとしている元藤川保育園では、一人の正規保育士の給料より3名の臨時保育士の賃金が少ないことも判明しました。正規職員の非正規化による雇用の不安定化の拡大など、臨時職員と正規職員の格差の改善が必要だと思います。

3点目は、総合計画や地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、健康増進計画、一般廃棄物処理基本計画、指定管理業務計画に関する調査委託料、橋梁修繕計画、町営住宅長寿命化計画などに約4,000万円もの外部委託予算が計上され、決算でわずかな不用は出ましたが、ほぼ支出されました。住民生活に密接する計画やその見直しが主で、専門業者に委託するのでは

く、町民や関係者の意見を聞いて、やる気が出る計画にするべきですが、聞き入れられませんでした。まちづくりは住民の理解や協力がかぎという地方自治の原則が、原点が、置き去りにされたとしか思えません。

4点目は、基幹産業というべき茶業への支援についてです。

昨年3月11日に起きた東日本大震災の福島原発事故で、放射能汚染が全国に広がり、静岡県では、規制値を上回るお茶の放射能汚染のニュースに風評被害が広がり、当町も深刻な売り上げ減が続いています。それなのに、放射能測定による安心・安全のアピールは不十分で、放射能測定補助は、共同で11件と個人で2件の計13件しかなく、1件1万円で13万円の支出しかありませんでした。生産者や販売者が売り上げ減も測定費用も大半をかぶらなければならない状況に対し、行政の対応は鈍いといえようがありません。

5点目は、官行造林の権利購入中止に倣い、町民を守るために、国言いなりの行政の姿勢を改めるよう求めましたが、今まさに、原発再稼働や消費税10%への消費税路線押しつけなどに、何の声も上げず容認の姿勢をとり続けていることは、残念といえようがないことです。

中学卒業までの子供の医療費の窓口無料化は大変喜ばれていますが、国は、医者にかかりやすくしているとして、国保の補助金を削る理不尽なペナルティーをかけています。即刻中止するよう、他の自治体と歩調を合わせて声を上げるべきです。

また、先進的な取り組みをした子宮頸がんワクチンやインフルエンザ予防接種など、各種予防接種への補助拡大も大いに評価できるものですが、委託料でも扶助費でも多くの不用額が出ています。事業の効果を上げるためにも、無料化の検討が必要です。

環境衛生費の猫避妊・去勢手術費用助成金もとても喜ばれていますが、まだまだ負担が重く、猫が増えるのに追いつかない状況です。予算も3分の2しか使われてなく、補助拡大が必要だと思います。

最後に、議員になって以来要望してきた「核廃絶・平和のまちづくり宣言」を議会が全会一致で決議しました。議決には法的な拘束力はありませんが、町長も議会の決議に同感だと言われ、原水爆禁止世界大会に向けた核廃絶平和行進には、毎年、協賛金やペナント署名を町長、議長そろって託してくださっています。

しかし、町民にはこのようなメッセージがなかなか伝わっていません。委員長報告にも書かれています。ぜひとも横断幕、あるいは懸垂幕を垂らして、子供たちはもちろん、町内外の人たちに、平和を守る町の決意を示していただきたいのです。

決算審査の中では「アピールするまでもない」との発言もありましたが、平和を守ることは、どんな世の中でも絶え間ない努力が必要だと思います。

決算審査では、事務局職員の皆さんお二人、あるいは委員長、正副委員長の御努力で、大変すばらしい、参考になる委員長報告が配付されました。その中にも記されているように、数々の要望や検討、見直しが出され、行政より、前向きに受けとめる答えがありました。

職員の皆さんの昼夜を分かたぬたくさんの努力で、町民に喜ばれる行政、安心して住み続けられるまちづくりが進んでいることに心から感謝いたします。そしてこれからも、町の主人公は町民であることを忘れないで、温かい夢のあるまちづくりを進めてくださることを切に要望して、私の反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 11番、中田です。

私は、認定第1号、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論をいたします。

平成23年度は、歳入総額60億9,187万円、歳出合計55億7,610万円で、実質収支額4億2,447万円となっております。支出合計は、昨年度決算よりは約2億5,500万円少ない額ですが、9月13日に発表されました静岡県内政令都市を除いた全市町の財政健全化判断比率、国でいうプライマリーバランスが公表されました。本町の実質公債費比率は、21市12町の中で上位から8番目の8.8%でした。地方債発行に県から許可が必要な18%を大きくクリアしております。将来負担比率は、数値なしの4市町の中に入る健全な財政運営を行っております。職員の皆さんの努力であると感謝するところであります。

我が町は、決して財政力が豊かな、財政規模のある町ではありませんが、23年度は、協働のまちづくりとして、地域自治会振興事業5,000万円、コミュニティ施設整備事業4,000万円で、地区内でのやる気を起こさせる事業を展開したり、また、2度の台風災害復旧に対し、経費等、経験のない事件が多かった年度を正確な運営で切り抜けた行政手腕を評価して、賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

認定第2号、国民健康保険特別会計決算に反対の立場から討論をいたします。

当初予算で私は、保険税額が前年度より4,000万円も多いのは値上げを計画しているのではないかとただしましたが、町長は本算定ではなるべく値上げを避けたいと言う一方で、必要なときは値上げもあり得ると、何としても値上げを避ける姿勢を示されませんでした。そのため私は、そのことを指摘して、反対をしました。繰り返し要求をしている一般会計からのその他の繰り入れは、国保は町民全員が入っているわけではないので、不公平になると繰り返す町長に、私は一般会計で一部の人に補助していることは珍しくないと言いましたが、聞き入れられませんでした。

国の言いなりに、医療分、後期支援分、介護分すべてで限度額が引き上げられました。税率も、昨年上げ過ぎた後期支援分は少し下がりましたが、医療、介護で値上げがされました。総額で700万円ほどの値上げだということでした。

今年度もまた引き上げが行われましたが、事業主が半分を負担している社会保険料などと違い、国が50%の負担を38.5%まで減らして市町村に責任を押しつけている現状では、医療の高度化で膨らむ医療費に対応するには、一般会計からの繰り入れで値上げを回避することや、所得の低い人への軽減をさらに増やしていかない限り、だれもが安心して医療を受けられる国民皆保険制度にはならないと思います。

被保険者の減少で、医療給付費は7億4,920万7,000円から7億3,763万2,000円に減り、件数も、入院で519件から486件に、入院外も2万2,865件から2万1,878件に減りましたが、一人当たりや1日当たりの費用額は、入院でも入院外でも増えていることは、受診控えや重症化が心配されます。

滞納額も恒常的に増え続け、国保財政を圧迫しています。不納欠損も22年度に219万円、23年度も78万円行っていますが、収入未済額は一般分で486万円、退職分で42万円増え、過年度分の未済額一般分の2,947万円と退職分の28万円を合わせると3,502万円に上り、国保税の本算定で必要額として加算され、税の引き上げにつながっています。

医者にかかるのも我慢しながら必死に国保税を払っている人には、本当に踏んだりけったりの話です。一般会計からのその他の繰り入れで、まじめに払っている人の負担を増やさないことこそ、弱者の立場に立った公平な行政ではないでしょうか。

ましてや、町がやるべき福祉事業である保健事業に188万円の国保税を使っていることや、保健事業と称して医療費通知を年6回も送り、受診抑制を図るなど、国言いなりも、町民を守る姿勢とは思えません。

行政の仕事である、町民の健康を守る保健福祉の取り組みは、一般会計で心置きなく十分に取り組むべきです。国保の健全運営は、国の言いなりでなく、国負担を50%に戻すよう声を上げ、加入者の負担を防ぐことこそ最大の健全化ではないでしょうか。

保健師の方や担当職員の皆さんが身を粉にして町民の健康を守る努力をされていますが、

トップの町長に、負担増を回避し、受診抑制による医療費高騰や、重症化を防ぐ決意を再度要望いたしまして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 私は、認定第2号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど当初見込み4,000万、5,000万ほど違っているということがありましたけれども、これは、前年度給付費等、急激なあれがありましたものですから、それを見込んでやったということでもあります。

また、確かに上がっておりますけれども、これは、2025年、それまでになるべく緩やかな上昇とかそういったものに持っていく、急激なものに持っていくことを防ぐためのあれです。

また、限度額についてですけれども、川根本町は1年遅れでやっておりました。毎年国の水準は上がっておりますけれども、1年遅れでやってきましたけれども、この年に初めて国の水準に合わせたということになっております。

確かに医療費の実績、被保険者等に、また、この景気の落ち込みとかそういったものがある、国保保険者にはかなり厳しい面があると思っておりますけれども、限度額等についても、中間層の緩和ということにもあります。

また、国庫負担率については、これは議会のこれからの意見書なり、そういったものを持っていくのが必要じゃないかなとも思っていますので、それはそれとして、この今回の国保特別会計の決算については認定をしたいと思いますので、以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

認定第3号、後期高齢者医療事業特別会計決算に反対の立場から討論します。

反対といたしましても、当会計には、全くといってよいほど町の裁量の余地はありません。何といたしてもまず反対の一番の理由は、この会計が、平成20年度から始まった、75歳以上の高齢者を一般の医療から切り離して、差別と際限のない負担増を持ち込んだ、世界にも類を見ない親不孝制度に基づく会計だからです。とは言いつても、決算で明らかになった問題点がないわけではありません。

当町の後期高齢者は、審査で配付された資料によると、平成22年3月31日現在で、人口8,576人中2,124人でした。当町の75歳以上の医療費がどれくらいなのか、一人当たりが幾らなのか、ついに出されませんでした。インターネットで、静岡県は77万3,000円の平均だと知り、2,124人を掛けると16億4,000万円にもなることで、驚いてしまいました。当町の75歳以上の一人当たり医療費は県内でも一番低いと聞いていますので、ここまではいかないでしょうが、老人保健最終年度となった平成19年度の医療給付費が12億4,600万円だったのを見ても、一人当たり医療費は増えているのではないかと思います。

県下で一番元気な高齢者が多い町と言われ続けていることは大変喜ばしいことですが、医療も介護も受ける機関が少なかったり、遠くて不便で行きにくかったり、収入が少なくてなるべく我慢しているような実態がないのか、そのため手遅れなどという状況になっていないか、常駐するお医者様が少ない当町の医療状況を考えると、これから医療費の高騰が不安になります。

老人保健会計のときは12億円余の医療費支出がありましたが、町の一般会計からの繰り入れが1億円ちょっとで、あとは支払基金や国・県からの負担金で賄っていました。ほかに国保会計で1億5,000万円の拠出金がありましたが、これには国や支払基金から約半分が入っていて、残りが国保税から支出されていたと思いますが、町の支出と国保税負担を合わせても1億7,000万円ほどでした。

後期高齢者医療制度に移行して、当会計での広域連合への納付金は約1億172万円で、このうち7,500万円が75歳以上の保険料で、国保会計からの支援金1億1,252万円も、このうち4,000万円が国保税で徴収されており、さらに、国保以外の社会保険などすべての医療保険から支援金として徴収され、町民の負担、国民の負担は、驚くほど増えていることがわかります。

それに反して国・県・市町の負担は半分に減っているのは、この制度が、本人窓口負担以外の医療費の半分にすべての医療保険からの支援金を導入し、公費負担を半分に削減するという驚くべき負担増を国民にもたらした制度だからです。

現役世代の負担を軽減するどころか、国保税や他の医療保険料の値上がりにつながり、さらに、75歳以上の保険料は2年ごとに引き上げが行われ、老人医療費が県の平均より20%以上も低かった当町と旧岡部町では、激変緩和の名目で、平均の保険料より低くした不均一保険料が設けられましたが、2年ごとの改定のたびに引き上げられている保険料が、保険料を

引き上げて6年目には県の平均と同じにするということですが、引き上げのたびに他の市町より大きな引き上げをこうむるという矛盾した状況になっています。

年をとればだれでも体に言うところが出て、医療費が増えるのは当たり前です。医療費がかかる75歳以上を今までの医療保険から締め出して、単独の保険制度に囲い込み、負担が増えるのが嫌なら医者にかかるのを我慢せよと冷たい受診抑制を持ち込んだり、診療報酬に差をつけて、お医者さんが熱心に検査などをすると赤字になるような差別制度を持ち込んだりしたことで、全国からこの制度の廃止を求める声が高まり、廃止を約束した民主党に期待が集まって、政権交代の原動力となりましたが、民主党は公約を投げ捨てて廃止を先送りし、2年ごとの見直しで、保険料が上がるのを防ぐために国が財政措置をするという約束もかなぐり捨てて、今年もまた保険料値上げが行われました。

減らされる一方の年金からさらに天引きが増え続ける現状は、高齢者に不安と失望感を増大しているだけです。制度開始からまだ4年しかたっていない23年度決算の保険料収入未済額が136万円にもなっています。年金が月1万5,000円以上あれば天引きする制度ですから、滞納は、それ以下の年金しかない高齢者と、その年、65歳になった年は自分で納めることになっている普通徴収の人しかできません。

1年以上滞納が続けば、医者にかかりたくても、窓口負担が全額自己負担となるペナルティーも設けられており、わずかな年金しかない高齢者にこんな冷たい仕打ちが許されるはずはありません。現に、医者にも行けず手遅れになったり、命を落とされる事例が全国では後を絶ちません。

戦前戦後を懸命に生き抜き、家族や社会を支えて、今日の豊かな社会の繁栄に貢献され……

○議長（板谷 信君） 10番議員に注意をします。

23年度の決算について反対討論をしてください。制度についてではなく。また、国の裁量の部分のところについて、この川根本町の議会でやるというのは余り適任じゃないということ、また、すべてを合わせて討論は簡潔をお願いします。

○10番（鈴木多津枝君） わかっています。わかっていますけれども、こういうふうにはしか討論ができません。制度に基づく会計ですので、すみません。あと3行です。

御苦勞されてきた高齢者に際限ない負担増や受診抑制を持ち込む冷たい制度は一日も早く廃止して、安心して老後を送れる医療制度を確立するよう、行政、議会が一致団結して、国へ声を上げることを強く要望しまして、当決算の認定に賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤さん。

○8番（中澤智義君） 中澤です。

私は、認定第3号、平成23年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論します。

反対者も言われたとおり、この医療制度は、平成20年4月1日より、75歳以上の後期高齢者と一定の障がいを持つ前期高齢者を対象とした国の医療保険制度です。この制度は、都道府県を単位とした広域連合で運営されています。会計は、広域連合で決められた保険料を広域連合に納め、広域連合で運営されておりますので、町の裁量のない制度であります。

23年度の決算は、広域連合の精算で、実績に基づき、保険基盤安定のための負担金を支払ったものです。安定した保険制度を維持するために、23年度の決算は適切に処理されていると思います。

私は、妥当と認め、原案に賛成いたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

認定第4号、平成23年度介護保険事業特別会計決算に反対の立場より討論します。

今年度から3年間の介護保険料が、月額基準で3,530円から4,360円に、830円もの大幅値上げがされました。年額1万円近い値上げです。

昨年の決算審査に今年度のことを言ってもだめだと言われるかもしれませんが、23年度に策定された24年から26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画で打ち出した保険料額で、3月議会で条例改正が、私以外の賛成多数で可決された結果です。町民の所得水準が低い当町では、町民を守る立場の行政自らの値上げは、一般会計繰り入れなどで避けるべきと主張し続けてきましたが、聞き入れられませんでした。

介護保険制度が平成12年度にスタートして以来、3年ごとの見直しのたびに65歳以上の保険料が値上げされ、スタート時に基準額で月2,100円だったのが、今では2倍以上の4,360円にもなりました。

もともと介護保険制度は、家庭介護の行き詰まりを解消するために、社会全体で見る制度として始まった制度です。それまでは、サービスを受ければ所得に応じて負担する措置制度で、本人負担の残りの半分を国が持ち、県と町が残りを半分ずつ負担し、当町では利用者のほとんどが住民税非課税のため、負担ゼロという状況でした。

社会全体で見ると言いながら、国・県・町の公費負担を半分に切り下げて、本人1割負担を導入し、残りの9割の半分にも、40歳以上のすべての国民からの保険料を導入するなど、際限ない負担増を強いる制度になっています。

64歳までは加入している医療保険に上乗せして徴収され、65歳以上は年金が月額1万5,000円以上あれば、年金から強制的に天引きされ、1万5,000円以下の高齢者には自分で納めさせ、滞納したらサービスを10割負担にするという、実質使いようがないペナルティーを設けた冷たい制度です。所得の差は何百倍あっても、保険料の差は3倍ほどしかなく、所得300万円までの9段階しかない粗い刻みで、収入が少ない人ほど重い負担になる、矛盾した算定法です。

少ない年金だけが頼りの高齢者は、保険料は強制的に天引きされても、1割の利用料が払えなくて、ぎりぎりまでサービスを我慢する人が少なくありません。

当町の介護認定者数は3月に547人で、サービス受給者は在宅で296人、施設で143人の計439人で、8割の利用率になっていました。65歳以上の総人口約3,500人と勝手に推定しましたが、介護認定者は15%しかなく、介護サービス受給者は12.5%にしかありません。

自己負担が多い老健施設などは利用できない人が多く、低所得者への軽減がある特養待機者が120人を超え、2カ所に増えた小規模多機能施設も既に定員を超え、訪問介護やショートステイでしのぐ、老老介護や一人暮らしの高齢者が増えています。

高い保険料を少ない年金から天引きされ続け、できる限りサービスを我慢していても、いざサービスを受けようとするといっばいで、交代交代でしか受けられない状況です。

福祉課の担当職員や保健師さん、民生委員さんなどの献身的な努力と個人の努力で、県下で一番元気な高齢者が多い町と言われていることはすばらしいことですが、数字だけではない、利用したくても利用できない高齢者の苦しい実態も隠されているのではないかと心配です。

いきいきサロンなどのボランティア活動への町の支援はないに等しい状況で、徳山診療所は8,000万円以上もかけて建設したにもかかわらず、たった一人の緑のふるさと協力隊員の宿舎として使われて久しく、健康にも福祉にも介護予防にも、何の役にも立てようとしていません。しかも、町が行うべき福祉施策を、介護保険料を使う地域支援事業の介護予防事業や包括的支援事業及び任意事業に組み込んで、介護保険料の値上げにつながるなど、本末転倒です。

23年度も200万円を超える保険料が使われていますが、これでは、もっともっと力を入れなければならないことなのに、貴重な保険料を使うのでは十分にできないというブレーキが

かかるのではないのでしょうか。国保の予防事業と同様に、矛盾する問題です。

また、この年は社協の介護保険不正請求が発覚し、返納金4,133万2,000円の入金がありましたが、決算審査でも、算定根拠や処理内容を示す資料の提供を求めましたが、何の資料も配付されず、不透明な状況で終わりました。

このことで、町の福祉事業を肩代わりして受け持っている社協の運営が危機的状況にあるなどのうわさも広がっており、正確で詳細な報告がされるべきです。

地域包括支援センターの職員の皆さんが、携帯電話による24時間対応に取り組んでおられることも、同僚議員より伺いました。人材不足の多忙きわまる中で町民の困難に寄り添っておられる職員の皆さんに、心から感謝申し上げます。また、ほとんどボランティアの民生委員の皆様の昼夜を分かたぬ献身的な御努力にも心から感謝申し上げます。

しかし、地方自治体やボランティア、個人がどんなに努力しても、避けられない負担増とサービス抑制を強いる弱者に冷たい制度自体の問題に、何の抵抗も示さない当会計決算には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

私は、認定第4号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

この介護保険事業特別会計ですけれども、昨年の予算のところでは全員賛成で可決されており、また、第4期の介護保険計画に沿った予算であり、それを執行してきたものであります。これは反対者の討論にもありました。

また、見直しされたのは、平成24年度の第5期の保険計画であることをつけ加えておきたいと思います。

また、当町は、弱者対策として、9段階というものをして弱者対策に当たっております。

また、先ほど介護保険予防事業のことがありましたけれども、介護保険予防事業につきましては、481万ほどのところを、一般財源として7万円、それから一般会計繰り入れとしては98万1,000円、それから包括支援事業につきましては1,717万1,000円のところ、一般財源として、先ほど言った200万ほど、また、一般会計としては、396万3,000円ほど一般会計から繰り入れて、またあとは国・県の支出金となっており、一般住民対象者であるので、一般会計より繰り入れているのが現実であります。

また、このようなことがありますので、私は、この介護保険事業特別会計の決算については賛成の立場で討論いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、認定第4号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。



◎日程第11 議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第50号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度林道施設災害復旧事業、林道寺沢線災害復旧工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年3月15日、平成24年第1回議会定例会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を1,776万1,800円減額し、変更後契約金額5,489万8,200円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎日程第12 発議第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

○議長(板谷 信君) 日程第12、発議第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構

案を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

◎日程第13 川根本町議会議員派遣の件

○議長(板谷 信君) 日程第13、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定いたしました。

————— ◆ —————

◎閉 会

○議長(板谷 信君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成24年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 6時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 9月19日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 長 塚 誠

署 名 議 員 中 澤 莊 也